

令和4年2月1日
みどり33推進担当部
みどり政策課

「世田谷区みどりの行動計画（令和4年度～令和5年度）」案及び「生きものつながる世田谷プラン行動計画（令和4年度～令和5年度）」案について

1 主旨

「世田谷区みどりの行動計画（令和4年度～令和5年度）」及び「生きものつながる世田谷プラン行動計画（令和4年度～令和5年度）」の素案を公表し、素案への区民意見募集及び、庁内の検討を経て、それぞれの計画案として取りまとめたので報告する。

2 検討経過

令和2年 8月 行動計画策定に着手
1 1月 世田谷区環境審議会（改定方針の報告）
令和3年 7月 世田谷区環境審議会（素案の報告）
都市整備常任委員会（素案の報告）
8月 区民意見募集
1 1月 世田谷区環境審議会（案の報告）

3 区民意見募集の実施結果

『世田谷区みどりの行動計画（令和4年度～令和5年度）』及び『生きものつながる世田谷プラン行動計画（令和4年度～令和5年度）』素案への区民意見の募集結果』のとおり【別紙1】

4 素案から案への変更点

『世田谷区みどりの行動計画（令和4年度～令和5年度）』及び『生きものつながる世田谷プラン行動計画（令和4年度～令和5年度）』素案から案への変更点』のとおり【別紙2】

5 行動計画（案）

- ・「世田谷区みどりの行動計画（令和4年度～令和5年度）案の概要」【別紙3】
- ・「生きものつながる世田谷プラン行動計画（令和4年度～令和5年度）案の概要」【別紙4】
- ・「世田谷区みどりの行動計画（令和4年度～令和5年度）案」【別紙5】
- ・「生きものつながる世田谷プラン行動計画（令和4年度～令和5年度）案」【別紙6】

6 今後のスケジュール（予定）

令和4年3月 行動計画策定

(参考) 令和3年度みどりの資源調査速報

令和3年度みどり率速報値 24.42% (平成28年度 25.18%)

平成28年度との比較では0.76ポイントの減少となっている。

				平成28年調査		令和3年度		H28→R03	
				面積(ha)	割合	面積(ha)	割合	面積(ha)	ポイント差
みどり面	緑被面	樹木地	樹木	1,004.32	17.30%	958.08	16.50%	-46.23	-0.80
			竹林	7.16	0.12%	5.25	0.09%	-1.91	-0.03
			樹木地計	1,011.48	17.42%	963.34	16.60%	-48.14	-0.83
		草地	230.46	3.97%	226.99	3.91%	-3.47	-0.06	
		農地	104.41	1.80%	97.82	1.69%	-6.59	-0.11	
		屋上緑地	21.17	0.36%	22.83	0.39%	1.66	0.03	
		水面	23.28	0.40%	27.89	0.48%	4.61	0.08	
		公園内の裸地	21.03	0.36%	23.78	0.41%	2.75	0.05	
		公園内の構造物面	49.70	0.86%	55.06	0.95%	5.36	0.09	
		みどり面計(みどり率)	1,461.54	25.18%	1,417.72	24.42%	-43.82	-0.76	
		(公園)	264.72	4.56%	268.28	4.62%	3.56	0.06	

「世田谷区みどりの行動計画（令和4年度～令和5年度）」及び「生きものつながる世田谷プラン行動計画（令和4年度～令和5年度）」素案への区民意見の募集結果

「世田谷区みどりの行動計画（令和4年度～令和5年度）」及び「生きものつながる世田谷プラン行動計画」（令和4年度～令和5年度）の素案に対する区民意見の募集結果について報告する。

1 実施概要

期間：令和3年8月16日（月）～9月3日（金）

広報：区のおしらせ、ホームページ

閲覧場所：みどり政策課、各総合支所街づくり課、ホームページ

公表：令和4年2月（予定）

2 意見の提出人数と件数

(1) 世田谷区みどりの行動計画（令和4年度～令和5年度）素案

人数：2人（ホームページ2人） 件数：8件

(2) 生きものつながる世田谷プラン行動計画（令和4年度～令和5年度）素案

人数：1人（ホームページ1人） 件数：4件

3 意見の概要、意見に対する区の考え方

(1) 世田谷区みどりの行動計画（令和4年度～令和5年度）素案について

項目	意見の概要	意見に対する区の考え方
全体	方針の内容は良い	
全体	企業等と官民連携して地球温暖化、災害化の緩和、区民の心身の健康、子どもたちの心と歓声の育成を増進して欲しい	区民・活動団体、事業者、区などが連携・協働しながら、「多様なみどりが笑顔をつなぐ街・世田谷」を目指します。
全体	事業内容が小粒で「みどり33」の実現には程遠いように思う	令和6年度以降の行動計画策定時に、今年度実施しているみどりの資源調査の結果も踏まえ、見直しを考えています。
全体	抜本的な見直しが必要と思う	

項目	意見の概要	意見に対する区の考え方
1. (3) 取り組みの評価	行動計画の取り組みが、概ね順調に推進できているとの評価にギャップを感じる	今後も行動計画に基づき着実に事業を推進していきます。
3. 取り組み内容 1-2-2	「世田谷版グリーンインフラ」の取り組みは評価する	雨水浸透能力の確保・増進や水循環の回復をさまざまな方策で進めていきます。
3. 取り組み内容 1-2-2	グリーンインフラの取り組みは、みどり政策課及び公園緑地課も所管として取り組むべきである	グリーンインフラの取り組みについては「自然環境の有する多様な機能を賢く活用し、持続的で魅力あるまちづくりを進める取り組み」と捉え、みどり政策課、公園緑地課も含め区全体で取り組んでいきます。
3. 基本方針 5	基本方針 5「みどりとのかかわる暮らしを楽しみ、伝える」のキャッチや内容を区報やHP、パンフレット等で見たことがない	みどりに関する普及啓発やみどりに関わる体験・学習機会の拡充、歴史・文化の継承などを通して、多様な世代がみどりに関心を持ち、みどりとともにある歴史や文化を継承していく取り組みを進めていきます。

(2) 生きものつながる世田谷プラン行動計画（令和4年度～令和5年度）素案について

項目	意見の概要	意見に対する区の考え方
全体	生きものつながる世田谷プランの考え方は良い	生物多様性の視点を持って、より良い街づくりを進めていきます。
全体	実施内容がこのままでは生きものの居場所がバイオコリドーとしてつながるには至らないのではないか	自然環境に恵まれた国分寺崖線と、区内の大小さまざまな公園緑地、住宅地や学校のみどりを大切に守り育てることで、区内の生きものネットワークを作っていきます。
全体	土壌生物の重要性にも光をもっとあててほしい	土壌生物を含めた生きもの全てが生息しやすい環境を作っていきます。
2. 個別の取り組み	生きものの居場所をもっと増やすべき	「リーディングプロジェクト No.1 生きもの拠点づくりプロジェクト」や「目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する」及び「目標 2. 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出する」ことにより生きものの居場所を増やしていきます。

「世田谷区みどりの行動計画（令和4年度～令和5年度）」及び「生きものつながる世田谷プラン行動計画（令和4年度～令和5年度）」素案から案への変更点

1 位置付けの変更

変更箇所	変更内容	理由
世田谷区みどりの行動計画案 P1 1. (1) 策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機として、取り組みを推進していくことにより、更に世田谷の良好なみどりの充実を実現し、笑顔があふれる世田谷の街を将来に引き継いでいきます。」の記述を追加 「近年、地球温暖化による気候変動の影響で災害が激甚化しており、本区でも令和2年10月に気候非常事態宣言を行いました。また、新型コロナウイルス感染症流行により社会生活環境も変化しています。水環境の保全や環境の改善、健康増進など、みどりが持つ多様な機能を気候変動や新型コロナウイルス感染症流行後の新たな社会づくりに生かしていく取組みを進めていきます。」の記述を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機として、取り組みをさらに推進していくため 気候変動やコロナ後の新たな社会づくりにみどりが持つ多様な機能を生かしていくため
生きものつながる世田谷プラン行動計画案 P1 1. (1) 行動計画の役割	<ul style="list-style-type: none"> 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機として、区民との協働により生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、生きものとともにある暮らしと、みどり豊かな環境を次代に伝えていきます。」の記述を追加 「また、近年の地球温暖化を要因とした気候変動が生態系に与える影響や新型コロナウイルス感染症流行後の新たな生活環境もふまえ取組みを進めていきます。」の記述を追加 	<ul style="list-style-type: none"> 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機として、取り組みをさらに推進していくため 気候変動が生態系に与える影響やコロナ後の新たな生活環境も踏まえた取組みを進めていくため

2 個別取り組みの変更点

※表の「みどり」は世田谷区みどりの行動計画、「生きもの」は生きものつながる世田谷プラン行動計画の掲載箇所

みどり	生きもの	個別取り組み	変更内容	理由
P9 1-2-1	P19 1-3-1	各河川の生物多様性に配慮した管理	所管課に環境保全課を追加	環境保全課も取り組んでいる内容であるため

みどり	生きもの	個別取り組み	変更内容	理由
P9 1-2-1 P25 2-3-1	P28 2-1-2	河川の自然環境の再生	所管課に環境保全課を追加	環境保全課も取り組んでいる内容であるため
P10 1-2-2 P28 3-1-1 P37 3-5-1	P20 1-3-2	建築などの機会を捉えた雨水貯留浸透施設の普及	目標：世田谷区豪雨対策行動計画に基づき実施	世田谷区豪雨対策行動計画と整合を図るため
P13 1-3-1		農業の基盤づくり	個別取り組み内容：担い手が年々減少している中で、農業者に対し、営農継続への様々な支援を引き続き行うことにより、都市農業の振興を図るとともに、農地の保全につなげる。また、認定・認証農業者については、家族間での経営協定締結を推奨すること等により、人数の増加を図る。	文章表現を整理するため
P18 1-4-3		景観重要樹木の指定検討	現況の「銘木百選」を「名木百選」に修正	表記の統一
P18 1-4-4 P29 3-1-2 P37 3-5-2		地区計画・地区街づくり計画の策定	目標：世田谷区実施計画に基づき実施	実施計画と整合を図るため
P26 3-1-1	P31 2-3-1	3軒からはじまるガーデニング支援制度	個別取り組み内容：3軒以上のグループへの5年間のガーデニングアドバイザーの派遣と緑化資材を助成する。 目標：みどりあふれる環境にやさしい街並づくりの推進	事業の見直しに伴い、令和4年4月現在の個別取り組み内容及び目標を設定するため
P32 3-2-2		校庭芝生化	所管課に施設営繕第一課、施設営繕第二課を追加	工事を行うのは施設営繕第一課・第二課であるため
P32 3-2-2		屋上緑化	所管課に施設営繕第一課、施設営繕第二課を追加	工事を行うのは施設営繕第一課・第二課であるため
P32 3-2-2		地上部植栽	所管課に施設営繕第一課、施設営繕第二課を追加	工事を行うのは施設営繕第一課・第二課であるため
P33 3-2-3	P35 2-3-3	生物多様性に配慮した公共・公益施設づくり	「公共・公益施設の建築計画などにおける緑化の推進」に統合	「公共・公益施設の建築計画などにおける緑化の推進」と内容が同じであるため

みどり	生きもの	個別取り組み	変更内容	理由
P34 3-3-1	P35 2-3-3	外環道上部の緑化推進（東名ジャンクション（仮称））	個別取り組み内容：上部利用計画案の策定に向けて事業者等と調整を進める。 目標：上部利用計画案の策定に向けた事業者等との調整	外郭環状道路事業完了の10年延伸に伴い、令和4年4月現在の個別取り組み内容及び目標とするため
P35 3-4-1	P38 3-1-2	生活被害を伴う害虫への防除対策	個別取り組み：生活被害を伴う害虫等への防除対策（「等」を追記） 現況：生活被害を伴う害虫等への防除対策の実施（「等」を追記） 個別取り組み内容：区民生活に危害を及ぼす恐れのある害虫等についての注意喚起や情報の周知、ハチの巣の除去（要件あり）を行う。 目標：生活被害を伴う害虫等への防除対策の普及（「等」を追記）	害虫の除去は保健所では行っておらず、要件（除去の対象となる巣）に合ったハチの巣の除去を行っているため

世田谷区みどりの行動計画（令和4年度～令和5年度）案の概要

■ 行動計画策定の趣旨

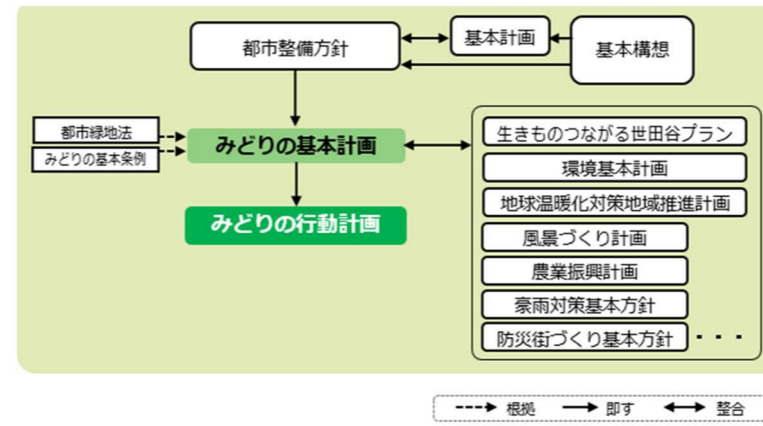
みどりの行動計画は、みどりの基本計画の推進に向けて、各取り組み方針に応じた個別取り組みの内容と目標を示すものです。この行動計画は、区が主体となって、区民、事業者と協働しながら個別取り組みを推進していくものです。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機として、取り組みを推進していくことにより、更に世田谷の良好なみどりの充実を実現し、笑顔があふれる世田谷の街を将来に引き継いでいきます。

近年、地球温暖化による気候変動の影響で災害が激甚化しており、本区でも令和 2 年 10 月に気候非常事態宣言を行いました。また、新型コロナウイルス感染症流行により社会生活環境も変化しています。水環境の保全や環境の改善、健康増進など、みどりが持つ多様な機能を気候変動や新型コロナウイルス感染症流行後の新たな社会づくりに生かしていく取組みを進めていきます。

今回の行動計画は、世田谷区基本計画との整合を図るため、令和4年度から令和5年度の2か年の計画として策定しました。

■ みどりの行動計画の位置付け



■ 基本計画との整合

元号	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9	
西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
基本計画	基本計画（10年間）							次期 基本計画				
みどりの基本計画等	みどりの基本計画（10年）							行動計画 第1期（4年）				
							本計画					

基本方針	取り組み方針	令和3年度末までの評価（見込み）	次期行動計画の主な事業内容（案）
基本方針-1. 水循環を支える みどりを保全する	1-1. 国分寺産線の保全	マップや案内板による普及啓発、各種助成制度による助成・重点地区の指導、農地の保全・活用等により、水環境を支えるみどりの保全施策・事業は順調に推進している。	小さな森制度の活用推進、国分寺産線の魅力周知、「きしべの路」「おもいはせの路」の案内板での啓発、国分寺産線保全重点地区内の緑化指導
	1-2. 水環境の維持・増進		湧水を生かした緑地の整備、湧水保全重点地区内の助成・指導、グリーンインフラ学校の開催
	1-3. 農のみどりの継承		せたがやカレープロジェクト、農業振興計画に基づく新たな農業ビジネスや世田谷独自の農地保全の検討、ふれあい農園等の運営による農地を活用した多面的な利活用推進
	1-4. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全		庭木の手入れ講習会の開催、区民相互のみどりの管理に対する支援、景観重要樹木の指定検討、緑地協定によるみどりの保全・創出
基本方針-2. 核となる魅力ある みどりを創出する	2-1. 公園緑地の整備	生物多様性に配慮した公園づくりや公園における移動販売車の誘致、岡本わかみず緑地の整備など核となる魅力あるみどりづくりは順調に推進している。	新たな公園緑地の整備 2.36 ha、公園緑地用地取得、魅力あふれる公園づくりの推進、公園などにおける区民参加の花づくり活動の支援
	2-2. 公園緑地の管理運営		公園等長寿命化改修計画に基づく大規模公園改修1か所、緑道再生 6 2 0 m、特色ある公園・身近な広場の再生 8 公園、公園への民間施設（カフェ・移動販売車等）の誘致
	2-3. 区民がふれあえる水辺の再生		湧水を生かした緑地の整備 1 か所、水辺の維持管理、生物多様性に配慮した水辺づくり
基本方針-3. 街なかに多様なみ どりをつくり、つ なげる	3-1. 民有地のみどりづくり	新たなみどりの創出は道路や鉄道事業に遅れが出たため目標には届かなかったが、民有地のみどりづくりは概ね計画どおり進んでいる。外来種や野生生物に対しても適切に対応し、災害時に多面的な機能を発揮するみどりづくりにも取り組み、街なかに多様なみどりをつくりつなげる事業はおおむね順調に推進している。	ひとつぼみどりの創出、建築事業者などに対する普及啓発、世田谷生きもの緑化ガイドブックの配布による普及啓発、建築行為等における風景づくりの誘導
	3-2. みどりの公共・公益施設づくり		道路緑化の推進・生物多様性に配慮した学校、公共・公益施設づくり
	3-3. 新たなみどりの創出		外環道上部の緑化推進に向けてのスケジュール調整・小田急線上部利用における緑化の推進
	3-4. 外来種や野生生物への対応		特定外来種などの防除活動の実施・ハクビシン等の防除・ハチとの共生の普及啓発
	3-5. みどりによる安全な街づくり		民有地の震災対策用井戸の維持管理支援・防災街づくりによる公園・広場・緑地用地取得 1 か所
基本方針-4. みどりと関わる活 動を増やし、協働 する	4-1. みどりを守り育てる活動の活性化	新型コロナウイルス感染拡大によりイベント等の開催方法を変更して実施したほか、名木百選第二弾の実施等、みどりと関わる活動を増やし協働する取り組みはおおむね順調に推進している。	国・東京都・関係自治体との生き物情報の共有、園芸相談、地域風景資産の継承を目的とした仕組みの検討
	4-2. みどりに関する情報の管理・発信		生物調査の実施、世田谷名木百選マップの配布による啓発
基本方針-5. みどりと関わる暮 らしを楽しみ、伝 える	5-1. みどりに関する普及啓発	新型コロナウイルス感染拡大によりイベント等が一部開催できなかったものの、新しい手法を用いた代替事業を行い、「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」の作成・配布等、みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える取り組みはおおむね順調に推進している。	ビジターセンターの運営、「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」配布による啓発
	5-2. みどりのために行動する人材の育成		土と農の交流園講座の実施、体験・学習機会の充実、プレーリヤカー 2 3 か所
	5-3. みどりとともにある歴史・文化の継承		ボランティア向けの養成講座・イベントの開催、「せたがやそだち」の消費の拡大

生きものつながる世田谷プラン行動計画（令和4年度～令和5年度）案の概要

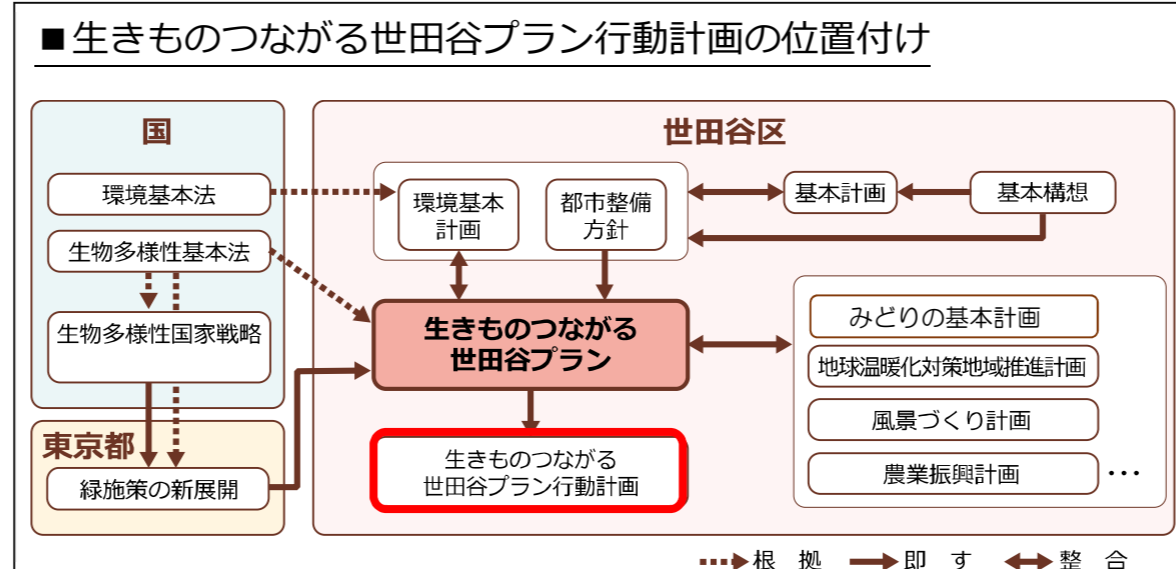
■行動計画策定の趣旨

生きものつながる世田谷プラン行動計画は、生きものつながる世田谷プランの目標を達成するための取り組み内容について、環境審議会の意見を踏まえて区が策定し、区が主体となって取り組みを推進していくものです。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機として、区民との協働により生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、生きものとともにある暮らしと、みどり豊かな環境を次代に伝えていきます。

また、近年の地球温暖化を要因とした気候変動が生態系に与える影響や新型コロナウイルス感染症流行後の新たな生活環境もふまえ取り組みを進めていきます。

今回の行動計画は、世田谷区基本計画との整合を図るため、令和4年度から令和5年度の2か年の計画として策定しました。



■基本計画との整合

元号	平成29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9	
西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
基本計画	基本計画（10年間）							次期基本計画				
生きものプラン等	生きものつながる世田谷プラン（16年）											
	行動計画（5年）					本計画						

3つの柱	9つの目標	令和3年度末までの評価（見込み）	次期行動計画の主な事業内容（案）
生物多様性を「守り、育てる」	「目標1」多様な生きものが生息・生育する場を保全する	国分寺崖線や水辺の保全、生物多様性に配慮した場づくり、外来種や野生生物に対する適切な対応により、生物多様性を「守り、育てる」事業は順調に推進している。	市民緑地契約制度の活用推進、国分寺崖線の魅力周知「きしべの路」「おもしろい路」の案内板での啓発、湧水保全重点地区内の助成、緑化指導 生物多様性に配慮した水辺づくり、3軒からはじまるガーデニング支援制度、建築事業者などに対する普及啓発、生物多様性に配慮した学校・公共・公益施設づくり 関係行政機関、学校、団体と連携した啓発・防除活動、ハチとの共生の普及啓発
	「目標2」多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する		
	「目標3」外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める		
生物多様性のために「協働する」	「目標4」生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する	新型コロナウイルス感染拡大によりイベントや区民による生物調査は一部中止となったが代替事業を行い生物多様性のために「協働する」事業は概ね順調に推進している。	国・東京都・関係自治体との生きもの情報の共有、活動団体との意見交換会の開催 トラスト運動支援者数の拡大 生物調査の実施、ホームページなど多様な情報媒体を活用した生きもの情報の発信
	「目標5」生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす		
	「目標6」生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える		
生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」	「目標7」多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する	新型コロナウイルス感染拡大によりイベント等が一部開催できなかったものの、「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」の作成・配布等、生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」事業はおおむね順調に推進している。	「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」配布による啓発、ビジターセンターの運営 ふれあい農園等の運営による農地を活用した多面的な利活用推進、グリーンインフラ学校の開催、体験・学習機会の充実 農業農地が有する多面的機能の情報発信
	「目標8」将来にわたって恵みを楽しみ続けるための人材育成・教育の仕組みを整える		
	「目標9」生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する		

9つの目標を総合的かつ効果的に達成するためのリーディングプロジェクト



No.1 生きもの拠点づくりプロジェクト

大規模な生きもの拠点として玉川野毛町公園の拡張整備を行いその他の公園緑地の整備、管理においても生物多様性配慮した手法を取り入れ、区内の生きものネットワークおよび広域的な生きものネットワークを形成していきます。

No.2 ちょこっと空間づくりプロジェクト

区民参加により、個人宅の庭やベランダ、商店街などで生きものが立ち寄る場をつくる工夫を進めることで、ちょこっとした生物生息空間を広げていきます。

No.3 せたがやカレープロジェクト

活動団体、農業関連団体、学校などのさまざまな主体と連携して、区内農作物を使い、親しみのあるカレーなどをつくるイベントを実施し、生物多様性への関心の向上・農地が持つ多面的機能の理解を進めるきっかけづくりとします。

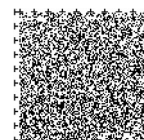
NO.4 世田谷生きもの会議プロジェクト

活動団体同士が意見を交換できる場を設け、また各団体がより活動しやすくなるよう、専門家派遣制度を実施したり、活動する場をつなぐために、各活動場所において生物調査を実施します。

世田谷区みどりの行動計画

(令和4年度～令和5年度)

案



目 次

1. みどりの行動計画の位置付け	1
2. みどりの基本計画の取り組みの体系	4
3. みどりの行動計画	6
基本方針-1. 水循環を支えるみどりを保全する	6
基本方針-2. 核となる魅力あるみどりを創出する	20
基本方針-3. 街なかに多様なみどりをつくり、つなげる	26
基本方針-4. みどりと関わる活動を増やし、協働する	39
基本方針-5. みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える	45

1. みどりの行動計画の位置付け

(1) 策定の趣旨

みどりの行動計画は、みどりの基本計画の推進に向けて、各取り組み方針に応じた個別取り組みの内容と目標を示すものです。この行動計画は、区が主体となって、区民、事業者と協働しながら個別取り組みを推進していくものです。

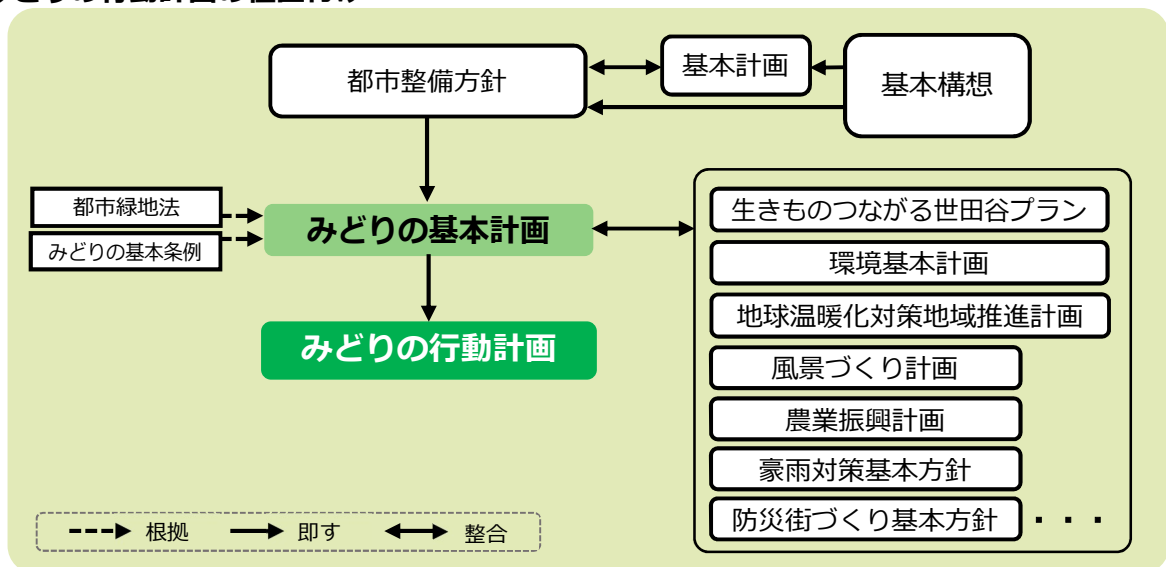
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機として、取り組みを推進していくことにより、更に世田谷の良好なみどりの充実を実現し、笑顔があふれる世田谷の街を将来に引き継いでいきます。

近年、地球温暖化による気候変動の影響で災害が激甚化しており、本区でも令和 2 年 10 月に気候非常事態宣言を行いました。また、新型コロナウイルス感染症流行により社会生活環境も変化しています。水環境の保全や環境の改善、健康増進など、みどりが持つ多様な機能を気候変動や新型コロナウイルス感染症対策流行後の新たな社会づくりに生かしていく取組みを進めていきます。

今回の行動計画は、世田谷区基本計画との整合を図るため、令和 4 年度から令和 5 年度の 2 か年の計画として策定しました。

(2) みどりの行動計画の位置付け

■みどりの行動計画の位置付け



■基本計画との整合

元号	平成 29	30	令和元	2	3	4	5	6	7	8	9	
西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
基本計画	基本計画（10年間）							次期 基本計画				
みどりの基本計画等	みどりの基本計画（10年）											
	行動計画 第1期（4年）					本計画						

(3) 取り組みの評価

世田谷区みどりの行動計画（第1期）〈2018年度～2021年度〉の取り組みについて、次のとおり評価を行いました。

基本方針	取り組み方針	令和3年度末までの評価 (見込み)
基本方針-1. 水循環を支える みどりを保全する	1-1. 国分寺崖線の保全	マップや案内板による普及啓発、各種助成制度による助成・重点地区の指導、農地の保全・活用等により、水環境を支えるみどりの保全施策・事業は順調に推進している。
	1-2. 水環境の維持・増進	
	1-3. 農のみどりの継承	
	1-4. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全	
基本方針-2. 核となる魅力ある みどりを創出する	2-1. 公園緑地の整備	生物多様性に配慮した公園づくりや公園における移動販売車の誘致、岡本わきみず緑地の整備など核となる魅力あるみどりづくりは順調に推進している。
	2-2. 公園緑地の管理運営	
	2-3. 区民がふれあえる水辺の再生	
基本方針-3. 街なかに多様なみどり をつくり、つなげる	3-1. 民有地のみどりづくり	新たなみどりの創出は道路や鉄道事業に遅れが出たため目標には届かなかったが、民有地のみどりづくりはおおむね計画どおり進んでいる。外来種や野生生物に対しても適切に対応し、災害時に多面的な機能を発揮するみどりづくりにも取り組み、街なかに多様なみどりをつくりつなげる事業はおおむね順調に推進している。
	3-2. みどりの公共・公益施設づくり	
	3-3. 新たなみどりの創出	
	3-4. 外来種や野生生物への対応	
	3-5. みどりによる安全な街づくり	
基本方針-4. みどりと関わる活動を 増やし、協働する	4-1. みどりを守り育てる活動の活性化	新型コロナウイルス感染拡大によりイベント等の開催方法を変更して実施したほか、名木百選第二弾の実施等、みどりと関わる活動を増やし協働する取り組みはおおむね順調に推進している。
	4-2. みどりに関する情報の管理・発信	
基本方針-5. みどりと関わる暮らし を楽しみ、伝える	5-1. みどりに関する普及啓発	新型コロナウイルス感染拡大によりイベント等が一部開催できなかったものの、新しい手法を用いた代替事業を行い、「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」の作成・配布等、みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える取り組みはおおむね順調に推進している。
	5-2. みどりのために行動する人材の育成	
	5-3. みどりとともにある歴史・文化の継承	

(4) 計画の進行管理

「みどりの行動計画」は、区が年度ごとに個別取り組みの進捗状況を把握し、環境審議会に報告しつつ、庁内において評価・検証します（CHECK）。そのうえで個別取り組みを改善し（ACTION）、計画を確実に進めます。また、個別取り組みは、機会を捉えて関係する区民の意見を聴きながら進めていきます。

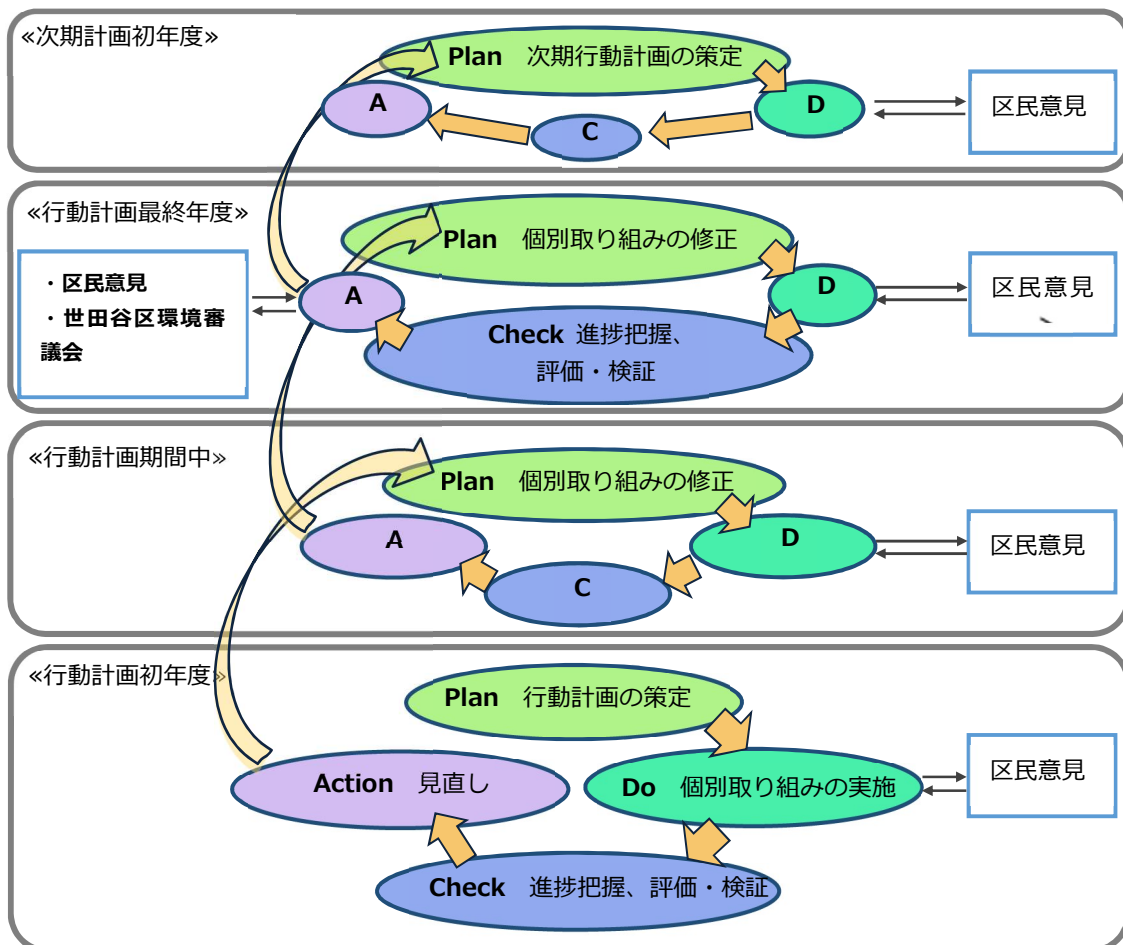
さらに、区の実施計画の見直しや社会情勢の変化などに応じて個別の取り組みを評価・検証して、次期行動計画に反映します（PLAN）。次期行動計画の策定にあたっては、区民の意見を参考にし、環境審議会に意見を聴くものとします。

なお、「みどりの行動計画」は、関連性の高い「生きものつながる世田谷プラン行動計画」と一体的に進行を管理します。

(5) 次期行動計画の策定に向けて

令和6年度からの次期行動計画の策定に向けて、令和3年度に実施する「みどりの資源調査」を詳細に分析し、課題や個別事業の効果等を検証したうえで、みどり33の目標実現のためのさらなる事業推進を図るため、わかりやすく効果的な計画体系や取り組み内容の整理、目標設定などの見直しを検討していきます。また、進捗管理についても、事業効果をより高めていくための手法を検討していきます。

■ 進行管理のイメージ



2. みどりの基本計画の取り組みの体系

基本方針	取り組み方針
基本方針-1. 水循環を支える みどりを保全する	1-1. 国分寺崖線の保全
	1-2. 水環境の維持・増進
	1-3. 農のみどりの継承
	1-4. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全
基本方針-2. 核となる魅力ある みどりを創出する	2-1. 公園緑地の整備
	2-2. 公園緑地の管理運営
	2-3. 区民がふれあえる水辺の再生
基本方針-3. 街なかに多様なみどりをつくり、つなげる	3-1. 民有地のみどりづくり
	3-2. みどりの公共・公益施設づくり
	3-3. 新たなみどりの創出
	3-4. 外来種や野生生物への対応
	3-5. みどりによる安全な街づくり
基本方針-4. みどりと関わる活動を 増やし、協働する	4-1. みどりを守り育てる活動の活性化
	4-2. みどりに関する情報の管理・発信
基本方針-5. みどりと関わる暮らしを 楽しみ、伝える	5-1. みどりに関する普及啓発
	5-2. みどりのために行動する人材の育成
	5-3. みどりとともにある歴史・文化の継承

取り組み内容	ページ
1-1-1. 樹林地の保全	6
1-1-2. 国分寺崖線を守り育てる活動の推進	7
1-1-3. みどりのつながりの保全・確保	8
1-2-1. 河川・水辺の保全	9
1-2-2. 水循環の回復	10
1-3-1. 農地の保全	12
1-3-2. 農とのふれあいの推進	13
1-4-1. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全・支援	15
1-4-2. 民有地の身近なみどりの保全・支援	17
1-4-3. 風景づくりと連携した樹木の保全	18
1-4-4. みどりを活かした街づくりの推進	18
2-1-1. 公園緑地の配置・整備	20
2-1-2. 様々な手法による公園緑地の確保	20
2-1-3. みどりを守り育てる資金の確保	21
2-1-4. 区民や事業者との協働による魅力ある公園づくり	21
2-2-1. 公園の適切な維持・更新	23
2-2-2. 地域の魅力を高める公園マネジメントの検討	24
2-3-1. 区民がふれあえる水辺の再生	25
3-1-1. 花とみどりの街づくりの推進	26
3-1-2. 緑化指導・誘導の推進	29
3-1-3. 建設行為等におけるみどりの風景づくり	31
3-2-1. みどりの道づくり	32
3-2-2. みどりの学校づくり	33
3-2-3. みどりの公共・公益施設づくり	34
3-3-1. 新たなみどりの創出	35
3-4-1. 外来種や野生生物への対応	36
3-5-1. 災害に備えた水環境の整備	37
3-5-2. みどりによる防災機能の強化	38
4-1-1. 国・東京都・関係自治体との連携	39
4-1-2. 区民や団体などとの連携	40
4-1-3. みどり・生きものの表彰制度の推進	41
4-1-4. トラスト運動支援者数の拡大	41
4-1-5. 協働によるみどりの風景づくり	42
4-2-1. みどりに関する情報の管理・発信の仕組みづくり	43
5-1-1. みどりを理解する場づくり	45
5-1-2. みどりに関する普及啓発	46
5-1-3. みどりの再生利用	48
5-2-1. みどりと関わる体験・学習機会の拡充	49
5-2-2. みどりと関わる人材の育成	52
5-3-1. みどりとともにある歴史・文化の継承	53

3. みどりの行動計画

生〇-〇-〇…「生きものつながる世田谷プラン行動計画」に位置付けられた取り組み

基本方針- 1. 水循環を支えるみどりを保全する

●取り組み方針

1-1. 国分寺崖線の保全

●取り組み内容

1-1-1. 樹林地の保全

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
国分寺崖線周辺のみどりの確保	みどり政策課	都市計画緑地によるみどりの保全	国分寺崖線周辺のみどりを確保するため、国分寺崖線上に位置する都市計画緑地を拡張し、保全・整備を進める。	都市計画緑地によるみどりの確保
市民緑地の整備による国分寺崖線風景の保全	(一財)世田谷トラストまちづくり	国分寺崖線上にある市民緑地の適切な維持管理と活用の推進	国分寺崖線上にある市民緑地の適切な維持管理と活用を推進する。	国分寺崖線上にある市民緑地の適切な維持管理と活用の推進
保存樹木・保存樹林地指定基準の見直し	みどり政策課	現在の基準での既存樹木の保全	地域に残る貴重な既存樹木の保全を推進するため、保存樹木・保存樹林地指定基準を見直す。	既存樹木の保全
特別緑地保全地区、特別保護区の活用推進 生1-5-1	みどり政策課	・特別緑地保全地区 0か所 (累計6か所・約3ha) ・特別保護区 0か所 (累計4か所・約1.32ha)	法や条例に基づく制度で貴重な民有地のみどりを保全していく。指定か所の増加と質の向上、イベントや一般開放などによる幅広い活用に努める。	・特別緑地保全地区の拡大 ・特別緑地保全地区・特別保護区の保全・活用
市民緑地契約制度の活用推進 生1-5-1	みどり政策課 (一財)世田谷トラストまちづくり	市民緑地面積 300.48㎡(新規) (公開累計14か所・13,734.5㎡)	区と(一財)世田谷トラストまちづくりが協力しながら制度周知等を積極的に行い、新規契約や既存緑地の契約面積拡大等により保全する。	新たな市民緑地の設置 2か所
小さな森制度の活用推進 生1-5-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	小さな森登録件数 新規1か所、終了1か所 (累計18か所)	50㎡以上の庭などで、年に数回オープンガーデンを行うことを条件に小さな森に登録。財団は庭造りのアドバイスやオープンガーデンの支援を行い、区民にみどり保全の大切さを啓発するとともに、地域コミュニティづくりを進める。	新規登録 2か所

●取り組み内容

1-1-2. 国分寺崖線を守り育てる活動の推進

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
国分寺崖線の魅力周知 生 1-1-1	みどり政策課	国分寺崖線発見マップの配布	国分寺崖線の歴史的資産や自然環境の豊かな場所を訪れながら国分寺崖線の魅力を感じられるように整備した「きしべの路」「おもいはせの路」の経路などの情報や国分寺崖線に生息する生きものを紹介していく。	国分寺崖線の周知拡大
「きしべの路」「おもいはせの路」の案内板の管理 生 1-1-1	みどり政策課	・案内板の更新1か所(累計1か所) ・調査の実施	「きしべの路」「おもいはせの路」の経路に整備している案内板を適正に管理し、国分寺崖線の魅力をPRする。	国分寺崖線の周知拡大
希少生物生息・生育地の保全活動 生 1-1-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	希少種(イチリンソウやカタクリ)の保全	希少種(イチリンソウやカタクリ)を保全する。	希少種(イチリンソウやカタクリ)を保全
国分寺崖線湧水調査 生 1-1-1	みどり政策課	調査の実施	国分寺崖線の湧水の湧出量や水質などの調査を実施し、湧水の現況や経年変化を把握することで、国分寺崖線の湧水を保全するための基礎資料とするとともに、調査結果の概要版やホームページなどで周知する。	湧水状況の把握と周知

●取り組み内容

1-1-3. みどりのつながりの保全・確保

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
国分寺崖線保全重点地区内の緑化指導 生1-1-2	玉川・砧総合支所街づくり課 みどり政策課	該当地区内の届出指導	世田谷区みどりの基本条例に基づく国分寺崖線保全重点地区内の緑化基準により、重点的な緑地の保全・創出を推進していく。	国分寺崖線のみどりの保全・創出
水と緑の風景軸における建設行為等の届出による風景づくりの指導・誘導	都市デザイン課	水と緑の風景軸(国分寺崖線周辺一帯を指定)における一定規模以上の建設行為等の届出指導59件	風景づくり条例に基づく風景づくり重点区域である「水と緑の風景軸」において、国分寺崖線のみどりや地形などの風景特性を踏まえた方針・基準に沿って指導・誘導を行う。	水と緑の風景軸における建設行為等の届出指導
風致地区条例に基づく指導 生1-1-2	玉川・砧総合支所街づくり課 みどり政策課	該当地区内の申請指導	該当地区内の風致維持のため、周辺自治体とも連携して「東京都風致地区条例」に基づく審査基準の見直しを図る。また、生物多様性に配慮した緑化についても誘導していく。	該当地区内の申請指導
風景づくりのガイドライン(公共施設編)の作成	都市デザイン課	ガイドライン作成に向けた現況調査及び内容の検討	風景づくり計画に基づき、公共施設に関する風景づくりの配慮すべき事項等を示したガイドラインを作成する。	風景づくりのガイドライン(公共施設編)の作成
みどり確保のための基金周知	みどり政策課	公共施設やイベントでのパンフレット配布、ホームページでの基金の周知	「世田谷区みどりのトラスト基金」への寄附を、区報、ホームページ、ポスター掲示、パンフレット配布、イベントなど、様々な機会を捉えて周知する。	基金周知の拡大

● 取り組み方針

1-2. 水環境の維持・増進

● 取り組み内容

1-2-1. 河川・水辺の保全

● 個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
各河川の生物多様性に配慮した管理 生 1-3-1	豪雨対策・ 下水道整備課 工事第一課 工事第二課 環境保全課	生物多様性に配慮した管理の検討、実施	生物多様性に配慮した草刈や清掃など、東京都を含めて、環境に配慮した管理を検討し、実施する。	生物多様性に配慮した管理の実施
河川の自然環境の再生 生 2-1-2	豪雨対策・ 下水道整備課 みどり政策課 環境保全課	・東京都へ環境に配慮した河川づくりの要望及び協力 ・河川生物データの収集	東京都へ環境に配慮した河川づくりを要望し、協力していく。	環境に配慮した河川づくりの増加
湧水を生かした緑地の整備	公園緑地課	岡本わきみず緑地 (累計1か所)	国分寺崖線のまとまった樹林地や湧水、流れと一体となる大蔵緑地の整備を進める。水辺地などでは、地域の人々の記憶を呼び起こすために、看板を設置し、湧水の紹介、解説などを行うことで、水循環を支えるみどりへの理解やふれあいを促進する。	湧水を生かした緑地の整備
宙水の普及啓発 生 1-3-2	みどり政策課	区民への情報提供資料配布	宙水分布想定図を含むパンフレットの配布などで、宙水の保全の普及啓発を行う。	普及啓発による宙水の周知拡大
地下水・湧水調査 生 1-3-2	みどり政策課	地下水・湧水調査の実施	区内で地下水位・池水位・湧水量などを継続的に観測し、長期的な変化を把握することで、地下水・湧水の保全に役立てる。また、地下水・湧水の現状とその保全に向けた取り組みを概要版やホームページなどにより普及啓発する。	地下水・湧水現況の把握と周知

●取り組み内容

1-2-2. 水循環の回復

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
雨水貯留浸透施設設置助成 生 1-3-2	豪雨対策・ 下水道整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・ます助成 56基 (累計 13,102基) ・トレンチ助成 26m (累計 3,075m) ・雨水タンク設置 助成 39基 (累計 594基) ※ます及びトレンチ助成は S63 年度から、雨水は H19 年度から集計	都市型水害の軽減や地下水の涵養のため、雨水貯留浸透施設・雨水タンクを設置した方に、一定の条件のもと、助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ます助成 ・トレンチ助成 ・雨水タンク設置助成
建築などの機会を捉えた雨水貯留浸透施設の普及 生 1-3-2	豪雨対策・ 下水道整備課 工事第一課 工事第二課	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を使った雨水貯留浸透施設の普及の啓発 ・雨水流出抑制施設設置のお願い ・雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱等による指導 ・世田谷区豪雨対策行動計画 (H30～33) に基づく取組 ・雨水貯留浸透量 <ul style="list-style-type: none"> ①区施設 5,834 t (累計 119,761t) ②都・国施設 3,516 t (累計 88,046t) ③その他公共施設 0 t (累計 9,963t) ④民間施設 8,157 t (累計 248,389t) 	世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱等に基づき、新築行為などに対して、雨水流出抑制施設の設置を指導する。	世田谷区豪雨対策行動計画に基づき実施
湧水保全重点地区内の助成 生 1-3-2	豪雨対策・ 下水道整備課	雨水貯留浸透施設助成	湧水の涵養のため、積極的にみどりの保全及び創出の推進を図る必要があると認められる、湧水保全重点地区において、一般地区より助成条件を優遇させて雨水貯留浸透施設設置助成を進めていく。	雨水貯留浸透施設設置助成

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
湧水保全重点 地区内の指導 生 1-3-2	みどり政策課	湧水保全重点地区 の指導	湧水保全重点地区など において温泉掘削をする場 合に、区と事前協議をして 地下水及び湧水の保全に 努めていく。	湧水保全重点地区 の指導
湧水保全重点 地区の拡大検 討	みどり政策課 豪雨対策・ 下水道整備課	0か所 (累計8か所)	湧水保全重点地区の拡大 検討を行い、雨水の地下浸 透を促進し、適正な水循環 の回復を図る。	湧水保全重点地区 の拡大検討
グリーンイン フラ学校の開 催 生 8-2-1	豪雨対策・ 下水道整備課	「世田谷版グリー ンインフラ」のモデ ルケース及び体制 づくりの推進	個人の庭などでも可能な グリーンインフラ施設設 置の演習や、講義などを通 じて、グリーンインフラの 区民への普及啓発を図る。	グリーンインフラ の普及啓発
	(一財)世田谷 トラストまち づくり	「世田谷版グリー ンインフラ」のモデ ルケース及び推進 体制づくりの実施		多主体連携による 世田谷版グリー ンインフラ推進体制 の構築

● 取り組み方針

1-3. 農のみどりの継承

● 取り組み内容

1-3-1. 農地の保全

● 個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
生産緑地の保全 生 1-4-1	都市計画課 都市農業課	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画変更に向けた手続き 1か所 生産緑地の追加指定 15か所 	<p>生産緑地地区の追加指定により、都市農地の保全を図る。また、生産緑地の所有者に特定生産緑地制度を漏れなく周知し、所有者等の意向を基に、より多くの特定生産緑地の指定に向けて取り組んでいく。</p> <p>さらに、国の法改正や税制改正を踏まえ、生産緑地の貸借制度の運用など農地の保全策を進めていく。</p>	都市農地の保全
農業公園の都市計画決定 生 1-4-1	みどり政策課	農業公園の都市計画決定に向けた手続き調整 1か所(上祖師谷農業公園)	農地を活かした街づくりの拠点として有効性が高い農地などについて、都市計画公園・緑地に指定する。	農業公園の都市計画決定 (累計8か所)
農業公園の整備・活用 生 1-4-1	公園緑地課	喜多見農業公園、瀬田農業公園分園、次大夫堀公園里山農園の運営	<p>農地の取得後、区民参加型農園や教育・福祉農園などとして農業公園を拡張し、活用する。</p> <p>活用にあたっては、農作業体験を通じて都市農業への理解と関心を深めてもらうことなどを目的として、農業公園を運営する。</p>	喜多見農業公園(一部拡張)、瀬田農業公園分園(一部拡張)、次大夫堀公園里山農園の運営
せたがやカレープロジェクト 生リーディング	みどり政策課 公園緑地課	3回 (累計5回)	活動団体、農業関連団体など様々な主体と連携して、区内農作物を使い、親しみのあるカレーなどを作るイベントを実施し、生物多様性への関心の向上や住宅都市の農業、農地の大切さの区民理解を醸成する。	せたがやカレープロジェクトの継続
農の風景育成地区における農の風景の育成・維持 生 1-4-1	みどり政策課	フィールドミュージアムのPR	農を活かした街づくりのモデル地区として農の風景の育成・維持を図る。	フィールドミュージアムのPR

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
農業の基盤づくり	都市農業課	・農業基盤の強化 ・認定・認証農業者数 (累計 129 名)	担い手が年々減少している中で、農業者に対し、営農継続への様々な支援を引き続き行うことにより、都市農業の振興を図るとともに、農地の保全につなげる。また、認定・認証農業者については、家族間での経営協定締結を推奨すること等により、人数の増加を図る。	・都市農地の保全 ・認定・認証農業者 (累計 141 名)
農業振興計画に基づく新たな農業ビジネスや世田谷独自の農地保全の検討	都市農業課	新たな農業ビジネス展開に向けて、世田谷産農産物を使用した加工品の開発に取り組んだほか、世田谷独自の農地保全の検討として農家、事業者、有識者ヒアリングを実施	都市農業を取り巻く情勢が変化する中、農福連携事業の構築等、農業振興や農地保全に向けた新たな取り組みを実施していく。	農業振興計画に基づく新たな農業ビジネスや世田谷独自の農地保全の検討
都市農業振興基本計画などを踏まえた施策の実施	都市農業課	新農業振興計画による施策の検討・実施	都市農業振興基本計画に基づく新たな施策の実施を関係自治体等と連携して国へ要望する。また、農地の保全や農業意欲のある担い手の確保のため、税制対応の拡大を国へ要望する。	国に新たな施策実施や税制改正を要望

●取り組み内容

1-3-2. 農とのふれあいの推進

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
農業農地が有する多面的機能の情報発信 生9-1-1	都市農業課	農業イベント ・夏季農産物品評会 ・農業祭 ・花展覧会 (春・秋) ※いずれも新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	農業振興と農地保全をPRするイベントを開催し、都市農業・都市農地の有する多面的機能への区民理解を醸成する。	農業イベント開催 ・夏季農産物品評会 ・農業祭 ・花展覧会(春・秋)

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
ふれあい農園、 体験農園、区民 農園の推進 生8-1-1	都市農業課	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい農園開園数 2園 (累計51園) ・体験農園開園数 (累計6園) ・区民農園開園数 (累計20園) 	農地を身近に感じ、農業を理解してもらえよう、農作業を体験する機会として、ふれあい農園や体験農園、区民農園を運営する。農地を活用した多世代のコミュニティの場として利用するなど、多面的な利活用を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい農園開園数 (累計57園) ・体験農園開園数 (累計6園) ・区民農園開園数 (累計22園)
次大夫堀自然体験農園の運営	都市農業課	自然体験農園の運営	農作業体験を通じて都市農業への関心を深めてもらうこと、また、専門的な農作業技術の習得を通じて農業サポーターを育成することを目的として、次大夫堀公園の自然体験農園を運営する。	自然体験農園の運営

● 取り組み方針

1-4. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全

● 取り組み内容

1-4-1. 社寺林・屋敷林などのみどりの保全・支援

● 個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
特別緑地保全地区、特別保護区の活用推進 〔再掲〕 生 1-5-1	みどり政策課	・特別緑地保全地区 0 か所 (累計 6 か所・約 3 ha) ・特別保護区 0 か所 (累計 4 か所・約 1.32 ha)	法や条例に基づく制度で貴重な民有地のみどりを保全していく。指定か所の増加と質の向上、イベントや一般開放などによる幅広い活用に努める。	・特別緑地保全地区の拡大 ・特別緑地保全地区・特別保護区の保全・活用
保存樹木・保存樹林地指定基準の見直し 〔再掲〕	みどり政策課	現在の基準での既存樹木の保全	地域に残る貴重な既存樹木の保全を推進するため、保存樹木・保存樹林地指定基準を見直す。	既存樹木の保全
保存樹木・保存樹林地制度の活用推進 生 1-5-1	みどり政策課	・保存樹木 -25 本(指定 14 本、解除 39 本) (累計 1,835 本) ・保存樹林地の指定 0 か所 (累計 79 か所・ 292,123.10 m ²)	条例に基づき保存樹木等を指定し、必要に応じて支援を行い貴重な民有地のみどりを保全していく。	・要綱に基づく適正な支援 ・制度の周知
市民緑地契約制度の活用推進 〔再掲〕 生 1-5-1	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	市民緑地面積 300.48 m ² (新規) (公開累計 14 か所 (累計 13734.5 m ²))	区と(一財)世田谷トラストまちづくりが協力しながら制度周知等を積極的に行い、新規契約や既存緑地の契約面積拡大等により保全する。	新たな市民緑地の設置 2 か所
市民緑地認定制度による緑地の保全・創出	みどり政策課	認定市民緑地 0 か所 (累計 0 件)	市民緑地設置管理計画制度を活用した民間主体による緑地の保全・創出を進める。	民間主体による地域のみどりの保全・創出 (累計 1 件)
市民緑地の活用推進 生 1-5-1	(一財)世田谷 トラストまち づくり	市民緑地 4 か所におけるボランティアによる保全活動と 9 か所における利活用イベントの実施	市民緑地 3 か所でボランティアによる保全活動を実施するとともに、各所にて利活用イベントを実施する。	・ボランティアによる保全活動 3 か所 ・利活用イベントの実施 8 か所

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
小さな森制度の活用推進 〔再掲〕 生 1-5-1	(一財)世田谷 トラストまち づくり	小さな森登録件数 新規1か所、終了1 か所(累計18か所)	50㎡以上の庭などで、年 に数回オープンガーデン を行うことを条件に小さ な森に登録。財団は庭造り のアドバイスやオープン ガーデンの支援を行い、区 民にみどり保全の大切さ を啓発するとともに、地域 コミュニティづくりを進 める。	新規登録 2か所
樹木の移植助 成の活用	みどり政策課	助成件数 1件 (累計26件)	建物の新築や増改築等 により、やむを得ず移植 するものについて、助成 制度の活用を促進し、既 存樹木の保全に努める。	既存樹木の保全
樹木伐採の事 前届出制度の 活用	みどり政策課 街づくり課 (各総合支所)	制度の活用	大規模敷地の伐採予定 を把握し、既存樹木の保 全や代替植栽を誘導す る。	既存樹木の保全
区民相互のみ どりの管理に 対する支援	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	落ち葉ひろいリ レーの実施	区民が樹木や樹林の管 理に参加することができる 仕組みの拡充を図り、地 域の財産であるみどりを 、地域みんなで大切に守 っていく。	・落ち葉ひろいリ レーの拡充 ・区民相互による みどりの管理
民有地のみど りの管理支援	みどり政策課	高枝切ばさみの貸 し出し	民有地のみどりに対し て、所有者の管理による みどりの質の向上をめざ し、機材の貸し出しを行 う。	住民の自主的な管 理の支援拡充
庭木の手入れ 講習会	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	庭木の手入れ講習 会 2回 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため (一財)世田谷トラ ストまちづくり分は中 止	民有地のみどりに対し て、剪定の基本的な知識 について学べる講習会を 実施する。	住民によるみどりの 管理

●取り組み内容

1-4-2. 民有地の身近なみどりの保全・支援

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
保存樹木・保存樹林地指定基準の見直し 〔再掲〕	みどり政策課	現在の基準での既存樹木の保全	地域に残る貴重な既存樹木の保全を推進するため、保存樹木・保存樹林地指定基準を見直す。	既存樹木の保全
保存樹木・保存樹林地制度の活用推進 〔再掲〕 生 1-5-1	みどり政策課	・保存樹木 -25本(指定14本、解除39本) (累計1,835本) ・保存樹林地の指定0か所 (累計79か所・292,123.10㎡)	条例に基づき保存樹木等を指定し、必要に応じて支援を行い貴重な民有地のみどりを保全していく。	・要綱に基づく適正な支援 ・制度の周知
小さな森制度の活用推進 〔再掲〕 生 1-5-1	(一財)世田谷 トラストまちづくり	小さな森登録件数 新規1か所、終了1か所(累計18か所)	50㎡以上の庭などで、年に数回オープンガーデンを行うことを条件に小さな森に登録。財団は庭造りのアドバイスやオープンガーデンの支援を行い、区民にみどり保全の大切さを啓発するとともに、地域コミュニティづくりを進める。	新規登録 2か所
樹木の移植助成の活用 〔再掲〕	みどり政策課	助成件数 1件 (累計26件)	建物の新築や増改築等により、やむを得ず移植するものについて、助成制度の活用を促進し、既存樹木の保全に努める。	既存樹木の保全
樹木伐採の事前届出制度の活用 〔再掲〕	みどり政策課 街づくり課 (各総合支所)	制度の活用	大規模敷地の伐採予定を把握し、既存樹木の保全や代替植栽を誘導する。	既存樹木の保全
区民相互のみどりの管理に対する支援 〔再掲〕	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまちづくり	落ち葉ひろいりレーの実施	区民が樹木や樹林の管理に参加することができる仕組みの拡充を図り、地域の財産であるみどりを、地域みんなで大切に守っていく。	・落ち葉ひろいりレーの拡充 ・区民相互によるみどりの管理
民有地のみどりの管理支援	みどり政策課	高枝切ばさみの貸し出し	民有地のみどりに対して、所有者の管理によるみどりの質の向上をめざし、機材の貸し出しを行う。	住民の自主的な管理の支援拡充
庭木の手入れ講習会	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまちづくり	庭木の手入れ講習会 2回 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため(一財)世田谷トラストまちづくり分は中止	民有地のみどりに対して、剪定の基本的な知識について学べる講習会を実施する。	住民によるみどりの管理

●取り組み内容

1-4-3. 風景づくりと連携した樹木の保全

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
景観重要樹木の指定検討	都市デザイン課	地域風景資産や名木百選に選定されている樹木について、地域の風景づくりや景観指導に活かすよう指定検討	風景づくり計画に定める指定方針に基づき、景観形成を図る上で重要な樹木の指定を検討する。	既存樹木の保全

●取り組み内容

1-4-4. みどりを活かした街づくりの推進

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
環境基本条例に基づく環境配慮制度 生 2-3-1	環境保全課	大規模な開発事業等に対し、緑化率・緑の質の向上、既存樹木の保全等に関する配慮を要請 11件 (累計 178件) ※H23年から集計	環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者等に対し、環境負荷の低減や公害の防止、環境の保全・回復及び創出に努めるよう要請していく。	大規模な開発事業等に対し、緑化率・緑の質の向上、既存樹木の保全等に関する配慮を要請
大規模敷地における街づくり誘導指針の活用	街づくり課 (各総合支所)	・世田谷地域 0件 (累計 2件) ・北沢地域 0件 (累計 2件) ・玉川地域 0件 (累計 5件) ・砧地域 0件 (累計 5件) ・烏山地域 1件 (累計 10件) ※H23年度から集計	大規模な敷地においては、まとまった樹林地を可能な限り保全していくため、街づくり条例に基づく「街づくり誘導指針」を策定し、地域のみどりを生かした土地利用を誘導する。	大規模敷地の緑地保全
地区計画・地区街づくり計画の策定	都市計画課	・地区計画策定 1地区 (累計 90地区) ・地区街づくり計画策定 1地区 (累計 103地区)	地区計画・地区街づくり計画策定時に、緑化に関する制限を設けるなど、建替え時に緑化を誘導していく。	世田谷区実施計画に基づき実施

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
緑地協定によるみどりの保全・創出	みどり政策課	緑地協定 0か所 (累計14か所・16ha)	緑地協定の制度を周知し、住民自身による自主的なみどりの保全や創出を進めていく。	住民による自主的なみどりの保全・創出の促進
樹木伐採の事前届出制度の活用 〔再掲〕	みどり政策課 街づくり課 (各総合支所)	制度の活用	大規模敷地の伐採予定を把握し、既存樹木の保全や代替植栽を誘導する。	既存樹木の保全
小さな森制度の活用推進 〔再掲〕 生1-5-1	(一財)世田谷 トラストまち づくり	小さな森登録件数 新規1か所、終了1 か所(累計18か所)	50㎡以上の庭などで、年に数回オープンガーデンを行うことを条件に小さな森に登録。財団は庭造りのアドバイスやオープンガーデンの支援を行い、区民にみどり保全の大切さを啓発するとともに、地域コミュニティづくりを進める。	新規登録 2か所

基本方針-2. 核となる魅力あるみどりを創出する

●取り組み方針

2-1. 公園緑地の整備

●取り組み内容

2-1-1. 公園緑地の配置・整備

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
新たな公園緑地の整備	公園緑地課	公園緑地整備面積 0.08 ha (累計 174.73ha (区立公園+身近な 広場条例別表))	公園緑地の整備にあたっては、事業に期待される防災機能や健康レクリエーション効果を発揮させるとともに、生物多様性に配慮し、景観形成などの地域環境にも寄与する空間となるよう、区民参加の手法を取り入れながら、みどり豊かで魅力のある公園・緑地を増やしていく。	公園緑地整備面積 (累計 178.9ha)

●取り組み内容

2-1-2. 様々な手法による公園緑地の確保

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
公園緑地確保のための基金周知 生 1-5-2	みどり政策課	公共施設やイベントでのパンフレット配布、ホームページでの基金の周知	「世田谷区みどりのトラスト基金」への寄附を、ホームページやイベントなどで周知を図る。	基金周知の拡大
公園用地の寄附 生 1-5-2	みどり政策課	寄附公園制度のPR 寄付1か所(喜多見5-21)	区民からの寄附による土地を公園緑地として活用し、整備を進めていく。	寄附公園制度のPR
公園緑地用地取得	みどり政策課	公園緑地用地取得面積 2.36 ha (累計 20.64 ha) ※H20年度から集計。 H30年度からは寄付・開発による帰属等を追加(H30年度からの累計は4.85 ha)	特に公園緑地が少ない地域や、防災面で公園が必要とされている地域などに配慮するとともに、みどりの拠点やみどりの軸、みどりのネットワークの形成に資する公園緑地用地を取得する。	公園緑地用地取得面積 (H30年度からの累計 6.88 ha)

●取り組み内容

2-1-3. みどりを守り育てる資金の確保

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
みどりを守り育てる資金の確保	みどり政策課	新たな資金確保の手法の検討	国や都からの交付金や補助金、世田谷区みどりのトラスト基金への寄附金募集などにより資金確保に努めるほか、新たな資金確保の手法を検討する。	新たな資金確保の手法の実施

●取り組み内容

2-1-4. 区民や事業者との協働による魅力ある公園づくり

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
魅力あふれる公園づくりの推進	公園緑地課	区民との協働による公園づくり 1か所 (累計41か所) ※H20年度からの公園整備数	公園の規模や種類に応じて、ワークショップや利用者アンケート等多様な手法により、計画から管理・運営まで区民参加を進めるとともに、参加・協働による仕組みや場を増やす。	区民との協働による公園づくり (累計55か所)
砧地域プレーパークの設置に向けた協働事業の実施	児童課	区民との協働による外遊び啓発事業の実施、担い手発掘 45回	プレーパークを外遊びの拠点として、子どもたちの外遊びを進める。外遊びの啓発に取り組むとともに、砧地域に新たなプレーパークの設置を進める。	本格実施(実施場所固定による定期開催) 充実に向けての検討
公園管理・活用方針の策定	公園緑地課	—	公園管理・活用方針を策定する。	公園管理・活用方針の策定
大規模な公園の新設や改修を契機とした常設民間施設(カフェ等)の誘致	公園緑地課 みどり政策課	大規模な公園での施設誘致に関する可能性の検討	大規模な公園での施設誘致に関する可能性の検討や、施設誘致の実現に向けた条件、手続きの検討を進める。	検討結果に基づく実現に向けた条件や手続きの検討
既存の公園における仮設民間施設(移動販売車)の誘致	公園緑地課 産業連携交流推進課	・移動販売車の誘致 7公園(本格実施4公園、社会実験3公園) ・その他公園への拡充検討	移動販売車の誘致や、その他公園への拡充検討を進める。	・移動販売車の誘致 8公園 ・その他公園への拡充検討

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
公園の防災機能の強化	公園緑地課	災害時公園利用計画づくり	災害時の避難場所としての機能向上をめざし、防災活動のスペースを確保し、災害用施設を整備するなど、防災機能の強化に取り組む。	災害時公園利用計画の策定
生物多様性に配慮した公園緑地の設計手法の検討 生2-2-1	公園緑地課	生物多様性に配慮した公園緑地の設計手法の検討	公園が生物多様性の中核となるよう、生物多様性に配慮した公園緑地の設計を検討する。	生物多様性に配慮した公園緑地の設計手法の運用・見直し
公園等における区民参加の花づくり活動の支援	公園緑地課	公園等における「花による緑化推進」協定 (累計75か所)	区民が、公園・緑道・身近な広場に花苗や球根を植え付け、日頃の管理を進めていく活動を支援していく。植え付けする植物について、生きものを呼び込むことのできる種類を選ぶなど、生物多様性に配慮した工夫を取り入れる。	公園等における「花による緑化推進」協定による花づくり活動の支援
大規模な生きもの拠点となる公園の整備 生2-2-1	公園緑地課	—	体験・学習の場として使えるような大規模な生きもの拠点となる公園を整備する。	大規模な生きもの拠点となる公園の整備
生きもの拠点となる公園緑地の整備 生2-2-1	公園緑地課	生きもの拠点となる公園緑地の整備・検討	身近な公園や緑地に生物多様性に配慮した空間を整備する。	生きもの拠点となる公園緑地の整備

● 取り組み方針

2-2. 公園緑地の管理運営

● 取り組み内容

2-2-1. 公園の適正な維持・更新

● 個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
公園等長寿命化改修計画に基づく改修	公園緑地課	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模公園改修改修中1か所(累計4か所) ・緑道再生480m(累計1,620m) ・特色ある公園・身近な広場の再生2公園(累計10公園) 	公園等長寿命化改修計画に基づき、計画的に公園等を改修する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模公園改修(累計6か所) ・緑道再生(累計2,915m) ・特色ある公園・身近な広場の再生(累計22公園)
維持管理経費の縮減	公園緑地課	長寿命化計画の推進による経費の縮減	長寿命化計画の推進により、経費を縮減する。	長寿命化計画の推進による経費の縮減
生物多様性に配慮した公園管理 生 2-2-2	公園緑地課	生物多様性に配慮した公園管理検討・実施	在来種を用いた植栽、枯木積みや石積みなどのエコスタックを用いた生きものの生息・生育場所への配慮、外来種防除などを検討・実施する。	生物多様性に配慮した公園管理検討・実施
区民による公園管理協定制度の推進	公園緑地課	管理協定講習会の開催・公園サポーター制度の推進	「公園管理協定制度」の内容について、管理作業の拡充を検討する。	管理協定講習会の開催・公園サポーター制度の推進

● 取り組み内容

2-2-2. 地域の魅力を高める公園マネジメントの検討

● 個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
公園管理・活用方針の策定〔再掲〕	公園緑地課	—	公園管理・活用方針を策定する。	公園管理・活用方針の策定
大規模な公園の新設や改修を契機とした常設民間施設(カフェ等)の誘致〔再掲〕	公園緑地課 みどり政策課	大規模な公園での施設誘致に関する可能性の検討	大規模な公園での施設誘致に関する可能性の検討や、施設誘致の実現に向けた条件、手続きの検討を進める。	検討結果に基づく実現に向けた条件や手続きの検討
既存の公園における仮設民間施設(移動販売車)の誘致〔再掲〕	公園緑地課 産業連携交流推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・移動販売車の誘致 7公園(本格実施4公園、社会実験3公園) ・その他公園への拡充検討 	移動販売車の誘致や、その他公園への拡充検討を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・移動販売車の誘致 8公園 ・その他公園への拡充検討

●取り組み方針

2-3. 区民がふれあえる水辺の再生

●取り組み内容

2-3-1. 区民がふれあえる水辺の再生

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
湧水を生かした緑地の整備 〔再掲〕	公園緑地課	岡本わきみず緑地 (累計1か所)	国分寺崖線のまとまった樹林地や湧水、流れと一体となる大蔵緑地の整備を進める。水辺地などでは、地域の人々の記憶を呼び起こすために、看板を設置し、湧水の紹介、解説などを行うことで、水循環を支えるみどりへの理解やふれあいを促進する。	湧水を生かした緑地の整備
生物多様性に配慮した水辺づくり 生2-1-1	公園緑地課 各施設関係所管課 施設営繕第一課 施設営繕第二課	—	世田谷生きもの緑化ガイドブックを参考に、公共施設などにおいて、地域環境、施設用途の特性に合わせ、生物多様性に配慮したビオトープなどの水辺づくりを進めると共に、鳥や虫などの生きものを育む水辺の維持管理を進める。	地域環境、施設用途の特性に合わせ、生物多様性に配慮した水辺づくりの実施
水辺の維持管理 生2-1-1	公園緑地課 工事第一課 工事第二課	水辺の再生計画によって整備した水辺の維持管理	鳥や虫などの生きものを育む水辺の維持管理を進める。	水辺の再生計画等によって整備した水辺の維持管理
河川の自然環境の再生 〔再掲〕 生2-1-2	豪雨対策・下水道整備課 みどり政策課 環境保全課	・東京都へ環境に配慮した河川づくりの要望及び協力 ・河川生物データの収集	東京都へ環境に配慮した河川づくりを要望し、協力していく。	環境に配慮した河川づくりの充実

基本方針-3. 街なかにも多様なみどりをつくり、つなげる

●取り組み方針

3-1. 民有地のみどりづくり

●取り組み内容

3-1-1. 花とみどりの街づくりの推進

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
園芸講習会 生2-3-1	(一財)世田谷 トラストまち づくり	※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中 止	人と環境に優しいバラづ くり入門講座などの講習 会を開催する。	人と環境に優し いバラづくり入 門講座などの講 習会の開催
宅地の生物多 様性に配慮し た緑化推進 生2-3-1	街づくり課 (各総合支所) みどり政策課	・生物多様性に配 慮した緑化ガイ ドブックの配布 ・みどりの計画書 届出件数 779件 (累計21,695件)	みどりの基本条例・都市緑 地法に基づき一定規模以 上の建築物の新築や増築 を行う場合に、緑化の義務 を定めている。それに加 え、生物多様性に配慮した 緑化を誘導していく。	生物多様性に配 慮した緑化推進
シンボルツリ ー・生垣、植栽 帯造成、屋上緑 化・壁面緑化、 駐車場緑化の 助成制度の推 進 生2-3-2	みどり政策課	・生垣・フェンス緑 化助成 11件 (累計875件) ・植栽帯造成助成 9件 (累計89件) ・シンボルツリー 植栽助成 49件/140本 (累計365件 /973本) ・屋上・壁面緑化助 成 5件 (累計265件) ・駐車場緑化助成 1件 (累計9件)	既存制度を拡充し、生物多 様性に配慮した植栽を優 遇する助成制度を検討す る。	・生垣・フェンス 緑化助成 (累計920件) ・植栽帯造成助成 (累計101件) ・シンボルツリー 植栽助成 (累計476件 /1261本) ・屋上・壁面緑化 助成 (累計298件) ・駐車場緑化助成 (累計13件)
みどりと花い っぱい協定に おける植栽種 の工夫 生2-3-1	みどり政策課	・生物多様性に配 慮した植栽種の 検討 ・みどりと花い っぱい協定新規 2か所(解除3か 所) (累計102か所)	植え付けする植物につい て、生きものを呼び込むこ とのできる種類を選ぶな ど、生物多様性に配慮した 工夫を取り入れる。	・生物多様性に配 慮した植栽種 の検討 ・みどりと花い っぱい協定によ る支援
3軒からはじ まるガーデニ ング支援制度 生2-3-1	(一財)世田谷 トラストまち づくり	2年目のグループ にアドバイザー派 遣等を実施 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため新 規グループ受付中止	3軒以上のグループへの 5年間のガーデニングア ドバイザーの派遣と緑化 資材を助成する。	みどりあふれる 環境にやさしい 街並づくりの推 進

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
小さな森制度の活用推進 〔再掲〕 生1-5-1	(一財)世田谷 トラストまち づくり	小さな森登録件数 新規1か所、終了1 か所(累計18か所)	50㎡以上の庭などで、年 に数回オープンガーデン を行うことを条件に小さ な森に登録。財団は庭造り のアドバイスやオープン ガーデンの支援を行い、区 民にみどり保全の大切さ を啓発するとともに、地域 コミュニティづくりを進 める。	新規登録 2か所
緑地協定によ るみどりの保 全・創出 〔再掲〕	みどり政策課	緑地協定 0か所 (累計14か所・16ha)	緑地協定の制度を周知し、 住民自身による自主的な みどりの保全や創出を進 めていく。	住民による自主 的なみどりの保 全・創出の促進
助成対象の現 地PR方法の検 証	みどり政策課	方法の検証	助成制度を利用した緑化 施設について、PR方法の 検証を行い、助成制度のさ らなる活用を進める。	緑化助成制度の 周知拡大
樹木の移植助 成の活用 〔再掲〕	みどり政策課	助成件数 1件 (累計26件)	建物の新築や増改築等に より、やむを得ず移植す るものについて、助成制度 の活用を促進し、既存樹木 の保全に努める。	既存樹木の保全
保存樹木・保存 樹林地指定基 準の見直し 〔再掲〕	みどり政策課	現在の基準での既 存樹木の保全	地域に残る貴重な既存樹 木の保全を推進するため、 保存樹木・保存樹林地指定 基準を見直す。	既存樹木の保全
ひとつぼみど りの創出	みどり政策課	パンフレットの増 刷(2,000部)及び 配布	通りに面した部分などに、 1坪(約3.3㎡)程度の小 さなみどり(ひとつぼみど り)の創出を図る。パンフ レットで、ひとつぼみど りの事例や、助成制度、み どりを楽しむ暮らし方(ジャ ムづくり、腐葉土づくり、 草木染め、家庭菜園など) を紹介する。	ひとつぼみど りの普及
ちょこっと空 間づくり 生リーディング	みどり政策課	・啓発動画の制作 ・ちょこっと空間 づくり講習会 0回 (累計6回) ※新型コロナウイルス感 染拡大防止 のため中止	個人宅の庭やベランダ、商 店街などで生きものが立 ち寄る場をつくる工夫を し、生きものの生息・生育 空間を増やす。	ちょこっと空間 づくり講習会の 実施

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
区民相互のみどりの管理に対する支援	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	落ち葉ひろいリ レーの実施	区民が樹木や樹林の管理 に参加することができる 仕組みの拡充を図り、地域 の財産であるみどりを、地 域のみんなで大切に守っ ていく。	・落ち葉ひろいリ レーの拡充 ・区民相互による みどりの管理
民有地のみどりの管理支援 〔再掲〕	みどり政策課	・高枝切ばさみの 貸し出し ・庭木の手入れ講 習会 2回	民有地のみどりに対して、 所有者の管理によるみど りの質の向上をめざし、機 材の貸し出しを行う。	住民の自主的な 管理の支援拡充
庭木の手入れ 講習会 〔再掲〕	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	庭木の手入れ講習 会 2回 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため (一財)世田谷トラ ストまちづくり分は中止	民有地のみどりに対して、 剪定の基本的な知識につ いて学べる講習会を実施 する。	住民によるみど りの管理
雨水貯留浸透 施設設置助成 〔再掲〕 生 1-3-2	豪雨対策・ 下水道整備課	・ます助成 56基 (累計 13,102基) ・トレンチ助成 26m (累計 3,075m) ・雨水タンク設置 助成 39基 (累計 594基) ※ます及びトレンチ助 成は S63 年度から、雨 水は H19 年度から集 計	都市型水害の軽減や地下 水の涵養のため、雨水貯留 浸透施設・雨水タンクを設 置した方に、一定の条件の もと、助成を行う。	・ます助成 ・トレンチ助成 ・雨水タンク設 置助成

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
建築などの機会を捉えた雨水貯留浸透施設の普及 〔再掲〕 生 1-3-2	豪雨対策・ 下水道整備課 工事第一課 工事第二課	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を使った雨水貯留浸透施設の普及の啓発 ・雨水流出抑制施設設置のお願い ・雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱等による指導 ・世田谷区豪雨対策行動計画(H30～33)に基づく取組 ・雨水貯留浸透量 <ul style="list-style-type: none"> ①区施設 5,834 t (累計 119,761t) ②都・国施設 3,516 t (累計 88,046t) ③その他公共施設 0 t (累計 9,963t) ④民間施設 8,157 t (累計 248,389t) 	世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱等に基づき、新築行為などに対して、雨水流出抑制施設の設置を指導する。	世田谷区豪雨対策行動計画に基づき実施

●取り組み内容

3-1-2. 緑化指導・誘導の推進

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
建築事業者などに対する普及啓発 生 2-3-2	みどり政策課 街づくり課 (各総合支所)	建築・開発事業者への普及啓発の実施	積極的に緑化を推進するために、緑化制度を担当する職員の研修を実施し、建築・開発事業者に対し建築時の緑化の普及啓発を行う。	建築時の緑化の普及啓発
世田谷生きもの緑化ガイドブックの配布 生 1-1-2	みどり政策課	生物多様性に配慮した緑化ガイドブックの配布	世田谷生きもの緑化ガイドブックを参考に、生物多様性に配慮した緑化を推進する。	世田谷生きもの緑化ガイドブックによる普及啓発

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
環境基本条例に基づく環境配慮制度 〔再掲〕 生 2-3-1	環境保全課	大規模な開発事業等に対し、緑化率・緑の質の向上、既存樹木の保全等に関する配慮を要請 11件 (累計 178件) ※H23年から集計	環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者等に対し、環境負荷の低減や公害の防止、環境の保全・回復及び創出に努めるよう要請していく。	大規模な開発事業等に対し、緑化率・緑の質の向上、既存樹木の保全等に関する配慮を要請
みどりの計画書制度による届出制度の拡充	みどり政策課	届出件数 779件 (累計 21,695件)	現行のみどりの計画書制度の効果を検証し、今後の効果的な誘導手法を検討しながら、拡充を図る。	新たな対象施設への緑化推進
建築物緑化認定ラベル交付制度の検証	みどり政策課	ラベル交付の実施	みどりの基本条例に定めた基準以上の緑化を行う建築物などを顕彰する、緑化認定ラベル交付制度の運用について、より効果的な方法を検証する。	緑化推進に対する意識醸成の促進
緑化地域制度の対象建築物の緑化の確実な維持	みどり政策課	維持管理指導	緑化地域制度によって創出された緑化施設について、巡回確認により確実なみどりの維持を指導する。	みどりの維持管理指導
地区計画・地区街づくり計画の策定 〔再掲〕	都市計画課	・地区計画策定 1地区 (累計 90地区) ・地区街づくり計画策定 1地区 (累計 103地区)	地区計画・地区街づくり計画策定時に、緑化に関する制限を設けるなど、建替え時に緑化を誘導していく。	世田谷区新実施計画に基づき実施
シンボルツリー・生垣、植栽帯造成、屋上緑化・壁面緑化、駐車場緑化の助成制度の推進 〔再掲〕 生 2-3-2	みどり政策課	・生垣・フェンス緑化助成 11件 (累計 875件) ・植栽帯造成助成 9件 (累計 89件) ・シンボルツリー植栽助成 49件/140本 (累計 365件/973本) ・屋上・壁面緑化助成 5件 (累計 265件) ・駐車場緑化助成 1件 (累計 9件)	既存制度を拡充し、生物多様性に配慮した植栽を優遇する助成制度を検討する。	・生垣・フェンス緑化助成 (累計 920件) ・植栽帯造成助成 (累計 95件) ・シンボルツリー植栽助成 (累計 476件/1241本) ・屋上・壁面緑化助成 (累計 298件) ・駐車場緑化助成 (累計 13件)

●取り組み内容

3-1-3. 建設行為等におけるみどりの風景づくり

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
建設行為等における風景づくりの誘導 生1-2-1	都市デザイン課	一定規模以上の建設行為等の届出による風景づくりの指導・誘導 158件 (累計1,526件)	建築物や工作物などの建設行為等を行う際に、事業者に対し、事前協議および景観法に基づく届出制度により、風景づくりの方針・基準に基づいた計画となるよう、指導・誘導を行う。	建設行為等の届出による風景づくりの指導・誘導

● 取り組み方針

3-2. みどりの公共・公益施設づくり

● 取り組み内容

3-2-1. みどりの道づくり

● 個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
道路緑化の推進 生 2-3-3	土木計画調整課 工事第一課 工事第二課	道路緑化面積 0.59 ha (累計 121.28ha)	生物多様性に配慮した道路緑化を推進する。	道路緑化面積 (累計 122.99ha)
良質なみどりを供給する適切な樹種選定	土木計画調整課 工事第一課 工事第二課	「世田谷区道路緑化整備指針」に基づく取り組みによって、道路緑化全体の量と質の向上、道路緑化面積の拡大を推進	道路の個別状況に即した適切な樹種選定により、良質なみどりを供給する。	良質なみどりを供給する適切な樹種選定
みどりを健全に保つ適切な維持管理	土木計画調整課 公園緑地課		病害虫の防除や植栽基盤の改善、適切な補植や更新、剪定などの維持管理により、街路樹等を健全に育成する。	みどりを健全に保つ適切な維持管理
みどりを大きく育てる街路樹の保全	土木計画調整課 公園緑地課		植樹スペースは限られているため、樹木を大きく育てる視点で保全する。既存高木の更新については、枯損や寿命などのほかやむを得ない場合を除き、適切に対応していく。	みどりを大きく育てる街路樹の保全
“すき間”緑化の積極的な推進	土木計画調整課 工事第一課 工事第二課		歩道のセミフラット化により拡大した植樹帯の設置可能部分を緑化整備するなど、緑化可能な“すき間”を積極的に見出して緑化面積の増加を図る。	“すき間”緑化の積極的な推進
道路利用の安全・安心と調和した道路緑化推進	土木計画調整課 工事第一課 工事第二課	ガードパイプ等の横断抑止柵から植栽へ転換することなどにより緑化面積の増加を図る。緑化にあたっては、交通安全と防犯の視点から、見通しなどを確保するために適切な植栽配置と植栽密度を保持する。	道路利用の安全・安心と調和した道路緑化推進	
道路空間を総合的にとらえた道路緑化推進	土木計画調整課 工事第一課 工事第二課	電線類の地中化等による道路占用物の整理をはじめ、横断抑止柵等の交通安全施設の再配置、自転車歩行空間整備のための道路幅員の再配分など、総合的な道路空間再構築の視点から取り組む。	道路空間を総合的にとらえた道路緑化推進	
風景づくりのガイドライン（公共施設編）の作成 〔再掲〕	都市デザイン課	ガイドライン作成に向けた現況調査及び内容の検討	風景づくり計画に基づき、公共施設に関する風景づくりの配慮すべき事項等を示したガイドラインを作成する。	風景づくりのガイドライン（公共施設編）の作成

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
庁内でのみどりの相談窓口	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	・みどりの相談窓 口を開設・運用 ・みどりに関する 研修の実施	庁内のみどりの相談窓口 を開設し、みどりに関す る知識・情報の共有を図 る。	みどりに関する知 識・情報の共有

●取り組み内容

3-2-2. みどりの学校づくり

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
緑のカーテン づくり(学校) 生2-3-3	教育環境課 みどり政策課	・小学校 0校 (累計28校) ・中学校 0校 (累計14校)	生物多様性に配慮した緑 化を推進する。希望校を 中心に実施していく。	希望校を中心に実 施
生物多様性に 配慮した学校 づくり 生2-3-3	教育指導課 教育環境課	ビオトープワーク ショップ実施 10校	世田谷生きもの緑化ガイ ドブックを参考に、地域 環境、施設用途の特性に 合わせ、生物多様性に配 慮した緑化を進める。	各学校の地域環 境・特性に合わせ た生きものの生息 空間づくりの推進
校庭芝生化	教育環境課 施設営繕第一 課 施設営繕第二 課	・小学校 0校 (累計21校・ 17,988㎡) ・中学校 0校 (累計2校・ 1,294㎡) ・幼稚園 0園 (累計1園・152 ㎡)	利用面での制約や管理面 での課題について、導入 した学校での成果をもと に検討し、地域の利用団 体と調整を図りながら、 学校の新築・改築時など に検討していく。	改築に合わせて校 庭内の一部に芝生 化を検討
屋上緑化	教育環境課 施設営繕第一 課 施設営繕第二 課	改築に合わせて実 施	管理面での課題につい て、導入した学校での成 果をもとに樹種等を工夫 し、新築・改築時などに 導入していく。	改築に合わせて実 施
地上部植栽	教育環境課 施設営繕第一 課 施設営繕第二 課	改築に合わせて実 施	新築・改築時などに敷地 内の地上部に植栽してい く。	改築に合わせて実 施
植栽地の適切 な管理	各学校	樹木や花壇等の管 理	学校の植栽地を適切に管 理していく。	学校の植栽地の管 理
風景づくりの ガイドライン (公共施設編) の作成 〔再掲〕	都市デザイン 課	ガイドライン作成 に向けた現況調査 及び内容の検討	風景づくり計画に基づ き、公共施設に関する風 景づくりの配慮すべき事 項等を示したガイドライ ンを作成する。	風景づくりのガイ ドライン(公共施 設編)の作成

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
庁内でのみどりの相談窓口〔再掲〕	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	・みどりの相談窓口 を開設・運用 ・みどりに関する研 修の実施	庁内でみどりの相談窓口 を開設し、みどりに関す る知識・情報の共有を図 る。	みどりに関する知 識・情報の共有

●取り組み内容

3-2-3. みどりの公共・公益施設づくり

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
緑のカーテン づくり(公共・ 公益施設) 生 2-3-3	みどり政策課	緑のカーテン資材 配布 74 か所	生物多様性に配慮した緑 化を推進する。希望校を 中心に実施していく。	・公共・公益施設 での緑のカーテ ンづくりの拡大 ・緑のカーテン資 材配布
公共・公益施設 の建築計画な どにおける緑 化の推進 生 2-3-3	各施設関係所 管課 施設営繕第一 課 施設営繕第二 課	豪徳寺アパート1 号棟 玉川総合支所 芦花小学校 希望丘小学校	公共・公益施設の建築計 画や、駐車場整備におい て、生物多様性に配慮し た緑化ガイドブック(植 栽ガイドブックの改訂 版)を参考に、生物多様 性に配慮した緑化を進め る。	改築時において、 生物多様性に配慮 した緑化を実施
公共・公益施設 におけるクー ルスポートづ くり	各施設関係所 管課 施設営繕第一 課 施設営繕第二 課	—	地域環境、各種条例に基 づき、各種施設用途に合 わせ、クールスポットづ くりを進める。 ※【クールスポット】 涼しく過ごせ、お休み処 となるような場所を意味 する。木陰をつくる中・高 木を保全、植栽すること で、快適に過ごせる場所 を創出する。	改築時において、 地域環境、施設用 途の特性に合わ せ、実施
屋上緑化・壁面 緑化の推進	各施設関係所 管課 施設営繕第一 課 施設営繕第二 課	・屋上緑化 豪徳寺アパート 1号棟 玉川総合支所 芦花小学校 ・壁面緑化 玉川総合支所	公共・公益施設の改築時 に、屋上緑化や壁面緑化 を図る。	改築時において、 屋上緑化や壁面緑 化を実施
風景づくりの ガイドライン (公共施設編) の作成 〔再掲〕	都市デザイン 課	ガイドライン作成 に向けた現況調査 及び内容の検討	風景づくり計画に基づ き、公共施設に関する風 景づくりの配慮すべき事 項等を示したガイドライ ンを作成する。	風景づくりのガイ ドライン(公共施 設編)の作成
庁内でのみど りの相談窓口 〔再掲〕	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	・みどりの相談窓口 を開設・運用 ・みどりに関する研 修の実施	庁内でみどりの相談窓口 を開設し、みどりに関す る知識・情報の共有を図 る。	みどりに関する知 識・情報の共有

●取り組み方針

3-3. 新たなみどりの創出

●取り組み内容

3-3-1. 新たなみどりの創出

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
外環道上部の緑化推進(東名ジャンクション(仮称)) 生2-3-3	砧総合支所街づくり課	外環事業者との調整	上部利用計画案の策定に向けて事業者等と調整を進める。	上部利用計画案の策定に向けた事業者等との調整
小田急線上部利用における緑化の推進 生2-3-3	北沢総合支所街づくり課 拠点整備担当課	・区施設の緑地整備 ・住民参加型の緑地管理	小田急線の上部利用における通路、緑地・小広場、立体緑地などの公共施設整備においては、東北沢、下北沢、世田谷代田駅周辺のみどりとのつながりを意識し、多様性をもたらす緑化の推進及び、住民参加型の管理や、活用を促進し、高質な緑化空間の創出を図る。	小田急線上部利用施設における高質な緑化空間の創出
プレイスメイキングによるみどりの保全とまちづくり	(一財)世田谷トラストまちづくり	プレイスメイキングの継続実施 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のためイベント等は中止	地域の様々な自然環境や歴史的・文化的環境について、地域の人々が自ら「地域資産」として価値をつけ、地域貢献活用を広げ、質の高い空間づくりに取り組めるよう、地域の多様な団体との連携など、ひと・まち・自然のつなぎ役として、居心地のよい魅力的なまちとコミュニティの再生をめざすプレイスメイキングを推進する。	プレイスメイキングの継続実施
市民緑地認定制度による緑地の保全・創出〔再掲〕	みどり政策課	認定市民緑地0か所 (累計0件)	市民緑地設置管理計画制度を活用した民間主体による緑地の保全・創出を進める。	民間主体による地域のみどりの保全・創出 (累計1件)

●取り組み方針

3-4. 外来種や野生生物への対応

●取り組み内容

3-4-1. 外来種や野生生物への対応

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
関係行政機関、 学校、団体と連 携した啓発・防 除活動 生 3-1-1	みどり政策課	特定外来種などの 防除活動について 検討	特定外来種などの防除活 動について連携し、啓発 や防除活動を行う。	特定外来種などの 防除活動について 実施
普及啓発事業 の実施 生 3-1-1	みどり政策課	外来種についての 普及啓発事業の検 討	外来種についての正しい 知識の周知や、特定外来 生物などの防除活動への 参加を呼びかける。	外来種についての 普及啓発事業の実 施
カラスの巣撤 去緊急対策事 業の実施 生 3-1-2	環境保全課	・巣の撤去 49件 (累計1,240件) ・落下ヒナの捕獲 18件 (累計592件) ・調査 6件 (累計121件)	繁殖期のカラスの威嚇や 攻撃から区民の安全を確 保するため、巣の撤去な どを行う。	繁殖期(4~7月 頃)におけるカラ スによる人的被害 の軽減
ハクビシン等 の防除 生 3-1-2	環境保全課	・ハクビシン 36頭 (累計151頭) ・アライグマ 20頭 (累計35頭)	ハクビシン・アライグマ が建物の天井裏などに棲 みつき、糞尿などの被害 が生じている場合、区民 の生活環境の保全を図る ため、箱わなを設置し、防 除する。	ハクビシン・アラ イグマによる生活 環境被害の軽減
農地における ハクビシン等 の防除	都市農業課	ハクビシン・アライ グマ・タヌキを対象 とした獣害防除事 業を実施 ※H29.7開始	ハクビシン・アライグマ・ タヌキによる農作物への 被害が生じている場合、 被害の抑制を図ることを 目的として農地に箱わな を設置し、防除する。	ハクビシン・アラ イグマ・タヌキに よる農作物被害の 軽減
生活被害を伴 う害虫等への 防除対策 生 3-1-2	世田谷保健所	生活被害を伴う害 虫等への防除対策 の実施	区民生活に危害を及ぼす 恐れのある害虫等につい ての注意喚起や情報の周 知、ハチの巣の除去(要件 あり)を行う。	生活被害を伴う害 虫等への防除対策 の普及
ハチとの共生 の普及啓発 生 3-1-2	世田谷保健所	ハチとの共生の普 及啓発の実施	ハチの生態や習性・被害 の予防対策に関する正し い知識を習得し、共生し ていくために、区民向け の普及啓発講習会を開催 する。	ハチとの共生の普 及
希少生物生息・ 生育地の保全 活動 〔再掲〕	(一財)世田谷 トラストまち づくり	希少種(イチリンソ ウやカタクリ)の保 全	希少種(イチリンソウや カタクリ)を保全する。	希少種(イチリン ソウやカタクリ) の保全継続

●取り組み方針

3-5. みどりによる安全なまちづくり

●取り組み内容

3-5-1. 災害に備えた水環境の整備

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
民有地の震災対策用井戸の維持管理支援	地域振興課 (各総合支所) 災害対策課	震災対策用井戸 (累計1,261か所)	震災等の災害時に備え、利用可能な水を確保するために、震災対策用井戸として指定された民有地の井戸の維持管理を継続して支援する。	震災対策用井戸の維持管理支援
防火水槽の設置指導	街づくり課 (各総合支所)	設置件数 ・世田谷地域 2件 (累計28件) ※H26年度から集計 ・北沢地域 1件 (累計8件) ・玉川地域 10件 (累計34件) ・砧地域 2件 (累計19件) ・烏山地域 0件 (累計7件) ※H23年度から集計	地震などの災害発生時に備え防火水槽の設備設置を進める。	指導による設置か所の増加
雨水貯留浸透施設設置助成 〔再掲〕 生1-3-2	豪雨対策・ 下水道整備課	・ます助成 56基 (累計13,102基) ・トレンチ助成 26m (累計3,075m) ・雨水タンク設置助成 39基 (累計594基) ※ます及びトレンチ助成はS63年度から、雨水はH19年度から集計	都市型水害の軽減や地下水の涵養のため、雨水貯留浸透施設・雨水タンクを設置した方に、一定の条件のもと、助成を行う。	・ます助成 ・トレンチ助成 ・雨水タンク設置助成

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
建築などの機会を捉えた雨水貯留浸透施設の普及 〔再掲〕 生 1-3-2	豪雨対策・ 下水道整備課 工事第一課 工事第二課	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を使った雨水貯留浸透施設の普及の啓発 ・雨水流出抑制施設設置のお願い ・雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱等による指導 ・世田谷区豪雨対策行動計画(H30～33)に基づく取組 ・雨水貯留浸透量 <ul style="list-style-type: none"> ①区施設 5,834 t (累計 119,761t) ②都・国施設 3,516 t (累計 88,046t) ③その他公共施設 0 t (累計 9,963t) ④民間施設 8,157 t (累計 248,389t) 	世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱等に基づき、新築行為などに対して、雨水流出抑制施設の設置を指導する。	世田谷区豪雨対策行動計画に基づき実施

●取り組み内容

3-5-2. みどりによる防災機能の強化

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
防災街づくり事業による公園・広場・緑地用地取得	防災街づくり課 街づくり課 (各総合支所)	砦地域 0 件	防災まちづくり事業により公園・広場・緑地用地の取得を進める。	防災街づくり事業による公園・広場・緑地用地取得か所数 1 か所 (累計 2 か所)
地区計画・地区街づくり計画の策定 〔再掲〕	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画策定 1 地区 (累計 90 地区) ・地区街づくり計画策定 1 地区 (累計 103 地区) 	地区計画・地区街づくり計画策定時に、緑化に関する制限を設けるなど、建替え時に緑化を誘導していく。	世田谷区実施計画に基づき実施

基本方針-4. みどりに関わる活動を増やし、協働する

●取り組み方針

4-1. みどりを守り育てる活動の活性化

●取り組み内容

4-1-1. 国・東京都・関係自治体との連携

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
生きもの情報の共有 生 4-1-1	みどり政策課	各機関と生きもの情報を共有	各機関と生きもの情報を共有し、希少生物などの生息場所を把握する。また、将来的には、生きもの生息場所をつなげる情報源として活用する。	各機関と生きもの情報を共有
国・東京都・関係自治体と連携したイベントの実施 生 4-1-1	みどり政策課	国・東京都・関係自治体と連携したイベントの検討	国・東京都・関係自治体と連携して、生物多様性に関するイベントを、河川や公園緑地などで実施する。	国・東京都・関係自治体と連携したイベントの実施
川場村と連携した交流事業の実施 生 4-1-1	区民健康村・ふるさと交流課	「健康村里山自然学校」の実施 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部の事業は中止	相互協力協定を結んでいる群馬県川場村と連携し、交流事業である里山塾や農業塾といった「健康村里山自然学校」を実施する。	「健康村里山自然学校」の継続実施

●取り組み内容

4-1-2. 区民や団体などとの連携

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
活動団体との意見交換会の開催 生4-2-1	みどり政策課 公園緑地課 豪雨対策・ 下水道整備課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	<ul style="list-style-type: none"> 活動団体との意見交換会 生きもの会議(累計4回) 分科会プロジェクトの実施 野多連との情報交換会 生きものアドバイザー会議 ※生きもの会議、野多連との情報交換会、生きものアドバイザー会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	区及び河川的环境団体などと意見交換会を開催する。また、区内の活動団体同士の意見交換の場を新たに設ける。	<ul style="list-style-type: none"> 活動団体との意見交換会の継続 生きもの会議の実施
専門家の派遣などの支援 生4-2-1	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	活動団体等への専門家派遣	団体や区民が活動する場で、専門的な知識を要する場合に、その知識に精通した専門家(学校の教授、有識者など)をその活動の場に派遣する。	活動団体等への専門家派遣制度の運用
企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用 生4-2-1	みどり政策課 公園緑地課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため企業からの受入れは中止	企業や学校と連携して、生物多様性に配慮した公園緑地・公共用地・民有地などを、環境学習の場やその他活用場所として活用する。	企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用
せたがやカレープロジェクト 〔再掲〕 生リーディング	みどり政策課 公園緑地課	3回 (累計5回)	活動団体、農業関連団体など様々な主体と連携して、区内農作物を使い、親しみのあるカレーなどを作るイベントを実施し、生物多様性への関心の向上や住宅都市の農業、農地の大切さの区民理解を醸成する。	せたがやカレープロジェクトの継続
園芸相談	(一財)世田谷 トラストまち づくり	<ul style="list-style-type: none"> 瀬田農業公園での園芸相談の実施 園芸についての情報の紹介 	園芸等の様々な相談を瀬田農業公園(フラワーランド)で専門員が応じるとともに、園芸についての情報をホームページで紹介する。	園芸相談の充実
区民相互のみどりの管理に対する支援 〔再掲〕	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	落ち葉ひろいリレーの実施	区民が樹木や樹林の管理に参加することができ、仕組みの拡充を図り、地域の財産であるみどりを、地域みんなで大切に守っていく。	<ul style="list-style-type: none"> 落ち葉ひろいリレーの拡充 区民相互によるみどりの管理

●取り組み内容

4-1-3. みどり・生きものの表彰制度の推進

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
みどり・生きものの表彰制度 生 4-2-2	みどり政策課	表彰制度の検討	活動団体などのみどりや生物多様性に関する取り組みのうち、地域へのみどりや生物多様性の貢献が高いものや模範的なものについて、顕彰する制度を設立する。	みどり・生きものの表彰制度の検討、実施
建築物緑化認定ラベル交付制度の検証 〔再掲〕	みどり政策課	ラベル交付の実施	みどりの基本条例に定めた基準以上の緑化を行う建築物などを顕彰する、緑化認定ラベル交付制度の運用について、より効果的な方法を検証する。	緑化推進に対する意識醸成の促進
助成対象の現地PR方法の検証 〔再掲〕	みどり政策課	方法の検証	助成制度を利用した緑化施設について、PR方法の検証を行い、助成制度のさらなる活用を進める。	助成制度の周知拡大

●取り組み内容

4-1-4. トラスト運動支援者数の拡大

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
トラスト運動支援者数の拡大 生 5-1-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	賛助会員やボランティアなどとの連携・協力による自然環境や歴史的・文化的環境の保全	賛助会員やボランティアなどと連携・協力し、自然環境や歴史的・文化的環境の保全を進める。	賛助会員やボランティアなどとの連携・協力による自然環境や歴史的・文化的環境の保全

●取り組み内容

4-1-5. 協働によるみどりの風景づくり

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
地域風景資産の継続を目的とした仕組みの検討 生 1-2-1	都市デザイン課	・地域風景資産選定0件 (累計86件) ・地域風景資産普及事業実施(区のおしらせ特集号発行)	登録制度以外で地域風景資産の継続を目的とした仕組みの検討を行う。	地域風景資産の継続を目的とした仕組みの検討
風景づくり活動の支援	都市デザイン課	風景づくり活動支援事業実施 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため交流会の開催は見送り	区民が自発的に進める風景づくり活動を支援し、多様な主体の協働による風景づくりを推進する。	区民が自発的に進める風景づくり活動を支援し、多様な主体の協働による風景づくりを推進
界わい形成地区の指定検討	都市デザイン課	界わい形成地区の指定検討 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地区住民との検討の場を設けられないなど、事業に遅れが出ており、令和2年度目標としていた界わい形成地区の指定にまで至っていない。	風景づくり条例に基づく重点区域の一つである界わい形成地区の指定により、地域独自の方針や基準に基づく風景づくりに取り組む。	界わい形成地区の指定
景観法の制度活用等による風景づくりの検討	都市デザイン課	景観法の制度活用等による風景づくりの検討 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため例年実施しているまちあるきイベントは中止。	景観法に基づく景観整備機構の活用など、多様な主体による風景づくりの推進を検討する。	多様な主体による風景づくり

●取り組み方針

4-2. みどりに関する情報の管理・発信

●取り組み内容

4-2-1. みどりに関する情報の管理・発信の仕組みづくり

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
生物調査の実施 生6-1-1	みどり政策課	生物調査の実施 「まちの生きものし らべ」 0回 (累計5回) ※H27年度から集計。調 査は新型コロナウイルス 感染拡大防止のため 中止	世田谷に生息する生き ものを把握するために、 選定した場所において 調査を実施する。また、 区民参加の生きものし らべを実施する。	生物調査の継続
河川調査(水生 生物)の実施 生6-1-1	環境保全課	河川の生物調査 1回/年	河川に生息する水生生 物を把握するために、魚 類、底生動物などの調査 を実施する。	河川の生物調査 1回/年
生物情報検索 システムの運 用 生6-1-1	(一財)世田谷 トラストまち づくり	世田谷の生きものに 関する調査と、これ までの調査報告書や 世田谷の生物情報を 発信するための生物 情報検索システム 「世田谷の生きもの みっけ」の運用 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため検 索システムの運用を中 止	世田谷の生きものに 関する調査と、これ までの調査報告書や 世田谷の生物情報を 発信するための生物 情報検索システム 「世田谷の生きもの みっけ」を運用する。	世田谷の生きもの に関する調査と、 これまでの調査報 告書や世田谷の生 物情報を発信する ための生物情報検 索システム「世田 谷の生きものみっ け」の運用
ホームページ など多様な情 報媒体を活用 した生きもの 情報の発信 生6-1-1	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	生きもの情報の発信	区で実施した調査結 果を、上記「生物情報検索 システム」などを利用し て、区民などが見られ るよう、情報の共有化を 実施する。	・生きもの情報の 発信の継続 ・情報を一括して 管理・発信
世田谷名木百 選マップの配 布 生6-1-1	みどり政策課	世田谷名木百選マッ プの配布	世田谷の長い歴史と文 化の中に生き続け、地 域の方々に様々な関わり かたを通じて親しまれ、 育まれてきた樹木を選 定した『名木百選』を紹 介し、巨樹や老木を大切 にする心を醸成してい く。	・貴重な樹木の情 報提供 ・みどりの保全意 識の醸成

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
地下水・湧水調査 〔再掲〕 生 1-3-2	みどり政策課	地下水・湧水調査の実施	区内で地下水位・池水位・湧水量などを継続的に観測し、長期的な変化を把握することで、地下水・湧水の保全に役立てる。 また、地下水・湧水の現状とその保全に向けた取り組みを概要版やホームページなどにより、普及啓発する。	地下水・湧水現況の把握と周知
環境調査 河川調査（水質）の実施	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川の水質調査の実施 ・ 河川の水質調査 5回/年 	水質汚濁対策の一環として、年5回の河川水質の定期的な調査を継続する。	河川の水質調査の継続

基本方針-5. みどりと関わる暮らしを楽しみ、伝える

●取り組み方針

5-1. みどりに関する普及啓発

●取り組み内容

5-1-1. みどりを理解する場づくり

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
みどりと生きものに関する出前講座などの開催 生7-1-1	みどり政策課	区民や学校向けの出前講座や講習会の実施 ・みどりの出前講座 (消費生活課) 0回 (累計0回) (みどり政策課) 5回 (累計87回) ・自然観察動画の制作	みどりと生きものの大切さを伝える場として、区民や学校向けの出前講座や講習会を開催する。	区民や学校向けの出前講座や講習会の実施
ビジターセンターの運営 生7-1-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	ビジターセンターの運営及びボランティア等の活動拠点づくりの実施 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用制限あるいは一部利用中止により運営	世田谷の自然環境や歴史的・文化的環境、また、まちづくりや身近な自然とふれあえる情報発信拠点としてのビジターセンターの運営及び緑地等を保全する地域団体やボランティア等の活動拠点づくりを行う。	ビジターセンターの運営及びボランティア等の活動拠点づくりの実施
特別保護区の一一般開放 生7-1-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	・特別保護区の維持管理 ・一般開放業務における、財団自主事業で養成したボランティアによる自然解説活動の実施 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため春の一般開放を中止	経堂五丁目特別保護区において、財団自主事業で養成したボランティアが、年10回程度ある一般開放時に来場者に自然解説活動を実施する。	・特別保護区の維持管理 ・一般開放業務における財団自主事業で養成したボランティアによる自然解説活動の実施
フィールドミュージアムの整備 生8-1-1	みどり政策課	マップ配布PR (累計3地区)	地域全体をひとつの学習・体験の場として捉え、世田谷の自然や生きものについて学べる地図の作成や、案内板の整備を検討する。	フィールドミュージアムの整備検討

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
せたがやカレープロジェクト 〔再掲〕 生リーディング	みどり政策課 公園緑地課	3回 (累計5回)	活動団体、農業関連団体など様々な主体と連携して、区内農作物を使い、親しみのあるカレーなどを作るイベントを実施し、生物多様性への関心の向上や住宅都市の農業、農地の大切さの区民理解を醸成する。	せたがやカレープロジェクトの継続
せたがやガーデニングフェアの実施	みどり政策課	※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	緑と花を主題におき、せたがやらしい快適な環境の向上を区民、事業者と共に考え行動し、「世田谷みどり33」を広く普及するイベントを、区民、事業者と協働して開催する。	緑と花を主題におき、せたがやらしい快適な環境の向上を区民、事業者と共に考え行動し、「世田谷みどり33」を広く普及するイベントを、区民、事業者と協働開催
植樹イベントの実施	みどり政策課	植樹イベントの実施 0か所 (累計4か所) ※H24年度から集計	区民との協働により区内の公園緑地等に樹木を植えるイベントを開催する。	植樹イベントの実施

●取り組み内容

5-1-2. みどりに関する普及啓発

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」配布 生 7-1-2	みどり政策課	地域戦略のガイドブック「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」配布	生きものつながる世田谷プランや生物多様性について普及啓発を行う。	「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」配布
世田谷の生きものを紹介する資料の作成 生 7-1-2	みどり政策課	生きもの情報の収集	区内の生きものに関する冊子などを作成する。	世田谷の生きものを紹介する資料の検討
世田谷の自然とまちづくりに関する広報・情報発信 生 7-1-2	(一財)世田谷トラストまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ホームページの運営 トラスト通信、メールマガジン、トラストまちづくり情報誌等の発行 フェイスブックなど SNS による発信 	トラスト通信の発行、ホームページの運営、メールマガジンなどの発行、トラストまちづくり情報誌を発行する。	<ul style="list-style-type: none"> ホームページの運営 トラスト通信、メールマガジン、トラストまちづくり情報誌、トラストまちづくりの発行

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
生物多様性保全の啓発グッズなどの販売 生7-1-2	(一財)世田谷 トラストまち づくり	啓発用図書の販売	様々な工夫をこらした 楽しく分かりやすい図 鑑や啓発グッズ等を販 売する。	啓発用図書の販 売
生きものモニタ ー制度 生リーディング	みどり政策課	・生きものモニター 制度の実施 ・モニター通信 発行 0回(累計6回) ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中 止	庭やベランダに生きも のを呼び込む工夫を学 び実践し、観察記録など を報告して、広く共有す る生きものモニター制 度を実施する。	・生きものモニ ター制度の実 施 ・モニター通信 発行 2回
ちょこっと空間 づくり 〔再掲〕 生リーディング	みどり政策課	・啓発動画の制作 ・ちょこっと空間づ くり講習会 0回(累計6回) ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中 止	個人宅の庭やベランダ、 商店街などで生きもの が立ち寄る場をつくる 工夫をし、生きものの生 息・生育空間を増やす。	ちょこっと空間 づくり講習会の 実施
みどり確保のた めの基金周知 〔再掲〕	みどり政策課	公共施設やイベン トでのパンフレッ ト配布、ホームペー ジでの基金の周知	「世田谷区みどりのト ラスト基金」への寄附 を、区報、ホームページ、 ポスター掲示、パンフレ ット配布、イベントな ど、様々な機会を捉えて 周知する。	基金周知の拡大
緑のカーテンの 普及	みどり政策課	・ハンドブック 配布 ・公共施設への緑の カーテン設置 74か所	夏に、葉かげによって涼 しい町をつくる緑のカー テンづくりを、緑のカー テンハンドブックの 配布、見本となる公共施 設での緑のカーテン設 置などにより、普及す る。	・ハンドブック 配布 ・公共施設への 緑のカーテン 設置
世田谷の自然や 歴史的文化遺産 保全等に関する 書籍やグッズの 販売	(一財)世田谷 トラストまち づくり	国分寺産線マップ、 ミニ野鳥図鑑、世田 谷の近代建築発見 ガイド、手ぬぐい等 の販売	身近な自然や歴史的文 化的環境の保全等につ いて魅力を伝えていく ため、国分寺産線マッ プ、ミニ野鳥図鑑、世田 谷の近代建築発見ガイ ド、手ぬぐい等の販売を 行う。	国分寺産線マッ プ、ミニ野鳥図 鑑、世田谷の近 代建築発見ガイ ド、手ぬぐい等 の販売

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
身近なみどりや生きものとふれあえる機会の創出	(一財)世田谷トラストまちづくり	自然観察会や季節のミニイベント等の実施 ①バードウォッチング：1回（3回中止） ②野川せせらぎ教室：1回（3回中止） ③みつ池体験教室：3回（1回中止） ④ビジターセンターミニイベント：6回（2回中止） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止	野鳥や植物及び水生生物の観察会等、季節に合わせたイベントを開催する。	自然観察会や季節のミニイベント等の実施

●取り組み内容

5-1-3. みどりの再生利用

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
園芸用土の再資源化事業の検討	みどり政策課	—	不要になった園芸用土のリサイクルを進める。	園芸用土の再資源化事業の検討
緑化廃棄物の再生利用	清掃・リサイクル部事業課	区内で発生した緑化廃棄物を、区外の再生資源化施設へ運搬し、再生利用を実施	廃棄処理されている樹木の剪定枝等を再資源化するため、処理・運営方法などを検討する。	区内事業用大規模建築物の緑化廃棄物（剪定枝等）の再生資源化率40%超に向上

●取り組み方針

5-2. みどりのために行動する人材の育成

●取り組み内容

5-2-1. みどりと関わる体験・学習機会の拡充

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
フィールドミュージアムの整備 〔再掲〕 生 8-1-1	みどり政策課	マップ配布 PR (累計3地区)	地域全体をひとつの学習・体験の場として捉え、世田谷の自然や生きものについて学べる地図の作成や、案内板の整備を検討する。	フィールドミュージアムの整備 検討
ビジターセンターの運営 〔再掲〕 生 7-1-1	みどり政策課	ビジターセンターの運営及びボランティア等の活動拠点づくりの実施 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用制限あるいは一部利用中止により運営	世田谷の自然環境や歴史的・文化的環境、また、まちづくりや身近な自然とふれあえる情報発信拠点としてのビジターセンターの運営および、緑地等を保全する地域団体やボランティア等の活動拠点づくりを行う。	ビジターセンターの運営及びボランティア等の活動拠点づくりの実施
せたがやカレープロジェクト 〔再掲〕 生リーディング	みどり政策課 公園緑地課	3回 (累計5回)	活動団体、農業関連団体など様々な主体と連携して、区内農作物を使い、親しみのあるカレーなどを作るイベントを実施し、生物多様性への関心の向上や住宅都市の農業、農地の大切さの区民理解を醸成する。	せたがやカレープロジェクトの継続
ふれあい農園、体験農園、区民農園の推進 〔再掲〕 生 8-1-1	都市農業課	・ふれあい農園開園数 2園(累計51園) ・体験農園開園数 (累計6園) ・区民農園開園数 (累計20園)	農地を身近に感じ、農業を理解してもらえよう、農作業を体験する機会として、ふれあい農園や体験農園、区民農園を運営する。 農地を活用した多世代のコミュニティの場として利用するなど、多面的な利活用を推進する。	・ふれあい農園開園数 (累計57園) ・体験農園開園数 (累計6園) ・区民農園開園数 (累計22園)
土と農の交流園講座の実施 生 8-1-1	市民活動・生涯現役推進課	土と農の交流園圃場管理ボランティアの実施 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座休止とし、代替として、圃場管理ボランティアを各コースで10月下旬から実施	講義と実習により野菜や花づくりなどに関する基礎を学習できる講座を開催する。	土と農の交流園講座の継続

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
体験・学習機会の充実 生 8-1-1	みどり政策課	自然観察会、愛鳥モデル校の合同発表会などの開催 ※発表会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	自然観察会、体験教室、愛鳥モデル校の取り組み支援、野川せせらぎ教室、ガイドウォーク、水辺の楽校、外遊び事業、動物飼育支援活動モデル校、移動教室、食に関する講座などを開催する。	愛鳥モデル校の取り組み支援
	(一財)世田谷トラストまちづくり	①バードウォッチング：1回（3回中止） ②野川せせらぎ教室：1回（3回中止） ③みつ池体験教室：3回（1回中止） ④ビジターセンターミニイベント：6回（2回中止） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止		自然観察会、体験教室、野鳥観察会、野川せせらぎ教室、ガイドウォークの開催
	児童課	多摩川出張事業 12回		多摩川にて川遊び、水辺の生き物観察など自然体験を出張事業として開催
	教育指導課 教育研究・研修課	研究協力校（SDGsベーシックプログラム） 3校 ※校外学習活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため各校の判断により一部中止		校外学習活動の実施。SDGsカードゲーム等による理解促進
	学務課	動物飼育支援活動モデル校 7校 ※移動教室等（小5川場、小6日光、中1河口湖）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		動物飼育支援活動モデル校、移動教室などの実施
	消費生活課	食に関する区民向け講座 0件		食に関する区民向け講座の開催
特別保護区の一 般開放 〔再掲〕 生 7-1-1	(一財)世田谷トラストまちづくり	・特別保護区の維持管理 ・一般開放業務における、財団自主事業で養成したボランティアによる自然解説活動の実施 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため春の一般開放を中止	経堂五丁目特別保護区において、財団自主事業で養成したボランティアが、年10回程度ある一般開放時に来場者に自然解説活動を実施する。	・特別保護区の維持管理 ・一般開放業務における財団自主事業で養成したボランティアによる自然解説活動の実施

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
せたがやエコチャレンジ 生8-1-1	教育指導課	エコ活動を区のホームページなどで周知	小中学校、区民団体などのエコ活動を区のホームページや印刷物などで周知する。	エコ活動の普及
みどりと生きものに関する出前講座などの開催 〔再掲〕 生7-1-1	みどり政策課	区民や学校向けの出前講座や講習会の実施 ・みどりの出前講座 5回 (累計87回) ・自然観察動画の制作	みどりと生きものの大切さを伝える場として、区民や学校向けの出前講座や講習会を開催する。	区民や学校向けの出前講座や講習会の実施
既存の自然体験遊び場事業の拡充	児童課	・プレーリヤカー 22か所・211回 ・砧・多摩川あそび村 週4日開園 出張事業12回	乳幼児親子の自然体験遊び場事業であるプレーリヤカーを拡充する。	・プレーリヤカー 23か所・240回 ・砧・多摩川あそび村 週5日開園 出張事業12回
外遊び啓発、ネットワークづくりの推進	児童課	外遊び啓発の充実、全区的ネットワーク強化及び地域ネットワークづくりに向けた外遊び推進員による地区での啓発、推進活動の実施	区民や活動団体等との協働により外遊び啓発事業を実施し、ネットワークづくりを推進する。	外遊び啓発の充実、全区的及び地域ネットワークづくりの強化
砧地域プレーパークの設置に向けた協働事業の実施 〔再掲〕	児童課	区民との協働による外遊び啓発事業の実施、担い手発掘 45回	プレーパークを外遊びの拠点として、子どもたちの外遊びを進める。外遊びの啓発に取り組むとともに、砧地域に新たなプレーパークの設置を進める。	本格実施（実施場所固定による定期開催） 充実に向けての検討
生きものモニター制度 〔再掲〕 生リーディング	みどり政策課	・生きものモニター制度の実施 ・モニター通信発行 0回（累計6回） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	庭やベランダに生きものを呼び込む工夫を学び実践し、観察記録などを報告して、広く共有する生きものモニター制度を実施する。	・生きものモニター制度の実施 ・モニター通信発行 2回
ちょこっと空間づくり 〔再掲〕 生リーディング	みどり政策課	・啓発動画の制作 ・ちょこっと空間づくり講習会 0回 (累計6回) ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	個人宅の庭やベランダ、商店街などで生きものが立ち寄る場をつくる工夫をし、生きものの生息・生育空間を増やす。	ちょこっと空間づくり講習会の実施

●取り組み内容

5-2-2. みどりと関わる人材の育成

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
ボランティア 向けの養成講 座・イベントの 開催 生8-2-1	みどり政策課	ボランティア向けの 養成講座・イベント ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中 止	花壇ボランティアや公 園ボランティアなど に向けた、生物多様性保 全の先進事例場所の見学 会、専門家の派遣など を実施する。	ボランティア向 けの養成講座・ イベントの開催
	公園緑地課	多様なボランティア の募集		多様なボラン ティアの募集
世田谷トラ ストまちづくり 大学の開催 生8-2-1	(一財)世田谷ト ラストまちづ くり	緑地保全や地域共 生・歴史的環境保 全などをテーマとし た人材育成 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中 止	緑地保全や地域共 生・歴史的環境保 全などをテ ーマとした人 材育成	緑地保全や地域 共生・歴史的環 境保全などをテ ーマとした人 材育成
花づくり教室 の開催	(一財)世田谷ト ラストまちづ くり	花づくり教室 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のため延 伸	地域の花づくりリー ダーを育成すること をめざし、種まき や花壇づくりなど 実習を中心とし た講座を2年に1 回、開催する。修 了後、フラワー ランド友の会など 区内の活動団体 等、地域での花 づくり活動を実 践する。	地域の花づくり リーダーの育 成
みどりの推 進員制度の活 用	みどり政策課	・講習会 ※新型コロナウイルス 感染拡大防止のた め中止 ・みどりの推進員通 信発行	地域でみどりを守 り、育てる活動 をしている区 民や団体を「み どりの推進員」 として認定し、 地域での活動を 応援する。	みどりの推進員 の地域での活 動支援

●取り組み方針

5-3. みどりとともにある歴史・文化の継承

●取り組み内容

5-3-1. みどりとともにある歴史・文化の継承

●個別取り組み

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
「せたがやそだち」の消費の拡大 生 9-1-1	都市農業課	<ul style="list-style-type: none"> 個人直売所やファーマーズマーケットでの販売 学校給食での利用（区立小・中学校） 「せたがやそだち」使用店登録制度の実施（3店舗追加） 農家情報（収穫物・量、連絡先等）の区ホームページ掲載 	都市農業の利点を活かし、農家の個人直売所やJAの共同直売所で販売するなど、地産地消を推進する。また、学校給食における「せたがやそだち」の利用を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 個人直売所やファーマーズマーケットでの販売 学校給食での利用量拡大（全校で利用）
伝統野菜の継承 生 9-1-1	都市農業課	伝統野菜保存事業の支援（大蔵大根種もみ）	大蔵大根など伝統野菜の良さを見直し、固定種の保存や栽培技術の継承を図る。	伝統野菜保存事業の支援
農業農地が有する多面的機能の情報発信 〔再掲〕 生 9-1-1	都市農業課	農業イベント <ul style="list-style-type: none"> 夏季農産物品評会 農業祭 花展覧会（春・秋） ※いずれも新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	農業振興と農地保全をPRするイベントを開催し、都市農業・都市農地の有する多面的機能への区民理解を醸成する。	農業イベント開催 <ul style="list-style-type: none"> 夏季農産物品評会 農業祭 花展覧会（春・秋）
せたがやカレープロジェクト 〔再掲〕 生リーディング	みどり政策課 公園緑地課	3回 (累計5回)	活動団体、農業関連団体など様々な主体と連携して、区内農作物を使い、親しみのあるカレーなどを作るイベントを実施し、生物多様性への関心の向上や住宅都市の農業、農地の大切さの区民理解を醸成する。	せたがやカレープロジェクトの継続
郷土資料館の運営 生 9-2-1	生涯学習・地域学校連携課	世田谷区に関する歴史・民俗資料などを収集・研究し、その成果を展示・書籍刊行等により公開	郷土資料館では、歴史資料の収集、調査研究、保存、展示・公開を行い、区民が世田谷の歴史・文化を学習する機会を提供する。	世田谷区に関する歴史・民俗資料などを収集・研究し、その成果を展示・書籍刊行等により公開

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
民家園の運営 生 9-2-1	生涯学習・地域学校連携課	次大夫堀公園民家園・岡本公園民家園における世田谷の古民家の保存・公開及びかつての世田谷の農村の生活文化の伝承	次大夫堀公園民家園、岡本公園民家園では、世田谷の古民家を保存・公開するとともに、かつての世田谷の農村の生活文化を伝える取り組みを行う。	次大夫堀公園民家園・岡本公園民家園における世田谷の古民家の保存・公開及びかつての世田谷の農村の生活文化の伝承
伝統行事や活動の継承 生 9-2-1	地域振興課(各総合支所)	せたがやホテル祭りとサギ草市、梅まつり、サギ草講習会など ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	せたがやホテル祭りとサギ草市、梅まつり、サギ草講習会などの地域に根ざした行事や活動を継続する。	せたがやホテル祭りとサギ草市、梅まつり、サギ草講習会などを実施
地域の歴史や伝統文化の継承と活用 生 9-2-1	生涯学習・地域学校連携課	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷デジタルミュージアムの公開 ・民家園の機能の再検討と事業の充実 ・地域の文化財保護の担い手の育成の検討 ・せたがや歴史文化物語の取り組みの推進 	世田谷の歴史や文化を伝える文化財の保存・活用を進め、広く区民の方に、学習・体験の場や機会を設ける。また、地域の文化財の保護の活動を支援し、地域の伝統的な文化を継承していく。	<ul style="list-style-type: none"> ・世田谷デジタルミュージアムの公開 ・地域の文化財保護の担い手の育成 ・せたがや歴史文化物語の取り組みの推進
歴史的文化遺産の保全と活用	(一財)世田谷トラストまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な専門家とのネットワークによる近代建築の保全と活用の仕組み検討 ・イベント等による歴史的建造物の有効活用の推進 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 	様々な専門家とのネットワークによる近代建築の保全と活用の仕組みについて検討する。また、歴史的建造物の有効活用を推進するため、地域との連携によるイベント等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な専門家とのネットワークによる近代建築の保全と活用の仕組み検討 ・イベント等による歴史的建造物の有効活用の推進

世田谷区みどりの行動計画

〈令和4年度～令和5年度〉

令和4（2022）年4月発行（広報印刷物登録番号 No.****）

編集・発行：世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1

世田谷区二子玉川分庁舎

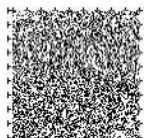
電話：03-6432-7902 FAX：03-6432-7989

<http://www.city.setagaya.lg.jp/>

生きものつながる世田谷プラン行動計画

(令和4年度～令和5年度)

案



目次

1 . 生きものつながる世田谷プラン行動計画の役割	1
(1) 行動計画の役割	1
(2) 取り組みの評価	2
(3) 進行管理	3
(4) 次期行動計画の策定に向けて	3
2 . 個別の取り組み	4
(1) 取り組みの体系	4
(2) リーディングプロジェクト	6
(3) 取り組み	16

1. 生きものつながる世田谷プラン行動計画の役割

(1) 行動計画の役割

生きものつながる世田谷プランは、「生物多様性基本法」の第3条¹で示される基本原則に従い、同法第13条²の「市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)」として策定したものです。生物多様性国家戦略や東京都の「緑施策の新展開」、世田谷区基本構想・基本計画を上位計画とし、都市整備方針や環境基本計画などの関連計画と連携を図るとともに、これらの計画では言及されていなかった生物多様性の視点を持って、より良い街づくりを戦略的に進めていくための計画が、このプランです(図1)。

生きものつながる世田谷プラン行動計画は、生きものつながる世田谷プランの目標を達成するための取り組み内容について、環境審議会の意見を踏まえて区が策定し、区が主体となって取り組みを推進していくものです。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を一つの契機として、区民との協働により生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、生きものとともにある暮らしと、みどり豊かな環境を次代に伝えていきます。

また、近年の地球温暖化を要因とした気候変動が生態系に与える影響や新型コロナウイルス感染症流行後の新たな生活環境もふまえ取り組みを進めていきます。

今回の行動計画は、世田谷区基本計画との整合を図るため、令和4年度から令和5年度の2か年の計画として策定しました。

また、取り組みの進行にあたっては、みどりの基本計画と整合を図りながら進めていきます。

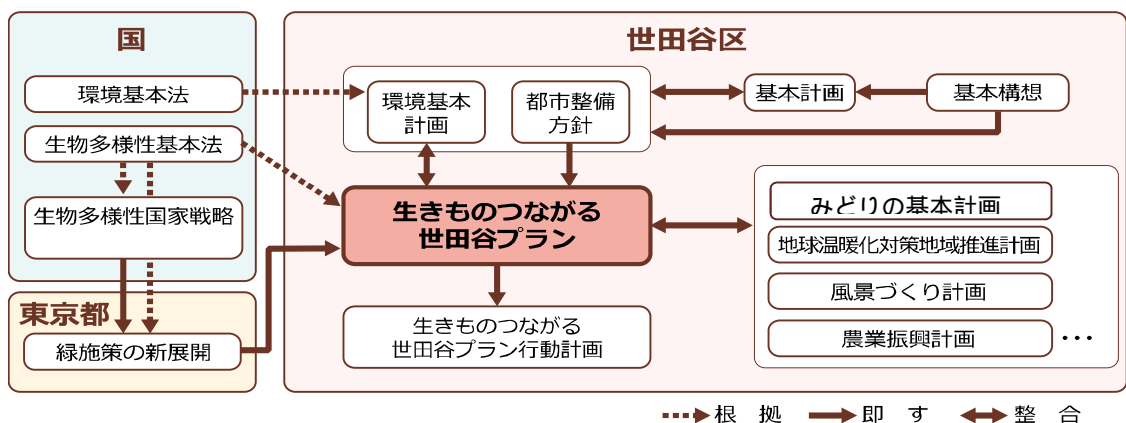


図1 生物多様性地域戦略と国・都の法律や計画との関係図

¹ 生物多様性基本法 第3条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることに鑑み、野生生物の種の保存などが図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

² 生物多様性基本法 第13条 都道府県および市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独でまたは共同して、当該都道府県または市町村の区域内における生物の多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

(2) 取り組みの評価

生きものつながる世田谷プラン行動計画（平成29年度～令和3年度）の取り組みについて、次のとおり評価を行いました。

3つの柱	9つの目標	令和3年度末までの評価（見込み）
生物多様性を「守り、育てる」	目標1 多様な生きものが生息・生育する場を保全する	国分寺崖線や水辺の保全、生物多様性に配慮した場づくり、外来種や野生生物に対する適切な対応により、生物多様性を「守り、育てる」事業は順調に推進している。
	目標2 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する	
	目標3 外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める	
生物多様性のために「協働する」	目標4 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に連携・協働する	新型コロナウイルス感染拡大によりイベントや区民による生物調査は一部中止となったが代替事業を行い生物多様性のために「協働する」事業は概ね順調に推進している。
	目標5 生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす	
	目標6 生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える	
生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」	目標7 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する	新型コロナウイルス感染拡大によりイベント等が一部開催できなかったものの、「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」の作成・配布等、生物多様性の恵みを「理解し、楽しみ、伝える」事業はおおむね順調に推進している。
	目標8 将来にわたって恵みを楽しみ続けるための人材育成・教育の仕組みを整える	
	目標9 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する	

(3) 進行管理

生きものつながる世田谷プラン行動計画は、区が年度ごとに進捗状況を把握し、環境審議会に報告しつつ、庁内で評価・検証して、個別取り組みのその後の進行に活かすことにより、計画を確実に進めます(図2)。また、個別取り組みは、機会を捉えて関係する区民の意見を聞きながら進めていきます。

(4) 次期行動計画の策定に向けて

令和6年度からの次期行動計画の策定に向けて、令和3年度に実施する「みどりの資源調査」を詳細に分析し、課題や個別事業の効果等を検証したうえで、生物多様性の保全のさらなる事業推進を図るため、わかりやすく効果的な計画体系や取り組み内容の整理、目標設定などの見直しを検討していきます。また、進捗管理についても、事業効果をより高めていくための手法を検討していきます。

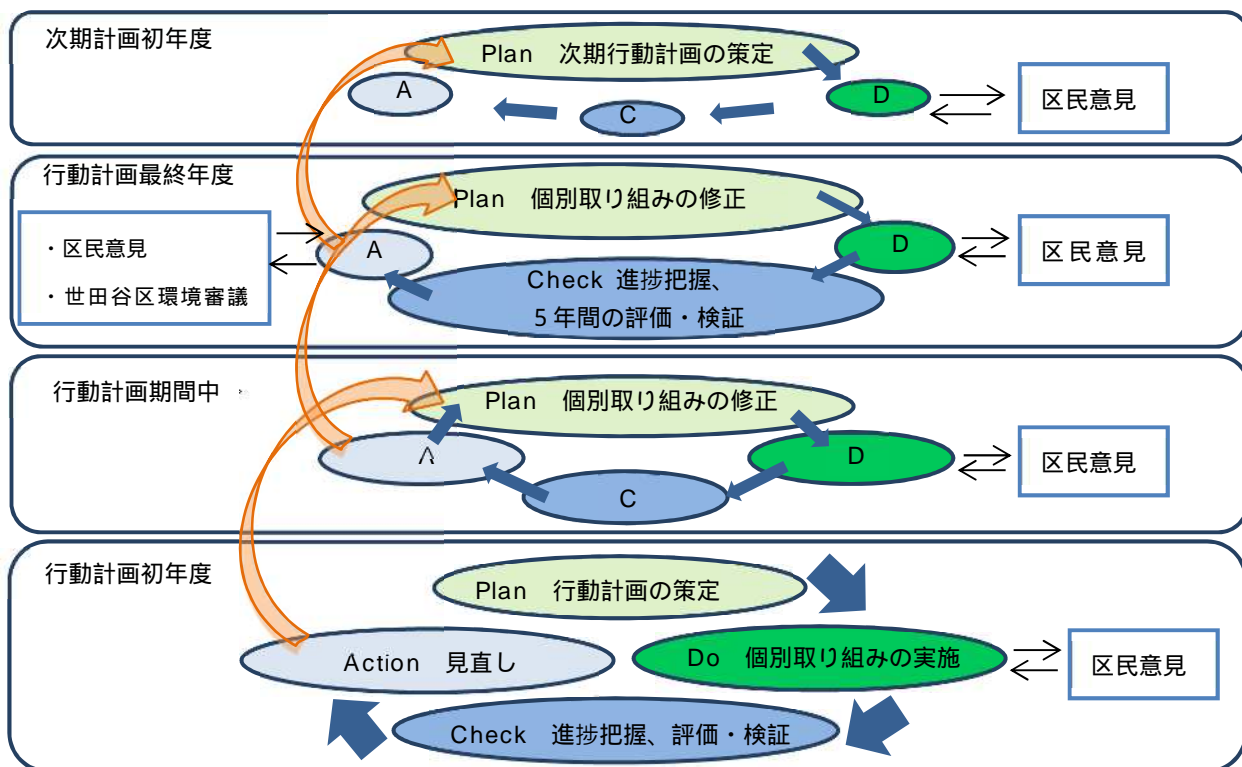


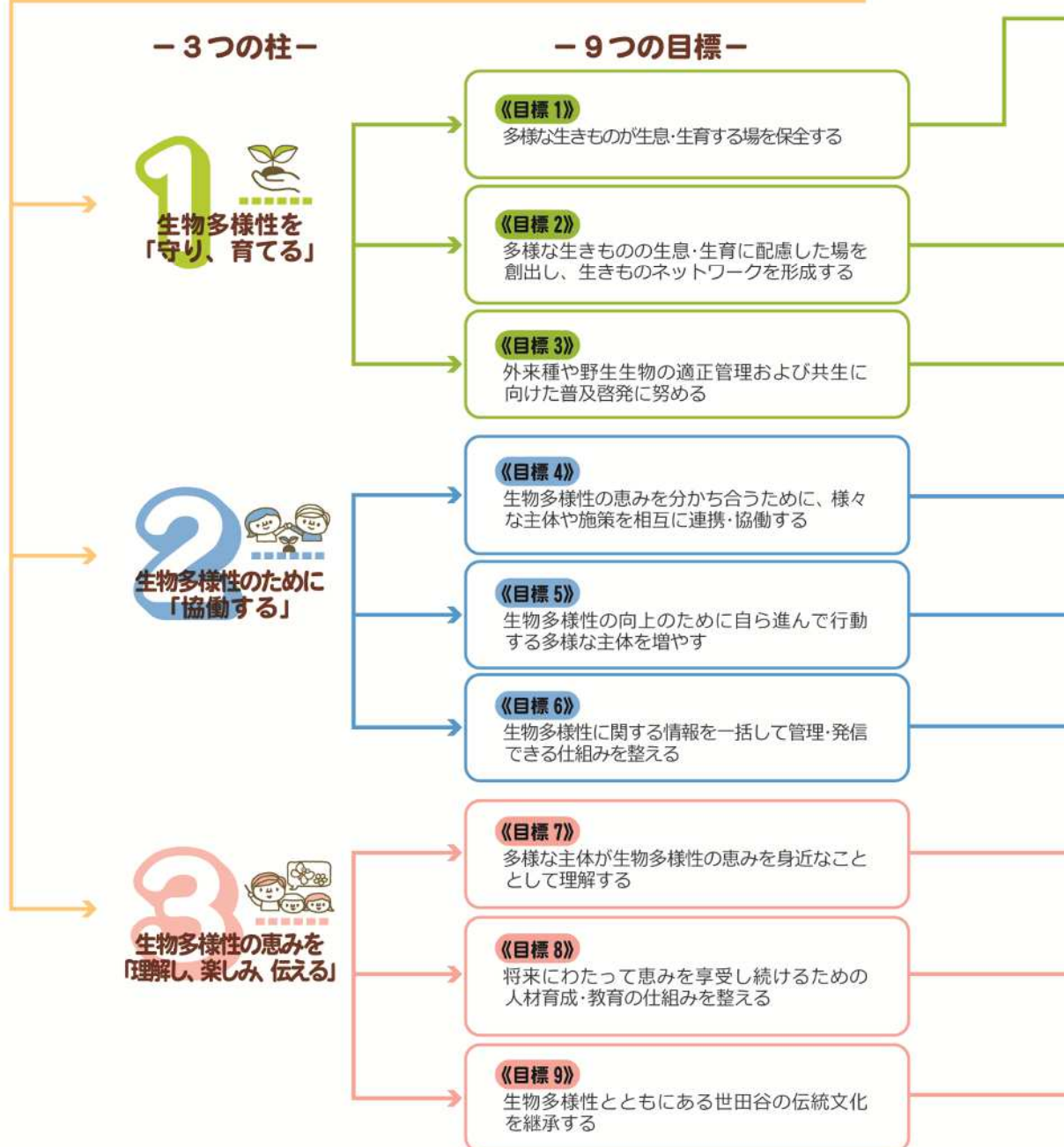
図2 進行管理のイメージ図

2. 個別の取り組み

(1) 取り組みの体系

将来像の実現に向かって、3つの柱ごとの9つの目標を達成するため、様々な施策を再構築し、取り組みを体系づけます。

理念：環境共生をリードする住宅都市として、区民との協働によって生物多様性の保全と持続可能な利用を進め、豊かな地球環境の一部となる世田谷の地域環境を次代に伝えていきます。



－取り組み方針－

－取り組み内容－

方針 1-1. 国分寺崖線の保全	1-1-1. 国分寺崖線を守り育てる活動の推進 1-1-2. 国分寺崖線保全のための生物多様性に配慮した緑化
方針 1-2. 景観の保全	1-2-1. 風景づくり活動の推進による生物多様性への配慮
方針 1-3. 河川・水辺の保全	1-3-1. 生物多様性に配慮した河川の管理 1-3-2. 建設時の地下水・湧水の保全指導
方針 1-4. 農地の保全	1-4-1. 農地保全の取り組みの推進
方針 1-5. 民有地・公共用地のみどりの保全	1-5-1. 諸制度を活用したみどりの保全 1-5-2. 生きものを守り増やすための基金などによる緑地の確保
方針 2-1. 河川・水辺のネットワークづくり	2-1-1. 河川、湧水などの水辺と周辺のみどりを活かしたビオトープづくり 2-1-2. 多自然川づくりや水生生物の移動に配慮した河川整備
方針 2-2. 公園緑地のネットワークづくり	2-2-1. 生物多様性に配慮した公園緑地の整備 2-2-2. 生物多様性に配慮した公園緑地の管理
方針 2-3. 民有地・公共用地の生物生息空間づくり	2-3-1. 生物多様性に配慮した民有地の緑化推進 2-3-2. 生物多様性に配慮した建築計画などともなう緑化の推進 2-3-3. 生物多様性に配慮した公共・公益施設の緑化推進
方針 3-1. 外来種や野生生物への対応	3-1-1. 世田谷の生態系に影響を及ぼす外来種対策の実施 3-1-2. 野生生物の適正管理、普及啓発の推進
方針 4-1. 国や関係自治体との連携	4-1-1. 国・東京都・関係自治体との連携
方針 4-2. 区民の活動を活性化する仕組みづくり	4-2-1. 区民や団体との連携 4-2-2. 生物多様性に関わる活動の顕彰制度の設立
方針 5-1. 生物多様性に関わる活動の活性化	5-1-1. トラスト運動への参加の拡大
方針 6-1. 生物多様性に関わる情報整理、発信の仕組みづくり	6-1-1. 生物多様性に関する情報の集約・管理と活用
方針 7-1. 生物多様性の普及啓発	7-1-1. 生物多様性を伝える場づくり 7-1-2. 生物多様性の理解を促すための普及啓発
方針 8-1. 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり	8-1-1. 学校や地域と連携した生物多様性に関する体験・学習機会の拡充
方針 8-2. 生物多様性保全の人材育成	8-2-1. 生物多様性保全に関わる人材の育成
方針 9-1. 世田谷らしい農の継承	9-1-1. 地産地消の促進と伝統野菜の継承
方針 9-2. 歴史・伝統文化の継承と活用	9-2-1. 伝統的な自然との関わり方の継承

(2) リーディングプロジェクト

将来像を実現するために、取り組み体系で示した個々の取り組みを進めます。

その上で、9つの目標を総合的かつ効果的に達成するために、「守り、育てる」「協働する」「理解し、楽しみ、伝える」の3つの柱ごとの取り組み方針を複数関連付け、先導的に進めていくプロジェクト事業を、リーディングプロジェクトとして引き続き、実施していきます(図3)。

		リーディングプロジェクト			
3つの柱		生きもの 拠点づくり	ちょこっと 空間づくり	せたがやカレー	世田谷 生きもの会議
1. 「守り、育てる」 生物多様性を	目標1～3	【取り組み方針 2-1】 河川・水辺のネットワークづくり	【取り組み方針 2-3】 民有地・公共用地の 生物生息空間づくり	【取り組み方針 1-4】 農地の保全	【取り組み方針 2-1】 河川・水辺のネットワ ークづくり
		【取り組み方針 2-2】 公園緑地のネットワー クづくり			【取り組み方針 2-2】 公園緑地のネットワ ークづくり
2. 「協働する」 生物多様性のために	目標4～6	【取り組み方針 4-1】 国や関係自治体との 連携	【取り組み方針 6-1】 生物多様性に関わる 情報整理、発信の仕組 みづくり	【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化 する仕組みづくり	【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化 する仕組みづくり
		【取り組み方針 4-2】 区民の活動を活性化 する仕組みづくり			【取り組み方針 6-1】 生物多様性に関わる 情報整理、発信の仕組 みづくり
3. 「理解し、楽しみ、伝える」 生物多様性の恵みを	目標7～9	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓 発	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓 発	【取り組み方針 7-1】 生物多様性の普及啓 発	【取り組み方針 8-2】 生物多様性保全の人 材育成
		【取り組み方針 8-1】 生物多様性に関わる 体験・学習の場づくり	【取り組み方針 8-2】 生物多様性保全の人 材育成	【取り組み方針 9-1】 世田谷らしい農の継 承	

図3 リーディングプロジェクトの考え方

次のページから、各リーディングプロジェクトの、目的 概要 関連する
取り組み方針 関係所管・プロジェクトスケジュール 各プロジェクトのイメ
ージ を紹介します。

リーディングプロジェクト No.1 生きもの拠点づくりプロジェクト

リーディングプロジェクト No.2 ちょこっと空間づくりプロジェクト

リーディングプロジェクト No.3 せたがやカレープロジェクト

リーディングプロジェクト No.4 世田谷生きもの会議プロジェクト

リーディングプロジェクト No.1 生きもの拠点づくりプロジェクト

《目的》

生きものの生息環境の核となる大小様々なスケールの場所を生きもの拠点として考え、まずは玉川野毛町公園の拡張部分やその他の公園緑地において生物多様性に配慮した環境づくりを進め、区内の生きものネットワークおよび広域的な生きものネットワークを形成していきます。

《概要》

区内で実践されている先進的な取り組みを参考にしながら、公園緑地の整備および管理において、生物多様性に配慮した手法を取り入れ、区民と連携して生きものにとって心地よい環境をつくっていきます。さらに、それらの場所を、体験し学ぶ場として活用していきます。

《関連する取り組み方針》

守り・育てる

- 2-1 河川・水辺のネットワークづくり
- 2-2 公園緑地のネットワークづくり

協働する

- 4-1 国や関係自治体との連携
- 4-2 区民の活動を活性化する仕組みづくり

理解し、楽しみ、伝える

- 7-1 生物多様性の普及啓発
- 8-1 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり

《関係所管・プロジェクトスケジュール》

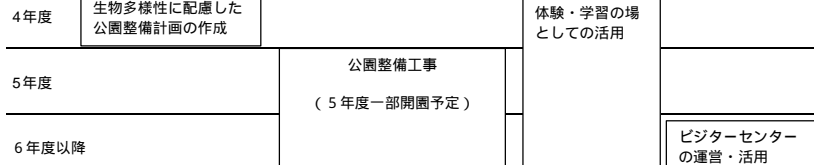
【大規模な生きもの拠点となる玉川野毛町公園の拡張】

<関係所管>

みどり政策課

公園緑地課

(一財)世田谷トラストまちづくり



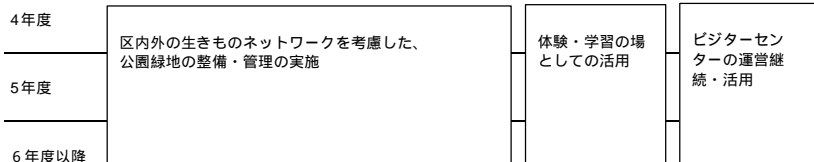
【生きもの拠点となる公園緑地の整備・管理】

<関係所管>

みどり政策課

公園緑地課

(一財)世田谷トラストまちづくり



《生きもの拠点づくりイメージ》

玉川野毛町公園をはじめとした公園緑地において、各々の公園緑地の種類や特性に応じて、在来種を用いた植栽、剪定方法の工夫、草地の維持や創出などの仕掛けを可能な限り取り入れて、生きもの拠点づくりを進めます。

図：「世田谷区みどりの基本計画 2018年度～2027年度」より引用

井の頭公園一帯



世田谷トラスト
まちづくり
ピタターセンター
(生きもの情報の拠点)



区民参加のWS



次大夫堀公園

生きもの拠点となる
玉川野毛町公園
(拡張)

多摩川下流

- 骨格的なみどりの軸
- みどりの軸 (緑道等)
- みどりの軸 (河川・開渠)
- みどりの幹線 (幹線道路の街路樹)
- みどりの拠点 (大規模公園やまとまりのあるみどり等)
- 街なかのみどり (宅地のみどりや小規模の公園)
- 農地保全重点地区

リーディングプロジェクト No.2 ちょこっと空間づくりプロジェクト

《目的》

公園緑地などの拠点と拠点をつなぐためには、世田谷のみどりの6割を占める民有地のみどりのあり方が重要です。自宅の庭やベランダで、野鳥、チョウ、トンボなどを観察することで、日々の楽しみや喜びにもつながります。

《概要》

区民参加により、個人宅の庭やベランダ、商店街などで生きものが立ち寄り場をつくる工夫を進めることで、ちょこっとした生物生息空間を広げていきます。その際は、一般の居住環境の維持に関する様々な配慮事項についても併せて普及していきます。

《関連する取り組み方針》

守り・育てる

2-3 民有地・公共用地の生物生息空間づくり

協働する

6-1 生物多様性に関わる情報整理、発信の仕組みづくり

理解し、楽しみ、伝える

7-1 生物多様性の普及啓発

8-2 生物多様性保全の人材育成

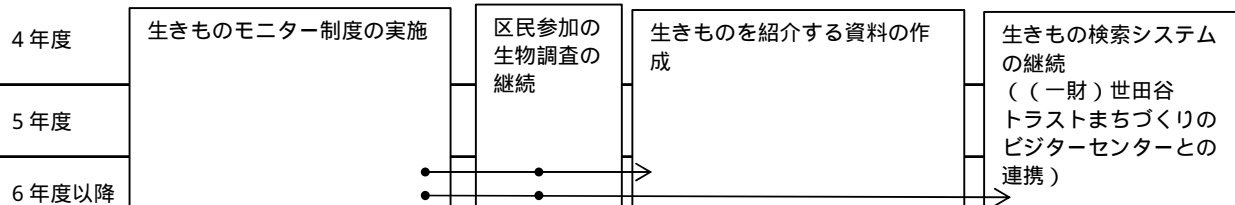
《関係所管・プロジェクトスケジュール》

【生きものモニター制度】

<関係所管>

みどり政策課

(一財)世田谷トラストまちづくり



【ちょこっと空間づくり】

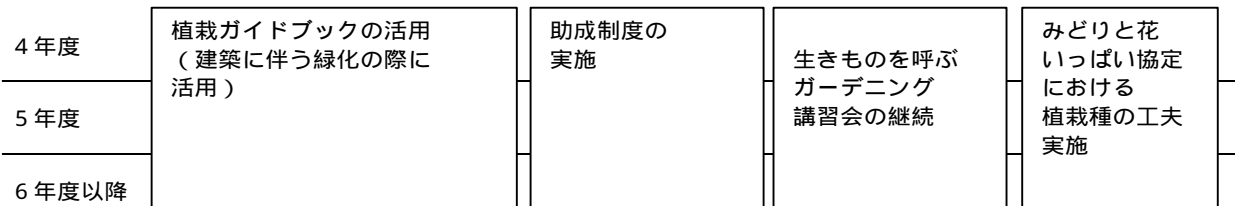
<関係所管>

みどり政策課

(一財)世田谷トラストまちづくり

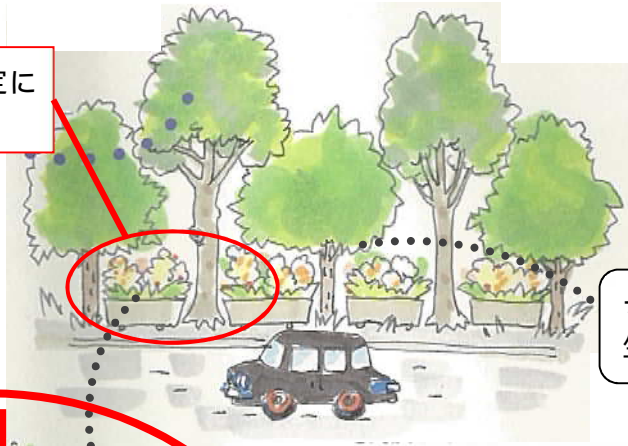
公園緑地課

街づくり課



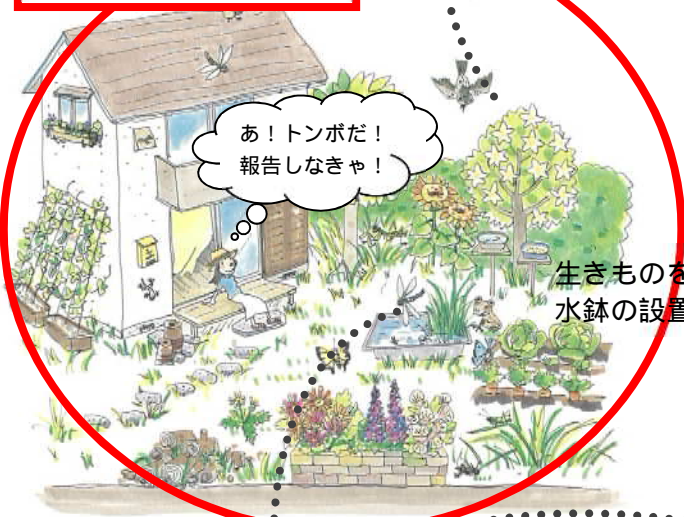
《ちょこっと空間づくりイメージ》

みどりと花いっぱい協定における植栽種の工夫



ちょこっと空間を利用して、生きものは移動します。

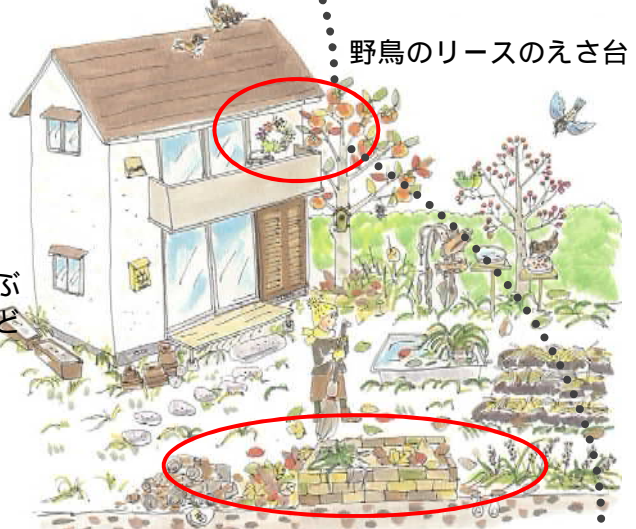
生きものモニター制度



あ！トンボだ！
報告しなきゃ！

生きものを守る
水鉢の設置など

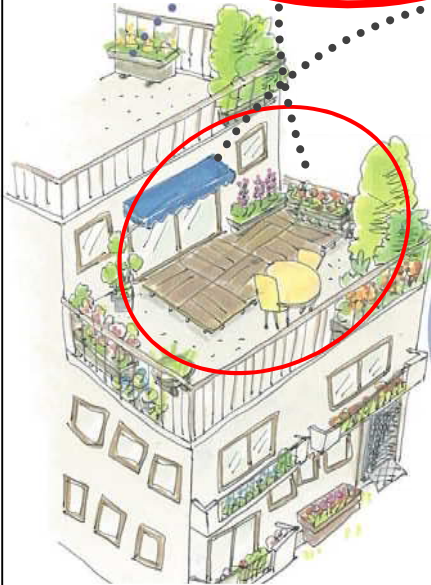
野鳥のリースのえさ台



昆虫の卵の冬越し場づくり

植栽ガイドブックを活用した
建物緑化

シンボルツリー・生垣、花壇造成、
屋上緑化、壁面緑化の助成制度の
推進



マンションやビルの外構、屋上、ベランダ、または商店街において、植栽ガイドブックを活用した生きものが好む植栽や在来種を使った植栽を行う。

絵：「生きものを楽しむガーデニング」より引用
(発行(一財)世田谷トラストまちづくり)

リーディングプロジェクト No.3 せたがやカレープロジェクト

《目的》

都市で暮らす私たちが普段食する農産物は生物多様性の恵みによるもので、その多くを国外または地方に依存しています。せたがやそだちなどの区内農産物の活用を通じて、生物多様性への関心の向上につなげ、住宅都市の農業、農地の大切さの理解を進めます。

《概要》

区は、活動団体、農業関連団体、学校などの様々な主体と連携して、区内農作物を使い、親しみのあるカレーなどをつくるイベントを実施します。区民は、イベントに参加し、区内農産物を暮らしに取り入れることで、生物多様性や都市農地の多面的な機能の理解を進めます。

《関連する取り組み方針》

守り・育てる

1-4 農地の保全

協働する

4-2 区民の活動を活性化する仕組みづくり

理解し、楽しみ、伝える

7-1 生物多様性の普及啓発

9-1 世田谷らしい農の継承

《関係所管・プロジェクトスケジュール》

【せたがやカレープロジェクト】

<関係所管>

みどり政策課

公園緑地課

4年度

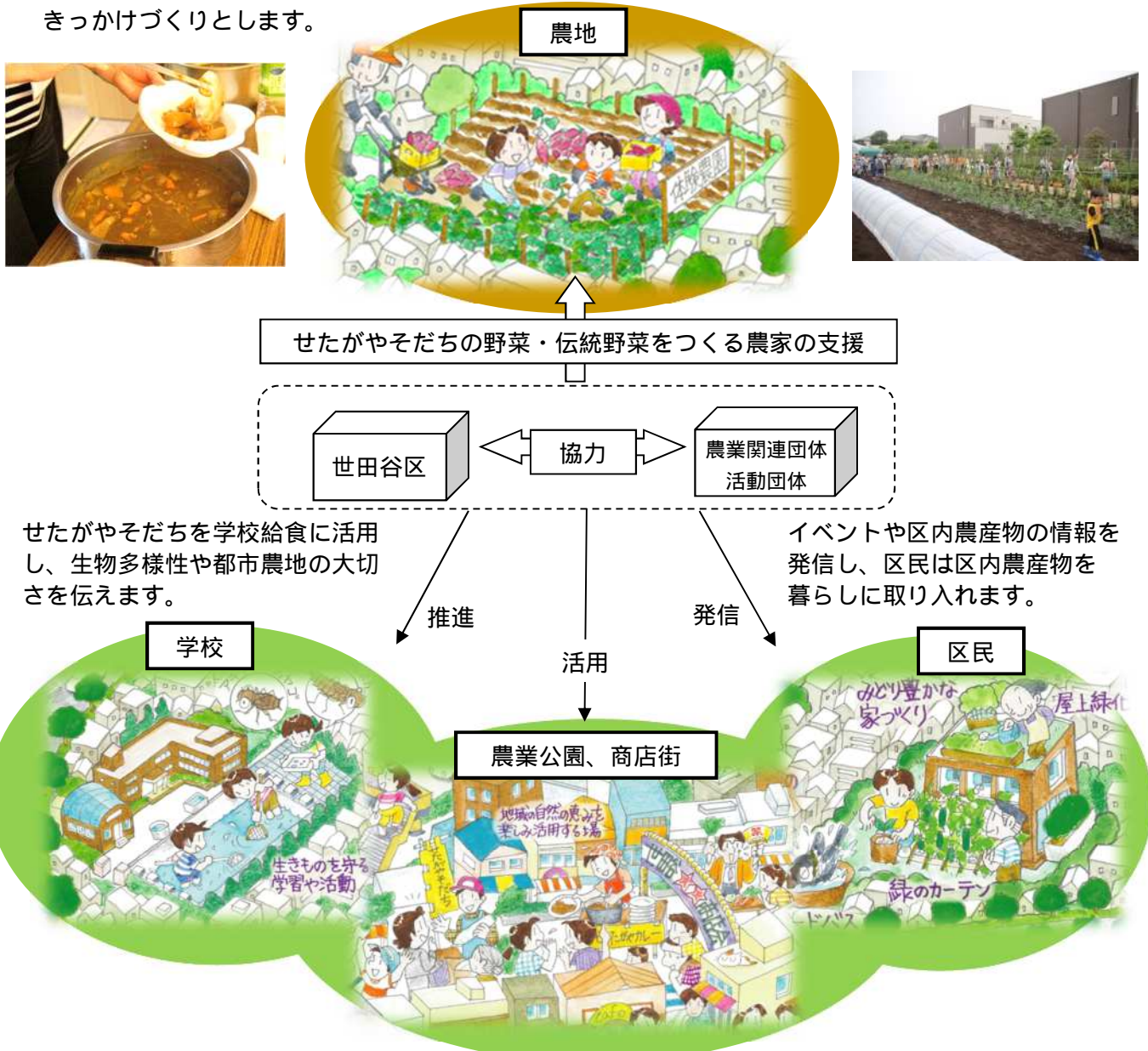
せたがやカレープロジェクトの継続

5年度

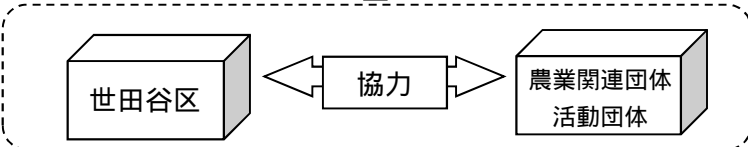
6年度以降

《せたがやカレーのプロジェクトイメージ》

住宅都市にある農地は、農産物を作り出すだけでなく、まちの環境を整え、人々が食育体験や地産地消を学べる場にもなっています。そこで、様々な主体と連携して、親しみのあるカレーなどをつくるイベントを実施することで、生物多様性への関心の向上につなげ、農地が持つ多面的機能の理解を進めるきっかけづくりとします。



せたがやそだちの野菜・伝統野菜をつくる農家の支援



せたがやそだちを学校給食に活用し、生物多様性や都市農地の大切さを伝えます。

イベントや区内農産物の情報を発信し、区民は区内農産物を暮らしに取り入れます。

学校

区民

農業公園、商店街

農業公園での野菜の収穫



区民は、イベント参加や区内農産物の活用をきっかけとして、生物多様性や都市農地の多面的な機能の理解を進めます。

リーディングプロジェクト No.4 世田谷生きものの会議プロジェクト

《目的》

区内には既に生物多様性に配慮した場やボランティア活動の先進事例があり、それらは世田谷の財産であり、世田谷らしさと言えます。しかし、個々の活動やノウハウがそれぞれに独立していることもあり、主体同士の連携が十分であるとは言えません。生きものをつなぐを増やすためにも、区は、様々な主体が連携して情報を共有する場を設け、知恵や経験を学ぶ機会を増やします。

《概要》

活動団体同士が意見を交換できる場を設け、また各団体がより活動しやすくなるよう、専門家派遣制度を実施したり、活動する場をつなぐために、各活動場所において生物調査を実施します。

《関連する取り組み方針》

協働する

守り・育てる

4 - 2 区民の活動を活性化する仕組みづくり

2 - 1 河川・水辺のネットワークづくり

6 - 1 生物多様性に関わる情報管理、発信の仕組みづくり

2 - 2 公園緑地のネットワークづくり

理解し、楽しみ、伝える

8 - 2 生物多様性保全の人材育成

《関係所管・プロジェクトスケジュール》

【世田谷生きものの会議】

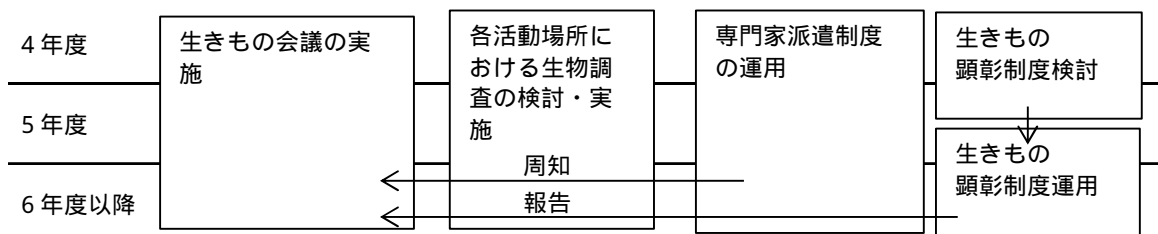
<関係所管>

みどり政策課

土木計画調整課

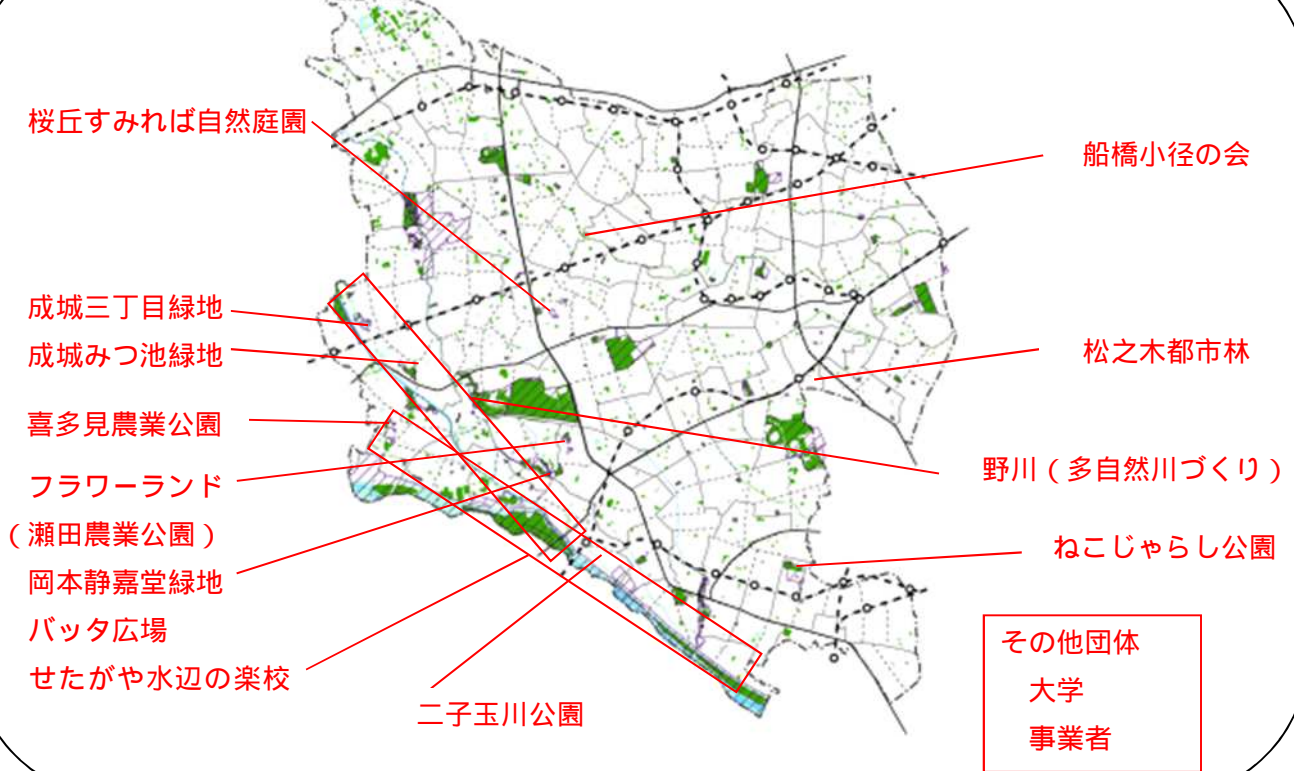
公園緑地課

(一財)世田谷トラストまちづくり



世田谷区と(一財)世田谷トラストまちづくりが協力して、公園・緑地・都市林・民有地などで活動を行っている区民団体の活動をつなぎ、個々の活動のノウハウを広げます。

区民団体の活動場所(一部抜粋)



意見・情報交換の場 = 世田谷生きもの会議

【世田谷生きもの会議の主な内容】

- ・活動団体同士の意見交換
- ・連携した生物調査の実施
- ・活動情報の発信、共有による参加の拡大

↑
関連
↓

- ・専門家の派遣による、より活動しやすい環境へのサポートを実施
- ・生きもの顕彰制度の運用

(3) 取り組み

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

取り組み方針 1-1. 国分寺崖線の保全



【取り組み内容 1-1-1】

国分寺崖線を守り育てる活動の推進

概要

学校・企業・ボランティアとの連携により崖線の生きものを守り育てる活動を拡大し、樹林や湧水を保全します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
国分寺崖線の魅力周知	みどり政策課	国分寺崖線発見マップの配布	国分寺崖線の歴史的資産や自然環境の豊かな場所を訪れながら国分寺崖線の魅力を感じられるように整備した「きしべの路」「おもいはせの路」の経路などの情報や国分寺崖線に生息する生きものを紹介していく。	国分寺崖線の周知拡大
「きしべの路」「おもいはせの路」の案内板の管理	みどり政策課	・案内板の更新 1か所 (累計1か所) ・調査の実施	「きしべの路」「おもいはせの路」の経路に整備している案内板を適正に管理し、国分寺崖線の魅力をPRする。	国分寺崖線の周知拡大
希少生物生息・生育地の保全活動	(一財)世田谷トラストまちづくり	希少種(イチリンソウやカタクリ)の保全	希少種(イチリンソウやカタクリ)を保全する。	希少種(イチリンソウやカタクリ)を保全
国分寺崖線湧水調査	みどり政策課	調査の実施	国分寺崖線の湧水の湧出量や水質などの調査を実施し、湧水の現況や経年変化を把握することで、国分寺崖線の湧水を保全するための基礎資料とするとともに、調査結果の概要版やホームページなどで周知する。	湧水状況の把握と周知

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
国分寺崖線の魅力周知	継続	→
「きしべの路」「おもいはせの路」の案内板の管理	継続	→
希少生物生息・生育地の保全活動	継続	→
国分寺崖線湧水調査	継続	→

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

└─ 取り組み方針 1-1. 国分寺崖線の保全



【取り組み内容 1-1-2】

国分寺崖線保全のための生物多様性に配慮した緑化

概要

国分寺崖線周辺の建築緑化の推進や生物多様性に配慮した緑化を行うように誘導します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
世田谷生きもの緑化ガイドブックの配布	みどり政策課	生物多様性に配慮した緑化ガイドブックの配布	世田谷生きもの緑化ガイドブックを参考に、生物多様性に配慮した緑化を推進する。	世田谷生きもの緑化ガイドブックによる普及啓発
国分寺崖線保全重点地区内の緑化指導	玉川・砧総合支所各街づくり課 みどり政策課	該当地区内の届出指導	世田谷区みどりの基本条例に基づく国分寺崖線保全重点地区内の緑化基準により、重点的な緑地の保全・創出を推進していく。	国分寺崖線のみどりの保全・創出
風致地区条例に基づく指導	玉川・砧総合支所各街づくり課 みどり政策課	該当地区内の申請指導	該当地区内の風致維持のため、周辺自治体とも連携して「東京都風致地区条例」に基づく審査基準の見直しを図る。また、生物多様性に配慮した緑化についても誘導していく。	該当地区内の申請指導

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4年度	R5年度
世田谷生きもの緑化ガイドブックの配布	配布	→
国分寺崖線保全重点地区内の緑化指導	継続	→
風致地区条例に基づく指導	継続	→

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

└─ 取り組み方針 1-2. 景観の保全



【取り組み内容 1-2-1】

風景づくり活動の推進による生物多様性への配慮

概要

景観法に基づく建設行為などの届出制度により、風景づくりの方針・基準に即したより良い計画となるよう指導・誘導します。

地域風景資産の選定・普及などを通じて、地域で大切にしたい風景のために活動する人の輪を広げ、世田谷全体の風景を育てていきます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
建設行為等における風景づくりの誘導	都市デザイン課	一定規模以上の建設行為等の届出による風景づくりの指導・誘導 158件 (累計1,526件)	建築物や工作物などの建設行為等を行う際に、事業者に対し、事前協議および景観法に基づく届出制度により、風景づくりの方針・基準に基づいた計画となるよう、指導・誘導を行う。	建設行為等の届出による風景づくりの指導・誘導
地域風景資産の継続を目的とした仕組みの検討	都市デザイン課	・地域風景資産選定 0件 (累計86件) ・地域風景資産普及事業実施(区のおしらせ特集号発行)	登録制度以外で地域風景資産の継続を目的とした仕組みの検討を行う。	地域風景資産の継続を目的とした仕組みの検討

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
建設行為などにおける風景づくりの誘導	継続	→
地域風景資産の継続を目的とした仕組みの検討	検討	→

目標 1 . 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

└─ 取り組み方針 1-3 . 河川・水辺の保全



【取り組み内容 1-3-1】

生物多様性に配慮した河川の管理

概要

生物多様性に配慮した草刈・清掃に関する方法を検討・実施し、生きものと共生する水辺づくりを行います。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
各河川の生物多様性に配慮した管理	豪雨対策・下水道整備課 工事第一課 工事第二課 環境保全課	生物多様性に配慮した管理の検討、実施	生物多様性に配慮した草刈や清掃など、東京都を含めて、環境に配慮した管理を検討し、実施する。	生物多様性に配慮した管理の実施

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、東京都・関係自治体

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4年度	R5年度
各河川の生物多様性に配慮した管理	継続	→

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

└─ 取り組み方針 1-3. 河川・水辺の保全



【取り組み内容 1-3-2】

建設時の地下水・湧水の保全指導

概要

地下水の涵養を図るとともに、事業者に対する湧水及び地下水の保全指導を行います。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
雨水貯留浸透施設設置助成	豪雨対策・下水道整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・ます助成 56基 (累計13,102基) ・トレンチ助成 26m (累計3,075m) ・雨水タンク設置助成 39基 (累計594基) ます及びトレンチ助成はS63年度から、雨水はH19年度から集計	都市型水害の軽減や地下水の涵養のため、雨水貯留浸透施設・雨水タンクを設置した方に、一定の条件のもと、助成を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・ます助成 ・トレンチ助成 ・雨水タンク設置助成
建築などの機会を捉えた雨水貯留浸透施設の普及	豪雨対策・下水道整備課 工事第一課 工事第二課	<ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体を使った雨水貯留浸透施設の普及の啓発 ・雨水流出抑制施設設置のお願い ・雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱等による指導 ・世田谷区豪雨対策行動計画(H30～33)に基づく取組 ・雨水貯留浸透量区施設 5,834t (累計119,761t) 都・国施設 3,516t (累計88,046t) その他公共施設 0t (累計9,963t) 民間施設 8,157t (累計248,389t) 	世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱等に基づき、新築行為などに対して、雨水流出抑制施設の設置を指導する。	世田谷区豪雨対策行動計画に基づき実施
宙水の普及啓発	みどり政策課	区民への情報提供資料配布	宙水分布想定図を含むパンフレットの配布などで、宙水の保全の普及啓発を行う。	普及啓発による宙水の周知拡大

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
湧水保全重点地区内の助成	豪雨対策・下水道整備課	雨水貯留浸透施設助成	湧水の涵養のため、積極的にみどりの保全及び創出の推進を図る必要があると認められる、湧水保全重点地区において、一般地区より助成条件を優遇させて雨水貯留浸透施設設置助成を進めていく。	雨水貯留浸透施設設置助成
湧水保全重点地区内の指導	みどり政策課	湧水保全重点地区の指導	湧水保全重点地区などにおいて温泉掘削をする場合に、区と事前協議をして地下水及び湧水の保全に努めていく。	湧水保全重点地区の指導
地下水・湧水調査	みどり政策課	地下水・湧水調査の実施	区内で地下水位・池水位・湧水量などを継続的に観測し、長期的な変化を把握することで、地下水・湧水の保全に役立てる。 また、地下水・湧水の現状とその保全に向けた取り組みを概要版やホームページなどにより、普及啓発する。	地下水・湧水現況の把握と周知

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、東京都・関係自治体

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4年度	R5年度
雨水貯留浸透施設設置助成	継続	→
建築などの機会を捉えた雨水貯留浸透施設の普及	継続	→
宙水の普及啓発	継続	→
湧水保全重点地区内の助成	継続	→
湧水保全重点地区内の指導	継続	→
地下水・湧水調査	継続	→

目標 1 . 多様な生きものが生息・生育する場を保全する

└─ 取り組み方針 1-4 . 農地の保全



【取り組み内容 1-4-1】

農地保全の取り組みの推進

概要

生産緑地地区の指定などにより都市農地の保全を図るとともに、農業公園の設置・活用を通して、農地の保全、良好な景観の形成をしていきます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
生産緑地の保全	都市計画課 都市農業課	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画変更に向けた手続き 1 か所 生産緑地の追加指定 15 か所 	生産緑地地区の追加指定により、都市農地の保全を図る。また、生産緑地の所有者に特定生産緑地制度を漏れなく周知し、所有者等の意向を基に、より多くの特定生産緑地の指定に向けて取り組んでいく。 さらに、国の法改正や税制改正を踏まえ、生産緑地の貸借制度の運用など農地の保全策を進めていく。	都市農地の保全
農業公園の都市計画決定	みどり政策課	農業公園の都市計画決定に向けた手続き調整 1 か所(上祖師谷農業公園)	農地を活かした街づくりの拠点として有効性が高い農地などについて、都市計画公園・緑地に指定する。	農業公園の都市計画決定 (累計 8 か所)
農業公園の整備・活用	公園緑地課	喜多見農業公園、瀬田農業公園分園、次大夫堀公園里山農園の運営	農地の取得後、区民参加型農園や教育・福祉農園などとして農業公園を拡張し、活用する。 活用にあたっては、農作業体験を通じて都市農業への理解と関心を深めてもらうことなどを目的として、農業公園を運営する。	喜多見農業公園 (一部拡張)、瀬田農業公園分園 (一部拡張)、次大夫堀公園里山農園の運営
農の風景育成地区における農の風景の育成・維持	みどり政策課	フィールドミュージアムのPR	農を活かした街づくりのモデル地区として農の風景の育成・維持を図る。	フィールドミュージアムのPR

特に役割を担う団体
世田谷区、区民、国・東京都

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4年度	R5年度
生産緑地の追加指定	継続	→
農業公園の都市計画決定	調整	→
農業公園の整備・活用	調整	→
農の風景育成地区による農の風景の育成・維持	継続	→

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する
 └─ 取り組み方針 1-5. 民有地・公共用地のみどりの保全



【取り組み内容 1-5-1】

諸制度を活用したみどりの保全

概要

都市計画法、都市緑地法、みどりの基本条例、環境配慮制度などの諸制度を活用するとともに、諸制度の充実・強化なども検討しながら、民有地のみどりを保全します。




個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
市民緑地契約制度の活用推進	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	市民緑地面積 171.26 m ² (累計 16,878.67 m ²)	区と(一財)世田谷トラ ストまちづくりが協力しな がら制度周知等を積極的 に行い、新規契約や既存緑 地の契約面積拡大等によ り保全する。	新たな市民緑地 の設置 2 か所
市民緑地の活用推進	(一財)世田谷 トラストまち づくり	市民緑地 4 か所に おけるボランティアによる保全活動 と 9 か所における利 活用イベントの実 施	市民緑地 3 か所でボラン ティアによる保全活動 を実施するとともに、各所に て利活用イベントを実施 する。	・ボランティア による保全活 動 3 か所 ・利活用イベ ントの実施 8 か所
特別緑地保全 地区、特別保護 区の活用推進	みどり政策課	・特別緑地保全地区 0 か所 (累計 6 か所・約 3 ha) ・特別保護区 0 か所 (累計 4 か所・約 1.32 ha)	法や条例に基づく制度で 貴重な民有地のみどりを 保全していく。指定か所の 増加と質の向上、イベント や一般開放などによる幅 広い活用に努める。	・特別緑地保全 地区の拡大 ・特別緑地保全 地区・特別保 護区の保全・ 活用
保存樹木・保存 樹林地制度の 活用推進	みどり政策課	・保存樹木 -25 本(指定 14 本、解除 39 本) (累計 1,835 本) ・保存樹林地の指定 0 か所 (累計 79 か所・ 292,123.10 m ²)	条例に基づき保存樹木等 を指定し、必要に応じて支 援を行い貴重な民有地の みどりを保全していく。	・要綱に基づく 適正な支援 ・制度の周知
小さな森制度 の活用推進	(一財)世田谷 トラストまち づくり	小さな森登録件数 新規 1 か所、終了 1 か所(累計 18 か所)	50 m ² 以上の庭などで、年 に数回オープンガーデン を行うことを条件に小さ な森に登録。財団は庭造り のアドバイスやオープン ガーデンの支援を行い、区 民にみどり保全の大切さ を啓発するとともに、地域 コミュニティづくりを進 める。	新規登録 2 か所

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
市民緑地契約制度の活用推進	新規1か所	新規1か所
市民緑地の活用推進	継続	
特別緑地保全地区、特別保護区の活用推進	継続	
保存樹木・保存樹林地制度の活用推進	継続	
小さな森制度の活用推進	新規1か所	新規1か所

目標 1. 多様な生きものが生息・生育する場を保全する
 └─ 取り組み方針 1-5. 民有地・公共用地のみどりの保全



【取り組み内容 1-5-2】 生きものを守り増やすための基金などによる緑地の確保

概要

みどりのトラスト基金への寄付などの周知により、生きものが生息・生育する場としての公園緑地の確保を進めます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
公園緑地確保のための基金周知	みどり政策課	公共施設やイベントでのパンフレット配布、ホームページでの基金の周知	「世田谷区みどりのトラスト基金」への寄附を、ホームページやイベントなどで周知を図る。	基金周知の拡大
公園用地の寄附	みどり政策課	寄附公園制度のPR 寄附1か所(喜多見5-21)	区民からの寄附による土地を公園緑地として活用し、整備を進めていく。	寄附公園制度のPR

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体

計画(令和4年度～令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
公園緑地確保のための基金周知	継続	→
公園用地の寄附	制度PR	→

目標 2 . 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きもの
ネットワークを形成する



取り組み方針 2-1 . 河川・水辺のネットワークづくり

【取り組み内容 2-1-1】

河川・湧水などの水辺と周辺のみどりを活かした ビオトープづくり

概要

子どもが水辺に親しみ、学べるよう、トンボ池などのビオトープの造成や地域に親しまれる水辺を再生します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
生物多様性に配慮した水辺づくり	公園緑地課 各施設関係所管課 施設営繕第一課 施設営繕第二課		世田谷生きもの緑化ガイドブックを参考に、公共施設などにおいて、地域環境、施設用途の特性に合わせて、生物多様性に配慮したビオトープなどの水辺づくりを進めると共に、鳥や虫などの生きものを育む水辺の維持管理を進める。	地域環境、施設用途の特性に合わせて、生物多様性に配慮した水辺づくりの実施
水辺の維持管理	公園緑地課 工事第一課 工事第二課	水辺の再生計画によって整備した水辺の維持管理	鳥や虫などの生きものを育む水辺の維持管理を進める。	水辺の再生計画等によって整備した水辺の維持管理

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関、国・東京都

計画(令和4年度～令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
生物多様性に配慮した水辺づくり	継続	→
水辺の維持管理	継続	→

目標 2 . 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きもの
ネットワークを形成する
└─ 取り組み方針 2-1 . 河川・水辺のネットワークづくり



【取り組み内容 2-1-2】

多自然川づくりや水生生物の移動に配慮した河川整備

概要

水辺の生きものの生息・生育に配慮した河川整備を行います。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
河川の自然環境の再生	豪雨対策・ 下水道整備課 みどり政策課 環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 東京都へ環境に配慮した河川づくりの要望及び協力 河川生物データの収集 	東京都へ環境に配慮した河川づくりを要望し、協力していく。	環境に配慮した河川づくりの増加

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関、国・東京都

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4年度	R5年度
河川の自然環境の再生	継続	→

目標 2 . 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する
 取り組み方針 2-2 . 公園緑地のネットワークづくり



【取り組み内容 2-2-1】

生物多様性に配慮した公園緑地の整備

概要

生きものの生息・生育環境の核となる公園緑地において、在来種を活用した植栽を行い、公園緑地による生きものネットワークの形成を計画的に進めます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
生物多様性に配慮した公園緑地の設計手法の検討	公園緑地課	生物多様性に配慮した公園緑地の設計手法の検討	公園が生物多様性の中核となるよう、生物多様性に配慮した公園緑地の設計を検討する。	生物多様性に配慮した公園緑地の設計手法の運用・見直し
大規模な生きもの拠点となる公園の整備	公園緑地課		体験・学習の場として使えるような大規模な生きもの拠点となる公園を整備する。	大規模な生きもの拠点となる公園の整備
生きもの拠点となる公園緑地の整備	公園緑地課	生きもの拠点となる公園緑地の整備・検討	身近な公園や緑地に生物多様性に配慮した空間を整備する。	生きもの拠点となる公園緑地の整備

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度～令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
生物多様性に配慮した公園緑地の設計手法の検討	検討	→
大規模な生きもの拠点となる公園の整備	検討	→
生きもの拠点となる公園緑地の整備	検討	→

目標 2 . 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する
 取り組み方針 2-3 . 民有地・公共用地の生物生息空間づくり



【取り組み内容 2-3-1】

生物多様性に配慮した民有地の緑化推進

概要

専用住宅や集合住宅、商店街、道路及び鉄道の沿道などの民有地の敷地空間を活用し、様々な事業とも連携して、生物多様性に配慮した緑化を推進します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
園芸講習会	(一財)世田谷 トラストまち づくり	新型コロナウイルス 感染拡大防止のため中 止	人と環境に優しいバラづ くり入門講座などの講習 会を開催する。	人と環境に優し いバラづくり入 門講座などの講 習会の開催
宅地の生物多 様性に配慮し た緑化推進	街づくり課(各 総合支所) みどり政策課	・生物多様性に配慮 した緑化ガイドブ ックの配布 ・みどりの計画書届 出件数 779件 (累計21,695件)	みどりの基本条例・都市 緑地法に基づき一定規模 以上の建築物の新築や増 築を行う場合に、緑化の 義務を定めている。それ に加え、生物多様性に配 慮した緑化を誘導してい く。	生物多様性に配 慮した緑化推進
環境基本条例 に基づく環境 配慮制度	環境保全課	大規模な開発事業等 に対し、緑化率・緑の 質の向上、既存樹木 の保全等に関する配 慮を要請 11件(累計178件) H23年から集計	環境に大きな影響を及ぼ すおそれのある事業を実 施しようとする事業者等 に対し、環境負荷の低減 や公害の防止、環境の保 全・回復及び創出に努め るよう要請していく。	大規模な開発事 業等に対し、緑 化率・緑の質の 向上、既存樹木 の保全等に関する 配慮を要請
みどりと花い っぱい協定に おける植栽種 の工夫	みどり政策課	・生物多様性に配慮 した植栽種の検討 ・みどりと花いっ ぱい協定新規 2か所(解除3か 所) (累計102か所)	植え付けする植物につい て、生きものを呼び込む ことのできる種類を選ぶ など、生物多様性に配慮 した工夫を取り入れる。	・生物多様性に 配慮した植栽 種の検討 ・みどりと花い っぱい協定に よる支援
3軒からはじ まるガーデニ ング支援制度	(一財)世田谷 トラストまち づくり	2年目のグループに アドバイザー派遣等 を実施 新型コロナウイルス 感染拡大防止のため新 規グループ受付中止	3軒以上のグループへの 5年間のガーデニングア ドバイザーの派遣と緑化 資材を助成する。	みどりあふれる 環境にやさしい 街並づくりの推 進

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
園芸講習会	継続	
宅地の生物多様性に配慮した緑化推進	継続	
環境基本条例に基づく環境配慮制度	継続	
みどりと花いっぱい協定における植栽種の工夫	継続	
3軒からはじまるガーデニング支援制度	新制度で実施	継続

目標 2 . 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する
 取り組み方針 2-3 . 民有地・公共用地の生物生息空間づくり



【取り組み内容 2-3-2】

生物多様性に配慮した建築計画などにもなう緑化の推進

概要

在来種を用いた緑化や多様な種類を使用した緑化を推進します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
建築事業者などに対する普及啓発	みどり政策課 街づくり課(各総合支所)	建築・開発事業者への普及啓発の実施	積極的に緑化を推進するために、緑化制度を担当する職員の研修を実施し、建築・開発事業者に対し建築時の緑化の普及啓発を行う。	建築時の緑化の普及啓発
世田谷生きもの緑化ガイドブックの配布 【再掲 取り組み 1-1-2】	みどり政策課	生物多様性に配慮した緑化ガイドブックの配布	世田谷生きもの緑化ガイドブックを参考に、生物多様性に配慮した緑化を推進する。	世田谷生きもの緑化ガイドブックによる普及啓発
シンボルツリー・生垣、植栽帯造成、屋上緑化・壁面緑化、駐車場緑化の助成制度の推進	みどり政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣・フェンス緑化助成 11件 (累計 875件) ・植栽帯造成助成 9件 (累計 89件) ・シンボルツリー植栽助成 49件/140本 (累計 365件/973本) ・屋上・壁面緑化助成 5件 (累計 265件) ・駐車場緑化助成 1件 (累計 9件) 	既存制度を拡充し、生物多様性に配慮した植栽を優遇する助成制度を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣・フェンス緑化助成 (累計 920件) ・植栽帯造成助成 (累計 101件) ・シンボルツリー植栽助成 (累計 476件/1261本) ・屋上・壁面緑化助成 (累計 298件) ・駐車場緑化助成 (累計 13件)

特に役割を担う団体
世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4年度	R5年度
建築事業者に対する普及啓発	継続	→
世田谷生きもの緑化ガイドブックの配布 【再掲】	配布	→
シンボルツリー・生垣、花壇造成、屋上緑化・壁面緑化、駐車場緑化の助成制度の推進	継続	→

目標 2 . 多様な生きものの生息・生育に配慮した場を創出し、生きものネットワークを形成する
 取り組み方針 2-3 . 民有地・公共用地の生物生息空間づくり



【取り組み内容 2-3-3】

生物多様性に配慮した公共・公益施設の緑化推進

概要

公共・公益施設の敷地を活用して、生物多様性に配慮した緑化を推進します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
緑のカーテンづくり(学校)	教育環境課 みどり政策課	・小学校 0校 (累計28校) ・中学校 0校 (累計14校)	生物多様性に配慮した緑化を推進する。希望校を中心に実施していく。	希望校を中心に実施
緑のカーテンづくり(公共・公益施設)	みどり政策課	緑のカーテン資材配布 74か所	生物多様性に配慮した緑化を推進する。希望校を中心に実施していく。	・公共・公益施設での緑のカーテンづくりの拡大 ・緑のカーテン資材配布
生物多様性に配慮した学校づくり	教育指導課 教育環境課	ビオトープワークシヨップ実施 10校	世田谷生きもの緑化ガイドブックを参考に、地域環境、施設用途の特性に合わせ、生物多様性に配慮した緑化を進める。	各学校の地域環境・特性に合わせた生きものの生息空間づくりの推進
公共・公益施設の建築計画などにおける緑化の推進	各施設関係所管課 施設営繕第一課 施設営繕第二課	豪徳寺アパート1号棟 玉川総合支所 芦花小学校 希望丘小学校	公共・公益施設の建築計画や、駐車場整備において、生物多様性に配慮した緑化ガイドブック(植栽ガイドブックの改訂版)を参考に、生物多様性に配慮した緑化を進める。	改築時において、生物多様性に配慮した緑化を実施
外環道上部の緑化推進(東名ジャンクション(仮称))	砧総合支所 街づくり課	外環事業者との調整	上部利用計画案の策定に向けて事業者等と調整を進める。	上部利用計画案の策定に向けた事業者等との調整
道路緑化の推進	土木計画調整課 工事第一課 工事第二課	道路緑化面積 0.59ha (累計121.28ha)	生物多様性に配慮した道路緑化を推進する。	道路緑化面積 (累計122.99ha)

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
小田急線上部利用における緑化の推進	北沢総合支所 街づくり課 拠点整備担当課	<ul style="list-style-type: none"> 区施設の緑地整備 住民参加型の緑地管理 	小田急線の上部利用における通路、緑地・小広場、立体緑地などの公共施設整備においては、東北沢、下北沢、世田谷代田駅周辺のみどりとのつながりを意識し、多様性をもたらず緑化の推進及び、住民参加型の管理や、活用を促進し、高質な緑化空間の創出を図る。	小田急線上部利用施設における高質な緑化空間の創出

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度～令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
緑のカーテンづくり(学校)	継続	→
緑のカーテンづくり(公共・公益施設)	継続	→
生物多様性に配慮した学校づくり	継続	→
公共・公益施設の建築計画などにおける緑化の推進	継続	→
外環道上部の緑化推進(東名ジャンクション(仮称))	調整	→
道路緑化の推進	継続	→
小田急線上部利用における緑化の推進	継続	→

目標 3 . 外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める

└─ 取り組み方針 3-1 . 外来種や野生生物への対応



【取り組み内容 3-1-1】

世田谷の生態系に影響を及ぼす外来種対策の実施

概要

外来種に対する区民の認識を高めるために、外来種リストの作成や侵略的外来種の区内への侵入や区外への拡散防止の対策を行います。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
関係行政機関、学校、団体と連携した啓発・防除活動	みどり政策課	特定外来種などの防除活動について検討	特定外来種などの防除活動について連携し、啓発や防除活動を行う。	特定外来種などの防除活動について実施
普及啓発事業の実施	みどり政策課	外来種についての普及啓発事業の検討	外来種についての正しい知識の周知や、特定外来生物などの防除活動への参加を呼びかける。	外来種についての普及啓発事業の実施

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4年度	R5年度
関係行政機関、学校、団体と連携した防除活動	検討・実施	▶
普及啓発事業の実施	検討・実施	▶

目標 3 . 外来種や野生生物の適正管理および共生に向けた普及啓発に努める

└─ 取り組み方針 3-1 . 外来種や野生生物への対応



【取り組み内容 3-1-2】

野生生物の適正管理、普及啓発の推進

概要

野生生物とうまく共生する方法について普及啓発を進めますが、生活被害が深刻な場合には防除活動を行います。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
ハチとの共生の普及啓発	世田谷保健所	ハチとの共生の普及啓発の実施	ハチの生態や習性・被害の予防対策に関する正しい知識を習得し、共生していくために、区民向けの普及啓発講習会を開催する。	ハチとの共生の普及
カラスの巣撤去緊急対策事業の実施	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巣の撤去 49 件 (累計 1,240 件) ・ 落下ヒナの捕獲 18 件 (累計 592 件) ・ 調査 6 件 (累計 121 件) 	繁殖期のカラスの威嚇や攻撃から区民の安全を確保するため、巣の撤去などを行う。	繁殖期(4~7月頃)におけるカラスによる人的被害の軽減
ハクビシン等の防除	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハクビシン 36 頭 (累計 151 頭) ・ アライグマ 20 頭 (累計 35 頭) 	ハクビシン・アライグマが建物の天井裏などに棲みつき、糞尿などの被害が生じている場合、区民の生活環境の保全を図るため、箱わなを設置し、防除する。	ハクビシン・アライグマによる生活環境被害の軽減
生活被害を伴う害虫等への防除対策	世田谷保健所	生活被害を伴う害虫等への防除対策の実施	区民生活に危害を及ぼす恐れのある害虫等についての注意喚起や情報の周知、ハチの巣の除去(要件あり)を行う。	生活被害を伴う害虫等への防除対策の普及

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4 年度	R5 年度
ハチとの共生の普及啓発	継続	→
カラスの巣撤去緊急対策事業の実施	継続	→
ハクビシンなどの防除	継続	→
生活被害を伴う害虫等への防除対策	継続	→

目標 4 . 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に
連携・協働する
取り組み方針 4-1 . 国や関係自治体との連携



【取り組み内容 4-1-1】

国・東京都・関係自治体との連携

概要

国・東京都・関係自治体と情報を共有するなど、区外の自治体と連携します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
生きもの情報の共有	みどり政策課	各機関と生きもの情報を共有	各機関と生きもの情報を共有し、希少生物などの生息場所を把握する。また、将来的には、生きもの生息場所をつなげる情報源として活用する。	各機関と生きもの情報を共有
国・東京都・関係自治体と連携したイベントの実施	みどり政策課	国・東京都・関係自治体と連携したイベントの検討	国・東京都・関係自治体と連携して、生物多様性に関するイベントを、河川や公園緑地などで実施する。	国・東京都・関係自治体と連携したイベントの実施
川場村と連携した交流事業の実施	区民健康村・ふるさと交流課	「健康村里山自然学校」の実施 新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部の事業は中止	相互協力協定を結んでいる群馬県川場村と連携し、交流事業である里山塾や農業塾といった「健康村里山自然学校」を実施する。	「健康村里山自然学校」の継続実施

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者、国・東京都・関係自治体

計画(令和4年度～令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
生きもの情報の共有	実施	▶
国・東京都・関係自治体と連携したイベントの実施	検討	▶
川場村との連携	継続	▶

目標 4 . 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に
連携・協働する
取り組み方針 4-2 . 区民の活動を活性化する仕組みづくり



【取り組み内容 4-2-1】

区民や団体との連携

概要

様々な主体の協働体制を構築するため、情報交換をする場を設けます。また、専門的な知識が必要な場合は、専門家派遣などの支援を行います。また、公共用地の生物多様性の維持管理に当たっては区民や活動団体の参画に努めます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
活動団体との意見交換会の開催	みどり政策課 公園緑地課 豪雨対策・ 下水道整備課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	<ul style="list-style-type: none"> 活動団体との意見交換会 生きもの会議(累計4回)分科会プロジェクトの実施 野多連との情報交換会 生きものアドバイザー会議 生きもの会議、野多連との情報交換会、生きものアドバイザー会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	区及び河川の環境団体などと意見交換会を開催する。また、区内の活動団体同士の意見交換の場を新たに設ける。	<ul style="list-style-type: none"> 活動団体との意見交換会の継続 生きもの会議の実施
専門家の派遣などの支援	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	活動団体等への専門家派遣	団体や区民が活動する場で、専門的な知識を要する場合に、その知識に精通した専門家(学校の教授、有識者など)をその活動の場に派遣する。	活動団体等への専門家派遣制度の運用
企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用	みどり政策課 公園緑地課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用 新型コロナウイルス感染拡大防止のため企業からの受入れは中止	企業や学校と連携して、生物多様性に配慮した公園緑地・公共用地・民有地などを、環境学習の場やその他活用場所として活用する。	企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
活動団体との意見交換会の開催	継続	→
専門家の派遣などの支援	継続	→
企業や学校との連携による生物多様性に配慮した場の活用	継続	→

目標 4 . 生物多様性の恵みを分かち合うために、様々な主体や施策を相互に
連携・協働する
取り組み方針 4-2 . 区民の活動を活性化する仕組みづくり



【取り組み内容 4-2-2】

生物多様性に関わる活動の顕彰制度の設立

概要

生物多様性に関する取り組みが、社会全体で一般的なものとして受け入れられるよう、企業やNPO・地域の活動を支援し、優れた活動を顕彰します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
みどり・生きものの表彰制度	みどり政策課	表彰制度の検討	活動団体などのみどりや生物多様性に関する取り組みのうち、地域へのみどりや生物多様性の貢献が高いものや模範的なものについて、顕彰する制度を設立する。	みどり・生きものの表彰制度の検討、実施

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4年度	R5年度
みどり・生きものの表彰制度	検討	実施

目標 5 . 生物多様性の向上のために自ら進んで行動する多様な主体を増やす

└─ 取り組み方針 5-1 . 生物多様性に関わる活動の活性化



【取り組み内容 5-1-1】

トラスト運動への参加の拡大

概要

セミナーの開催や情報発信拠点を活用して、区民に生物多様性を伝える場を提供し、トラスト運動への参加を促します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
トラスト運動 支援者数の拡大	(一財)世田谷 トラストまち づくり	賛助会員やボランティアなどとの連携・協力による自然環境や歴史的・文化的環境の保全	賛助会員やボランティアなどと連携・協力し、自然環境や歴史的・文化的環境の保全を進める。	賛助会員やボランティアなどとの連携・協力による自然環境や歴史的・文化的環境の保全

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度～令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
トラスト運動支援者数の拡大	継続	→

目標 6 . 生物多様性に関する情報を一括して管理・発信できる仕組みを整える
 取り組み方針 6-1 . 生物多様性に関わる情報整理、発信の仕組みづくり



【取り組み内容 6-1-1】

生物多様性に関する情報の集約・管理と活用

概要

生きものの定期的なモニタリングを実施し、世田谷の生きものの生息・生育状況を評価し、その情報を活用して普及啓発を行います。さらに、生きもの調査などを、区民参加で進めていきます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
生物調査の実施	みどり政策課	生物調査の実施 「まちの生きものしらべ」 0回 (累計5回) H27年度から集計。調査は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	世田谷に生息する生きものを把握するために、選定した場所において調査を実施する。また、区民参加の生きものしらべを実施する。	生物調査の継続
河川調査(水生生物)の実施	環境保全課	河川の生物調査 1回/年	河川に生息する水生生物を把握するために、魚類、底生動物などの調査を実施する。	河川の生物調査 1回/年
生物情報検索システムの運用	(一財)世田谷 トラストまち づくり	世田谷の生きものに関する調査と、これまでの調査報告書や世田谷の生物情報を発信するための生物情報検索システム「世田谷の生きものみつけ」の運用 新型コロナウイルス感染拡大防止のため検索システムの運用を中止	世田谷の生きものに関する調査と、これまでの調査報告書や世田谷の生物情報を発信するための生物情報検索システム「世田谷の生きものみつけ」を運用する。	世田谷の生きものに関する調査と、これまでの調査報告書や世田谷の生物情報を発信するための生物情報検索システム「世田谷の生きものみつけ」の運用
ホームページなど多様な情報媒体を活用した生きもの情報の発信	みどり政策課 (一財)世田谷 トラストまち づくり	生きもの情報の発信	区で実施した調査結果を、上記「生物情報検索システム」などを利用して、区民などが見られるよう、情報の共有化を実施する。	・生きもの情報の発信の継続 ・情報を一括して管理・発信
世田谷名木百選マップの配布	みどり政策課	世田谷名木百選マップの配布	世田谷の長い歴史と文化の中に生き続け、地域の方々に様々な関わりかたを通じて親しまれ、育まれてきた樹木を選定した『名木百選』を紹介し、巨樹や老木を大切にすることを醸成していく。	・貴重な樹木の情報提供 ・みどりの保全意識の醸成

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
生物調査の実施	継続	▶
河川調査(水生生物)	継続	▶
生物情報検索システムの運用	継続	▶
ホームページなど多様な情報媒体を活用した生きもの情報の発信	継続	▶
世田谷名木百選マップの配布	継続	▶

目標 7 . 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する

└─ 取り組み方針 7-1 . 生物多様性の普及啓発



【取り組み内容 7-1-1】

生物多様性を伝える場づくり

概要

セミナーの開催や、出前講座、情報発信拠点を活用して区民に生物多様性の恵みを伝える場を提供します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
みどりと生きものに関する出前講座などの開催	みどり政策課	区民や学校向けの出前講座や講習会の実施 ・みどりの出前講座 (消費生活課) 0回 (累計0回) (みどり政策課) 5回 (累計87回) ・自然観察動画の制作	みどりと生きものの大切さを伝える場として、区民や学校向けの出前講座や講習会を開催する。	区民や学校向けの出前講座や講習会の実施
ビジターセンターの運営	(一財)世田谷トラストまちづくり	ビジターセンターの運営及びボランティア等の活動拠点づくりの実施 新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用制限あるいは一部利用中止により運営	世田谷の自然環境や歴史的・文化的環境、また、まちづくりや身近な自然とふれあえる情報発信拠点としてのビジターセンターの運営及び緑地等を保全する地域団体やボランティア等の活動拠点づくりを行う。	ビジターセンターの運営及びボランティア等の活動拠点づくりの実施
特別保護区の一般開放	(一財)世田谷トラストまちづくり	・特別保護区の維持管理 ・一般開放業務における、財団自主事業で養成したボランティアによる自然解説活動の実施 新型コロナウイルス感染拡大防止のため春の一般開放を中止	経堂五丁目特別保護区において、財団自主事業で養成したボランティアが、年10回程度ある一般開放時に来場者に自然解説活動を実施する。	・特別保護区の維持管理 ・一般開放業務における財団自主事業で養成したボランティアによる自然解説活動の実施

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
みどりと生きものに関する出前講座などの開催	継続	→
ビジターセンターの運営	継続	→
特別保護区の一般開放	継続	→

目標 7 . 多様な主体が生物多様性の恵みを身近なこととして理解する

└─ 取り組み方針 7-1 . 生物多様性の普及啓発



【取り組み内容 7-1-2】

生物多様性の理解を促すための普及啓発

概要

生物多様性を理解し、自発的な行動につながっていくように、区民向けのガイドブックや生きものを紹介する資料などを作成します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」配布	みどり政策課	地域戦略のガイドブック「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」配布	生きものつながる世田谷プランや生物多様性について普及啓発を行う。	「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」配布
世田谷の生きものを紹介する資料の作成	みどり政策課	生きもの情報の収集	区内の生きものに関する冊子などを作成する。	世田谷の生きものを紹介する資料の検討
世田谷の自然とまちづくりに関する広報・情報発信	(一財)世田谷トラストまちづくり	・ホームページの運営 ・トラスト通信、メールマガジン、トラストまちづくり情報誌等の発行 ・フェイスブックなど SNS による発信	トラスト通信の発行、ホームページの運営、メールマガジンなどの発行、トラストまちづくり情報誌を発行する。	・ホームページの運営 ・トラスト通信、メールマガジン、トラストまちづくり情報誌、トラまちプレス発行
生物多様性保全の啓発グッズなどの販売	(一財)世田谷トラストまちづくり	啓発用図書の販売	様々な工夫をこらした楽しく分かりやすい図鑑や啓発グッズ等を販売する。	啓発用図書の販売

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

計画(令和4年度～令和5年度)

個別取り組み	R4 年度	R5 年度
「生きものつながる世田谷プランわかりやすい版」配布	配布	→
世田谷の生きものを紹介する資料の作成	検討	→
世田谷の自然とまちづくりに関する広報・情報発信	継続	→
生物多様性保全の啓発グッズなどの販売	継続	→

目標 8 . 将来にわたって恵みを楽しみ続けるための人材育成・教育の仕組みを整える
 取り組み方針 8-1 . 生物多様性に関わる体験・学習の場づくり



【取り組み内容 8-1-1】

学校や地域と連携した生物多様性に関する体験・学習機会の拡充

概要

学校や地域と連携して、みどりとみずの学習機会を拡充します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
フィールドミュージアムの整備	みどり政策課	マップ配布 PR (累計3地区)	地域全体をひとつの学習・体験の場として捉え、世田谷の自然や生きものについて学べる地図の作成や、案内板の整備を検討する。	フィールドミュージアムの整備検討
ビジターセンターの運営 【再掲 取り組み 7-1-1】	(一財)世田谷 トラストまち づくり	ビジターセンターの運営及びボランティア等の活動拠点づくりの実施 新型コロナウイルス感染拡大防止のため利用制限あるいは一部利用中止により運営	世田谷の自然環境や歴史的・文化的環境、また、まちづくりや身近な自然とふれあえる情報発信拠点としてのビジターセンターの運営及び緑地等を保全する地域団体やボランティア等の活動拠点づくりを行う。	ビジターセンターの運営及びボランティア等の活動拠点づくりの実施
ふれあい農園、体験農園、区民農園の推進	都市農業課	・ふれあい農園開園数 2園 (累計51園) ・体験農園開園数 (累計6園) ・区民農園開園数 (累計20園)	農地を身近に感じ、農業を理解してもらえよう、農作業を体験する機会として、ふれあい農園や体験農園、区民農園を運営する。 農地を活用した多世代のコミュニティの場として利用するなど、多面的な利活用を推進する。	・ふれあい農園開園数 (累計57園) ・体験農園開園数 (累計6園) ・区民農園開園数 (累計22園)
土と農の交流園講座の実施	市民活動・生涯現役推進課	土と農の交流園圃場管理ボランティアの実施 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、講座休止とし、代替として、圃場管理ボランティアを各コースで10月下旬から実施	講義と実習により野菜や花づくりなどに関する基礎を学習できる講座を開催する。	土と農の交流園講座の継続

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
体験・学習機会の充実	みどり政策課	自然観察会、愛鳥モデル校の合同発表会などの開催 発表会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	自然観察会、体験教室、愛鳥モデル校の取り組み支援、野川せせらぎ教室、ガイドウォーク、水辺の楽校、外遊び事業、動物飼育支援活動モデル校、移動教室、食に関する講座などを開催する。	愛鳥モデル校の取り組み支援
	(一財)世田谷トラストまちづくり	バードウォッチング：1回(3回中止) 野川せせらぎ教室：1回(3回中止) みつ池体験教室：3回(1回中止) ビジターセンターミニイベント：6回(2回中止) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため一部中止		自然観察会、体験教室、野鳥観察会、野川せせらぎ教室、ガイドウォークの開催
	児童課	多摩川出張事業 12回		多摩川にて川遊び、水辺の生き物観察など自然体験を出張事業として開催
	教育指導課 教育研究・研修課	研究協力校(SDGsベーシックプログラム) 3校 校外学習活動は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため各校の判断により一部中止		校外学習活動の実施。SDGsカードゲーム等による理解促進
	学務課	動物飼育支援活動モデル校 7校 移動教室等(小5川場、小6日光、中1河口湖)は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		動物飼育支援活動モデル校、移動教室などの実施
	消費生活課	食に関する区民向け講座 0件		食に関する区民向け講座の開催
特別保護区の一般開放 【再掲 取り組み7-1-1】	(一財)世田谷トラストまちづくり	・特別保護区の維持管理 ・一般開放業務における、財団自主事業で養成したボランティアによる自然解説活動の実施 新型コロナウイルス感染拡大防止のため春の一般開放を中止	経堂五丁目特別保護区において、財団自主事業で養成したボランティアが、年10回程度ある一般開放時に来場者に自然解説活動を実施する。	・特別保護区の維持管理 ・一般開放業務における財団自主事業で養成したボランティアによる自然解説活動の実施
せたがやエコチャレンジ	教育指導課	エコ活動を区のホームページなどで周知	小中学校、区民団体などのエコ活動を区のホームページや印刷物などで周知する。	エコ活動の普及

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4 年度	R5 年度
フィールドミュージアムの整備	継続	→
ビジターセンターの運営 (再掲)	継続	→
ふれあい農園、体験農園、区民農園の推進	継続	→
土と農の交流園講座の実施	継続	→
体験・学習機会の充実	継続	→
特別保護区の一般開放 (再掲)	継続	→
せたがやエコチャレンジ	継続	→

目標 8 . 将来にわたって恵みを楽しみ続けるための人材育成・教育の仕組みを整える
 取り組み方針 8-2 . 生物多様性保全の人材育成



【取り組み内容 8-2-1】

生物多様性保全に関わる人材の育成

概要

生きものの保全活動に取り組む人材を育て、その輪を広げていきます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
ボランティア向けの養成講座・イベントの開催	みどり政策課	ボランティア向けの養成講座・イベント 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	花壇ボランティアや公園ボランティアなどに向けた、生物多様性保全の先進事例場所の見学会、専門家の派遣などを実施する。	ボランティア向けの養成講座・イベントの開催
	公園緑地課	多様なボランティアの募集		多様なボランティアの募集
世田谷トラストまちづくり大学の開催	(一財)世田谷トラストまちづくり	緑地保全や地域共生・歴史的環境保全などをテーマとした人材育成 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	緑地保全や地域共生・歴史的環境保全などをテーマに、環境共生、地域共生まちづくりの実践者を育成する講座を毎年実施する。	緑地保全や地域共生・歴史的環境保全などをテーマとした人材育成
グリーンインフラ学校の開催	豪雨対策・下水道整備課	「世田谷版グリーンインフラ」のモデルケース及び体制づくりの推進	個人の庭などでも可能なグリーンインフラ施設設置の演習や、講義などを通じて、グリーンインフラの区民への普及啓発を図る。	グリーンインフラの普及啓発
	(一財)世田谷トラストまちづくり	「世田谷版グリーンインフラ」のモデルケース及び推進体制づくりの実施		多主体連携による世田谷版グリーンインフラ推進体制の構築

特に役割を担う団体

世田谷区、(一財)世田谷トラストまちづくり、区民・活動団体、事業者、教育機関・研究機関

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4 年度	R5 年度
ボランティア向けの養成講座・イベントの開催	継続	→
世田谷トラストまちづくり大学の開催	継続	→
グリーンインフラ学校の開催	継続	→

目標 9 . 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する

└─ 取り組み方針 9-1 . 世田谷らしい農の継承



【取り組み内容 9-1-1】

地産地消の促進と伝統野菜の継承

概要

「せたがやそだち」の消費拡大による「地産地消」の推進と、伝統野菜を継承します。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
「せたがやそだち」の消費の拡大	都市農業課	<ul style="list-style-type: none"> 個人直売所やファーマーズマーケットでの販売 学校給食での利用(区立小・中学校) 「せたがやそだち」使用店登録制度の実施(3店舗追加) 農家情報(収穫物・量、連絡先等)の区ホームページ掲載 	都市農業の利点を活かし、農家の個人直売所やJAの共同直売所で販売するなど、地産地消を推進する。また、学校給食における「せたがやそだち」の利用を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> 個人直売所やファーマーズマーケットでの販売 学校給食での利用量拡大(全校で利用)
伝統野菜の継承	都市農業課	伝統野菜保存事業の支援(大蔵大根種もみ)	大蔵大根など伝統野菜の良さを見直し、固定種の保存や栽培技術の継承を図る。	伝統野菜保存事業の支援
農業農地が有する多面的機能の情報発信	都市農業課	農業イベント <ul style="list-style-type: none"> 夏季農産物品評会 農業祭 花展覧会(春・秋) いずれも新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	農業振興と農地保全をPRするイベントを開催し、都市農業・都市農地の有する多面的機能への区民理解を醸成する。	農業イベント開催 <ul style="list-style-type: none"> 夏季農産物品評会 農業祭 花展覧会(春・秋)

特に役割を担う団体

世田谷区、区民・活動団体、事業者

計画(令和4年度~令和5年度)

個別取り組み	R4年度	R5年度
せたがやそだちの区内流通の拡大	継続	→
伝統野菜などの継承	継続	→
農業農地が有する多面的機能の情報発信	継続	→

目標 9 . 生物多様性とともにある世田谷の伝統文化を継承する

└─ 取り組み方針 9-2 . 歴史・伝統文化の継承と活用



【取り組み内容 9-2-1】

伝統的な自然との関わり方の継承

概要

世田谷の地域に根ざし、受け継がれてきた歴史や文化財、史跡、伝統行事などの伝統的な文化について、文化財などとそれを取り巻く環境を一体的に保存・活用する取り組みを通じて、次世代に郷土の歴史・文化を継承していきます。

個別取り組み・内容

個別取り組み	所管課	現況 (令和2年度末実績)	個別取り組み内容	目標 (令和5年度末)
伝統行事や活動の継承	地域振興課(各総合支所)	せたがやホタル祭り とサギ草市、梅まつり、サギ草講習会など 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	せたがやホタル祭りとサギ草市、梅まつり、サギ草講習会などの地域に根ざした行事や活動を継続する。	せたがやホタル祭り とサギ草市、梅まつり、サギ草講習会などを実施
地域の歴史や伝統文化の継承と活用	生涯学習・地域学校連携課	・世田谷デジタルミュージアムの公開 ・民家園の機能の再検討と事業の充実 ・地域の文化財保護の担い手の育成の検討 ・せたがや歴史文化物語の取り組みの推進	世田谷の歴史や文化を伝える文化財の保存・活用を進め、広く区民の方に、学習・体験の場や機会を設ける。 また、地域の文化財の保護の活動を支援し、地域の伝統的な文化を継承していく。	・世田谷デジタルミュージアムの公開 ・地域の文化財保護の担い手の育成 ・せたがや歴史文化物語の取り組みの推進
郷土資料館の運営	生涯学習・地域学校連携課	世田谷区に関する歴史・民俗資料などを収集・研究し、その成果を展示・書籍刊行等により公開	郷土資料館では、歴史資料の収集、調査研究、保存、展示・公開を行い、区民が世田谷の歴史・文化を学習する機会を提供する。	世田谷区に関する歴史・民俗資料などを収集・研究し、その成果を展示・書籍刊行等により公開
民家園の運営	生涯学習・地域学校連携課	次大夫堀公園民家園・岡本公園民家園における世田谷の古民家の保存・公開及びかつての世田谷の農村の生活文化の伝承	次大夫堀公園民家園、岡本公園民家園では、世田谷の古民家を保存・公開するとともに、かつての世田谷の農村の生活文化を伝える取り組みを行う。	次大夫堀公園民家園・岡本公園民家園における世田谷の古民家の保存・公開及びかつての世田谷の農村の生活文化の伝承

特に役割を担う団体
世田谷区、区民・活動団体

計画（令和4年度～令和5年度）

個別取り組み	R4 年度	R5 年度
伝統行事や活動の継承	継続	
地域の歴史や伝統文化の継承と活用	継続	
郷土資料館の運営	継続	
民家園の運営	継続	

生きものつながる世田谷プラン行動計画
令和4年度～令和5年度

令和4（2022）年4月発行（広報印刷物登録番号 No.****）

編集・発行：世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-20-1

世田谷区二子玉川分庁舎

電話：03-6432-7902 FAX：03-6432-7989

<http://www.city.setagaya.lg.jp/>